

ル(明治一五年四月司法省丁第二四號達人相書及ヒ逮捕狀ハ明治十五年二月司法省丙第六號達ニ照準シテ之ヲ作り檢事ヨリ巡查憲兵卒ニ宛テ、之ヲ發ス

逮捕狀ノ效力

(四一四) 法文ニ此場合に於て檢事の發したる逮捕狀は勾留狀と同一の効を有すトアリ故ニ勾留狀ヲ要セスシテ逮捕狀ヲ以テ直チニ勾留スルコトヲ得但シ其逮捕シタル被告人ハ管轄豫審判事ニ傳送スヘキハ勿論ナリ

○第八十一條

豫備後備の軍籍に在らざる下士以下の軍人軍屬に對し令狀を發したるときは其所屬の長官又は隊長に令狀を示す可し其長官又は隊長は已むを得ざる差支あるに非されは本人をして速に令狀に應せしむ可し

本條ハ豫備後備ノ軍籍ニアラザル(即チ現役下士以下ノ軍人軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタル場合ニ付キ規定シタルモノナレトモ現今ハ其必要ヲ見ス(一八六號)

令狀ヲ受

(四一五) 令狀ヲ受クヘキ被告人外國公使館ノ傭人ニ係ルトキハ如何曰

クヘキ被告  
人外國  
公使館ノ  
傭人ニ係  
ルトキハ  
如何

○第八十二條

此場合ニ於テハ豫審判事ハ外務省ヲ經由シテ館主ニ被告人引渡ヲ照會シ其被告人ヲ受取リタル上令狀ヲ執行セシムヘキナリ館主若シ其引渡ヲ拒ミタルトキハ外務省ヘ報知シテ其處分ヲ定ムヘキモノトス但シ其被告人ノ内國人タルヘキハ勿論ナリ(明治七年大政官第一二八號達)

○第八十三條

勾留狀を受けたる被告人は速に其令狀に記載したる監獄署に引致す可し若し其監獄署に引致すること能はざるときは假に最近の監獄署に引致することを得

○第八十四條

何れの場合に於ても監獄署長は令狀を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し  
本條ハ勾留狀ヲ受ケタル被告人引渡方ヲ定メタルモノナリ  
第八十三條 令狀執行の命を受けたる巡查憲兵卒は之を執行したること又執行すること能はざるときは其事由を令狀の正本に記載す可し  
巡查憲兵卒は令狀執行に關する書類を檢事に差出す可し  
本條ハ令狀ヲ執行シ終リタルトキノ處置ヲ規定ス

檢事ニ差  
出スヘシ  
ト定メタ  
ル所以

〔四一六〕 治罪法第三百三十八條第二項ニハ令狀執行ニ關スル書類ヲ書記  
局ニ差出シ云々トアレトモ本法ニハ檢事ニ差出スヘシトアリ是レ檢事ハ  
執行官タルノミナラス巡查憲兵卒ヲ監督スル者ナレハ事ノ順序ニ於テ如  
此クナラサルヲ得ス

○第八十  
四條

第八十四條 勾留狀を受く可き被告人既に監獄署に在るときは執達吏  
をして之を本人に送達せしむ可し

本條ハ既ニ監獄署ニ在ル被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スル場合ニ係ル規定ナ  
リ

○第八十  
五條

第八十五條 密室監禁の場合を除く外被告人は監獄則に従ひ官吏の立  
會に依り其親屬故舊又は辯護士に接見することを得

書翰書籍其他の書類は豫審判事又は檢事の檢閲を経たる後に非され  
ば被告人と外人と之を授受することを許さず但豫審判事又は檢事は  
其書類を留置くことを得

本條ハ被告人カ外人ト接見シ又ハ書類ノ授受ニ係ル規定ナリ

外人ニ接  
見及ヒ書  
類ノ授受

〔四一七〕 密室監禁の場合ニ於テハ第八十八條ノ規定ニ從ハサルヘカラ

ス此場合ヲ除ク外監獄則ノ規定ニ從ヒ外人ニ接見シ又ハ書類ノ授受ヲ爲  
スコトヲ得ヘキナリ監獄則明治二二年勅令第九三號第三十五條ニ曰ク

囚人懲治人及刑事被告人に接見せんと請ふ者あるときは典獄の立會  
を以て之を許すへし但典獄に於て形跡の疑ふべきことありと認むる  
ときは之を許さざることを得

前項の場合に於て重罪裁判所に移すの言渡を受けたる者は裁判言渡  
ある迄辯護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受くべく密室  
監禁者は當該裁判所の允許を受く可し

第八十六條 豫審判事は被告事件禁錮以上の刑に該る可きものに非ず  
と思料したるときは豫審中何時にても勾留狀を取消す可し

本條ハ勾留狀ノ取消ニ係ル規定ナリ

〔四一八〕 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ被告人ニアラサレハ身體ノ拘束ヲ受  
クルコトナキハ普通ノ原則ナリ故ニ豫審中被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル

勾留狀ノ  
取消

○第八十  
六條

ヘキモノニアラスト思料スルトキハ何時ニテモ勾留状ヲ取消サ、ルヘカ  
ラス故ニ又當初ヨリ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノニアラスト思  
料スルトキハ決シテ勾留状ヲ發スヘカラサルナリ第七十五條但書即チ被  
告人逃亡シタル場合ニ於テハ縱令ヒ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモ  
ノニアラスト思料スルモ勾留状ヲ發スルコトヲ得ヘク又此場合ニ於テハ  
勾留状ヲ取消スヲ要セストイヘルハ蓋シ無稽ノ說ナリ(三八一號)

書籍ノ貸  
與

四一九 治罪法第四百十二條ニハ「監倉ニハ刑法治罪法ヲ備置キ被告人  
ノ請求ニ從ヒ之ヲ貸與ス可シ」トアリシモ本法ハ之ヲ刪除シタリ如此キ事  
ハ監獄則ニ於テ定ムヘキモノナレハナリ監獄則第三十二條ニ曰ク

囚人懲治人及刑事被告人現行の法律命令書を看んと請ふときは之を  
許す

囚人及懲治人書籍を看んと請ふときは修身宗教教育及營業に必要な  
るものに限之を許す

刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許す但領置外の書籍は

當該裁判官の承認を経へきものとす

新聞紙及時事の論説を記するものは前二項の例にあらず

### 第二節 密室監禁

密室監禁  
トハ如何  
及ヒ其目  
的

四二〇 密室監禁ハ勾留状ヲ受ケタル被告人ヲ別室ニ留置シ全ク他人  
トノ交際ヲ絶クシムル處分ニシテ其目的トスル所ハ犯罪ノ證據ヲ埋滅ス  
ルヲ防キ事實ノ發見ヲ容易ナラシムルニ在リ然レトモ無罪人視スル被告  
人ニ對シテハ過酷ノ感ナキ能ハス世間或ハ密室監禁ヲ論シテ昔時拷問ノ  
餘風ナリトイフ者アリ其局ニ當ル者殊ニ慎重ヲ加ヘサルヘカラス

四二一 本節總テ三條第八十七條ハ密室監禁ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ヘ  
キ場合第八十八條ハ密室監禁ノ効力第八十九條ハ密室監禁ノ制限ヲ定メ  
タリ

第八十七條 豫審判事は豫審中事實發見の爲め必要なりと思料したる  
ときは檢事の請求に因り又は職權を以て勾留状を受けたる被告人を  
密室に監禁する言渡を爲すことを得

○第八十  
七條

密室監禁  
ノ旨渡ヲ  
爲ス必要  
條件

第三編、第三章 豫審 第二節 密室監禁 第八十七條

三百八十六

(四二二) 豫審判事カ被告人ニ對シ密室監禁ノ旨渡ヲ爲スハ左ノ三個ノ條件ヲ具備セサルヘカラス

第一 豫審中ナルコト〇故ニ豫審終結セントキハ密室監禁ノ旨渡ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論豫審終結ノ旨渡ト同時ニ密室監禁モ亦解除セサルヘカラス

第二 事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルコト〇故ニ此思料ナキトキハ密室監禁ノ旨渡ヲ爲スヲ得ス而シテ事實發見ノ爲メニ必要ナルト否トハ法律上一定スル能ハス重大ノ事件必シモ其必要アルニアラス輕微ノ事件又必シモ其必要ナキニアラス故ニ其要不要ハ事件ノ難易ニ在リテ其輕重ニ在ラス然レトモ此處分ノ如キハ重事ニ於テスヘキモノニテ輕事ニ行フヘキニアラス豈ニ至重ノ處分ヲ容易ニ行フヘキ理アラシヤ

第三 勾留狀ヲ受ケタル被告人ナルコト〇勾留狀ヲ受ケサル被告人ハ勾禁スルコト能ハス況ンヤ密室ニ監禁スルヲ得ンヤ

以上三個ノ條件ヲ具備シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職務ヲ以テ密

〇第八十八條

他人トハ  
如何

〇第八十九條

密室監禁  
ノ制限

室ニ監禁スル旨渡ヲ爲スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ旨渡を受けたる被告人は一名毎に之を別室に置き豫審判事ノ允許を得るに非されは他人と接見し又は書類其他の物品を授受することを許さず

(四二三) 法文ニ所謂ル他人トハ自己以外ノ者ヲ包含ス故ニ親屬朋友ハ勿論辯護士ト雖モ豫審判事ノ允許ヲ得ルニアラザレハ接見スルコトヲ得ス尙ホ監獄則第三十五條第三十八條等ヲ參觀スヘシ

第八十九條 密室監禁は十日を超過すヘからず但十日毎に其旨渡を更改することを得

旨渡を更改するときは其事由を裁判所長に報告す可し  
豫審判事は十日間に少くとも二度被告人を訊問す可し

(四二四) 密室監禁ハ被告人ノ身體自由ヲ拘束スル最モ甚シキモノナルカ故ニ法律ハ左ノ制限ヲ設ケタリ

第一 密室監禁ハ十日ヲ超過スヘカラスナルコト〇但シ十日ヲ經過シタル

第三編、第三章 豫審 第二節 密室監禁 第八十八條 第八十九條 三百八十七

後尙ホ密室監禁ヲ必要トスルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告シテ其言渡  
ヲ更改シ更ニ十日間監禁スル言渡ヲ爲スコトヲ得然レトモ當初ヨリ十日  
以上監禁スル言渡ヲ爲スヲ得ス

第二 十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問スヘキコト○密室監禁ハ事實  
發見ヲ目的トスルモノナレハ事實已ニ明了ナレハ之ヲ行フヲ要セス而シ  
テ事實發見ハ主トシテ被告人ノ訊問ニ在リ故ニ被告人ノ訊問ヲ爲サ、ル  
ヘカラス被告人ヲ訊問スルニハ第九十三條以下ノ規定ニ從フ

(四二五) 密室ト密室トハ之ヲ混スヘカラス密室ハ既決囚人ニシテ獄則  
ニ違背シタル者ヲ勾禁スル所ニシテ密室ハ未決被告人ヲ監禁スル所ナリ  
又密室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セシムルコトナシト雖モ密室  
ハ如此キコトナシ但シ一室一人ヲ限ルコトハ密室ニ同シ(監獄則四二條同  
施行細則三四條)

### 第三節 證據

(四二六) 本節ニ題シテ證據トアレトモ證據一切ノ事ハ本節ニ盡セルニ

密室ト密  
室トノ別

本節ノ要

アラス次節以下ニ規定セル被告人ノ訊問及ヒ對質ノ如キ檢證搜索及ヒ物  
件差押ノ如キ證人訊問鑑定ノ如キ皆刑事訴訟上ノ證據ニアラサルハナシ  
蓋シ本節ハ刑事ニ關スル證據全般ニ共通スヘキ原則及ヒ手續ヲ規定スル  
モノニシテ證據ノ總則又ハ通則トモ稱スヘキモノナリ

(四二七) 證據ニ關スル規定ハ第三章豫審中ノ細節ニ過キサレトモ其規  
定ハ只豫審ノ證據ニ適用スヘキノミナラス又概シテ裁判ノ證據ニモ通用  
スヘキモノナリ治罪法ニ於テハ第二百八十三條ニ公判ニ於テ用フ可キ證  
據ハ豫審ニ於テ用フ可キ證據ニ同シト記シ其第三百五十七條初項ニ於テ  
モ亦特別ノ明文ヲ掲ケタリ今此兩條ハ共ニ廢棄セラレタリト雖モ公判ノ  
事ヲ規定セル第四編中ニ於テ別ニ第九十條ノ如キ證據ニ關スル原則ヲ掲  
ケサルノミナラス反テ第九十條及ヒ第九十六條ノ如キ規定アルヲ以  
テ之ヲ觀レハ本節以下ノ規定ハ尙ホ公判ニモ通用スヘキモノナルヲ知ル  
ヘシ

(四二八) 然レトモ以上ハ素トヨリ其大體ニ付テノコトニシテ豫審ノ證

證據ノ事  
ニ關スル  
規定ハ獨  
豫審ニノ  
ミ適用ス  
ヘキモノ  
ナルヤ

豫審ノ證  
據ハ公判

ノ證據ト  
同一ナル  
ヤ

據ハ必シモ公判ノ證據ト同一ナルニアラス蓋シ公判ハ其事件ヲ終了シテ  
罪ノ有無ヲ斷定スルモノナレハ其言渡ヲ爲スニハ必ス犯罪ノ成立シタル  
ヤ否ヤ其被告人ノ犯人タルヤ否ヤヲ審明セサルヘカラスト雖モ豫審ハ只  
其事件ト被告人トニ付キ公判ニ移スニ足ルヘキ證據アリヤ否ヤヲ決定ス  
ルニ過キス其處分タル單ニ證據ヲ取調フルノミナレハ豫審終結ノ後ト雖  
モ新證據アルニ於テハ更ニ起訴スルコトヲ得(一七五條)又公判ニ於ケルカ  
如ク必シモ眞信憑アルヲ要セス假信憑ヲ以テ足レリトス而シテ眞信憑ト  
假信憑トハ心證ニ於テ大差アリ隨テ公判ノ證據ト豫審ノ證據トニハ確不  
確ノ別ナキ能ハス

證據ノ意

(四二九) 證據ハ佛語ニふるイラトイヒ之ニ三義アリ我カ證據ノ語ニモ  
亦自ラ三義アルヘシ即チ左ノ如シ

第一 證據トハ判事ノ事實ヲ認定スル所以ノ資料ニシテ即チ被告人ノ自  
白官吏ノ檢證調書證人鑑定人ノ供述押收シタル物品其他一切ノ證據物件  
ナイフ

第二 證據トハ證據物件ニ由ル事實ノ推定ナイフ即チ既ニ知リタル事ニ  
リ推シテ未ダ知ラサル實ヲ認知スル謂ニシテ或ハ之ヲ推定トイヒ或ハ之  
ヲ推測トイフ事實ヲ得ル所以ノ方法ナリ而シテ之ニ二種アリ一ハ事實ノ  
推定ニシテ一ハ法律ノ推定ナリ

第三 證據トハ諸種ノ資料ニ由テ判事ノ眞心ニ確認シタル結果ニシテ一  
ニ之ヲ心證トイフ證據充分ナリ證據充分ナラストイフカ如キ是レナリ  
又第一義ノ證據ハ一ニ之ヲ徵憑トイフ徵憑(佛語いんぢーす)トハ其犯人犯  
罪ヲ徵知スヘキ證據ノ謂ニシテ證據ノ外ニ徵憑アルニアラス又法律ニハ  
證據ト徵憑トヲ合シテ一ニ之ヲ證憑トイフ如此ク或ハ證據トイヒ或ハ徵  
憑トイヒ或ハ證憑トイフモ之ヲ要スルニ判事カ心證ヲ得ル所以ノ具ニ外  
ナラス

第九十  
條

第九十條 被告人の自白官吏の檢證調書證據物件證人及び鑑定人の供  
述其他諸般の徵憑は判事の判斷に任す  
本條ハ刑事一般ノ證據ニ關スル原則ヲ規定セリ

刑事證據  
ノ由來

口供結案  
ノ法

口供結案  
法ノ弊害

心證結案  
法ノ端緒

(四三〇) 維新前後ニ在テハ別ニ法律ノ觀ルヘキモノナシト雖モ總テ刑事ニ於テハ被告人ノ白狀ヲ以テ證據ト爲シ而シテ明治六年五月改定律例ヲ發布セラル、ニ當テハ第三百十八條ニ於テ明ニ白狀ヲ以テ證據ト爲スコトニ定メラレ即チ凡ソ罪ヲ斷スルハ口供結案ニ依ルコトヲ明示セラレタリ故ニ當時ニ在テハ他ノ證據ハ完備セルモ被告人ノ白狀ナキ以上ハ之ヲ罪スルコトヲ得ス隨テ其白狀ヲ得ンカ爲メ拷問ヲ行ヒタリ是レ口供結案法ニ於テハ已ムヲ得サルコトナリ白狀ハ被告人自ラ其不利ナル事ヲ供述スルモノナレハ大ニ信ヲ措クヘキニ似タリト雖モ之ヲ以テ唯一ノ證據ト爲シタルハ誤謬モ亦甚キナリ況ンヤ拷問ヲ用ヒタル白狀ナルニ於テチヤ又況ンヤ拷問ノ弊タル言フニ忍ヒサルモノアルニ於テチヤ

口供結案法ノ不可ナルハ今日ニ在テハ論スルヲ要セス今其沿革セシ所チ一言センニ明治九年六月第八十六號布告ヲ以テ凡ソ罪ヲ斷スルハ證ニ依ルハシ若シ斷決セスレテ死亡スル者ハ其罪ヲ論セスト定メ併セテ拷問ヲ廢シ而シテ同時ニ司法卿ハ斷罪ノ證據八種ヲ示サレタリ且ツ其末文ニ曰

心證結案  
法ノ確定

治罪法第  
百四十六  
條第一項  
ヲ刪除シ  
タル所以

ク前條ノ證據ニ依リ罪ヲ斷スルハ專テ裁判官ノ信認スル所ニアリト茲ニ於テ口供結案法ハ全ク廢止セラレ心證結案ノ制初メテ其端緒ヲ開キタリ然レトモ當時ハ因襲ノ久シキト法律學ノ日尙ホ淺キトニ由リ心證結案ノ制モ充分ニハ實行セラレサリナリ

心證結案ノ法ハ明法十三年七月治罪法ノ頒布ニ依リ初メテ確定セラレタリ即チ其第四百四十六條ニ曰ク

法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニ因リ有罪ナルノ推測ヲ定ムルコトナシ  
被告人ノ白狀官吏ノ檢證調書證據物件證人ノ陳述鑑定人ノ申立其他  
諸般ノ徵憑ハ裁判官ノ判定ニ任ス

其第三百九十一條第三項ニ曰ク

被告人ノ白狀アリト雖モ仍ホ其取調ヲ爲サ、ル可カラス

茲ニ至リテ口供結案ノ法ハ全ク廢止セラレタリ次テ本法ニ至リテハ第四百十六條第一項ヲ刪除シ只其第二項ヲ存スルノミナレトモ治罪法ノ第一項ト第二項トハ全ク一事ヲ再言スルニ過キスシテ第一項ハ表面ヨリ法律

上有罪ノ推測ヲ爲サ、ル旨ヲ規定シ其第二項ハ前項ノ意ヲ受ケテ其裏面  
ヨリ諸般證據ノ取捨ハ一ニ判事ノ判定ニ任スルコトヲ規定シタルナリ已  
ニ證據ノ取捨ヲ以テ判事ノ判定ニ一任スルニ於テハ法律上有罪ノ推測ヲ  
爲サ、ルヤ言テ俟タス故ニ第一項ハ當時ニ在テモ實ハ其要ナク只丁密反  
覆ニ法意ノ在ル所ヲ舉示セシノミ是レ本法ニ於テ第一項ヲ刪除セシ所以  
ナリ

心證トハ  
如何

(四三一) 心證結案制ノ沿革ハ以上説述セシカ如シ然レトモ其所謂ル心  
證トハ何チイフカ未ダ詳ナラス心證ハ佛語ニこんうくしよんといヒ眞ニ  
歸スルノ謂ニシテ即チ虚心平氣其眞實ヲ確認スルチイフ眞心ニ質シテ疑  
ナキモノハ是レ心證ナリ諸般ノ證據ハ判事ノ心證ヲ以テ判斷ス判事ハ證  
憑ノ爲メニ拘束セラレス其心ハ主ニシテ證據ハ客ナリ主ヲ以テ客ヲ斷ス  
客ノ爲メニ主ハ制セラル、コトナシ

(四三二) 前述ノ如ク刑事ノ裁判ハ一ニ判事ノ心證ニ依ル諸種ノ證據ハ  
其心證ヲ得ルノ具ニ過キス諸證ノ取捨ハ一ニ判事ノ其心ニ在リ然レトモ

探證上刑  
事ト民事  
トノ差別

其差別ア  
ル所以

民事ハ之ニ異ナリテ法律上豫メ證據方法ヲ限定シテ其定限ニ依ルニアラ  
サレハ裁判ヲ爲スコトヲ許サス之ヲ依法探證ノ制トイフ

(四三三) 刑事ハ心證結案ノ制ヲ用ヒ證據ノ取捨ヲ以テ判事ノ其心ニ一  
任シ民事ハ依法探證ノ制ニ從ヒ證據方法ヲ定限シテ判事ヲ拘束スルハ何  
故ナルカ曰ク此差別アルハ左ノ二箇ノ理由ニ基ク

第一 刑事ノ證據ハ豫メ準備スヘカラサルモノナレトモ民事ノ證據ハ當  
事者ニ於テ豫メ準備スルコトヲ得○犯罪ヲ未發ニ防止スルハ行政警察ノ  
職務ニシテ敢テ怠ルコトナシト雖モ尙ホ犯罪アルヲ免レス而シテ犯人ハ  
其不意ニ乘スルヲ以テ豫メ其證據ヲ準備スヘキ道理ナシ然レトモ民事ニ  
在テハ通常當事者ニ於テ先ツ法律ノ規定ニ準據シ證據ヲ調製シ而シテ其  
證書ハ反テ當事者間ニ於テハ法律ノ効用ヲ致スモノナレハ此證書ニ依據  
スヘキハ勿論ナリ

第二 刑事ト民事トハ告クル所ニ廣狹ノ別アリ○刑事ニ於テハ檢事ノ告  
クル所廣クシテ判事ノ理スル所モ亦自ラ廣シ即チ其將スヘキハ罰シ其免



スヘキハ免シ又其輕クスヘキハ輕クシ其重クスヘキハ重クス檢事ノ告ク  
 ル所モ如此ク判事ノ理スル所モ亦如此シ民事ハ之ニ反ス而シテ判事ハ兩造  
 カ所争ノ外ニ出ツルヲ得ス隨テ其探證方法モ自ラ定限セサルコトヲ得サ  
 ルナリ故ニ羅馬ニ在テハ劍鏡權衡ノ譬喩ヲ以テ民刑ノ差別ヲ論シタル人  
 アリ刑事ニ於テハ鏡ヲ以テ正邪ヲ照破シ劍ヲ以テ其邪曲ヲ懲罰ス民事ニ  
 於テハ權衡ヲ以テ證憑ノ輕重ヲ量定ス亦以テ其差別アル所以ヲ知ルヘシ  
 (四三四) 刑事ニ於テノ探證法ハ前述ノ如シ而シテ自白ハ概シテ信憑ス  
 ヘキモノナリト雖モ亦必シモ信憑スヘキニアラス任意ノ自白ニシテ事實  
 ニ反シ殊ニ爲メニスル所アリテ故ラニ自白セシ例ハ古來往々アルコトニ  
 シテ今日ニ於テモ尙ホ其例ニ乏カラス是レ第二百三十九條ニ於テ裁判所  
 に於ては被告人其罪を自白したるときと雖も仍は證憑を取調へざる可か  
 らすト明示セル所以ナリ

自白アル  
 非尙ホ取  
 調ナ要ス  
 カヤ

然ルニ第二百十九條第三項ニハ若し被告人の自白ありたる場合に於て檢  
 事民事原告人の異議なきときは他の證憑を取調ふるに及ばすトアリ是レ

本條原則  
 ノ例外

只第二百三十九條ノ例外タルノミナラス證據ノ原則ヲ規定セル本條即チ  
 第九十條ノ例外タルモノ、如シ第九十條ニ於テハ證據ノ判斷ヲ判事ノ意  
 見ニ一任シ而シテ第二百十九條ニ於テハ自白ヲ信憑シテ他ノ取調ヲ要セ  
 サルコト、スルカ故ナリ然レトモ法意ハ如此クナルニアラス第二百十九  
 條ハ全ク別箇ノ趣旨ニ出タルモノナリ蓋シ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ事  
 件ハ概シテ微罪ナルヲ以テ故ラニ事實ニ反スル自白ヲ爲スカ如キ弊害ナ  
 ク又事實ヲ得ルニ拘泥シテ取調ヲ爲スニ於テハ時日ヲ遷延シテ被告人ハ  
 爲メニ反テ不利ヲ來スヘキナリ又第二百十九條ハ第二百三十九條ノ例外  
 タリト雖モ必シモ例外トシテ取調ヲ爲サ、ルニハアラス  
 (四三五) 判事ハ諸般ノ證憑ニ拘束セラル、コトナク其取捨ハ一ニ判事  
 ノ判斷ニ在リト雖モ亦其例外ナキニアラス此例外ノ場合ニ於テハ拘束セ  
 ラレサルヲ得ス即チ左ノ如シ

第一 確定ノ判決ニ付與シタル法律上ノ推定ハ之ヲ動スコトヲ得ス治罪  
 法草案第六十條第一項ニ曰ク法律ニ於テハ確定裁判ノ効力ヲ除ク外被

告事件ノ模様ニ因リ有罪タルノ推測ヲ定ムルコトナシト無罪ノ確定裁判モ亦如此シ此明文ナシト雖モ道理ニ於テ如此クナルヘキハ當然ニシテ第六條第三ニ確定判決トアルニ依レハ法意モ亦如此クナルヘキヲ知ル

第二 法律ハ無能力者ニ無罪ノ推定ヲ爲セリ即チ十二歳未滿ノ幼者若シモ者ノ如キ是レナリ十二歳未滿ノ幼者ナレハ其實是非ヲ辨別スルモ尙ホ無罪ト爲サ、ルヲ得ス

第九十一條

豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求に因リ又ハ職權を以テ事實發見の爲め必要なりとする證據徵憑を集取す可シ

本條ハ證據ノ集取ニ關スル一般ノ通則ヲ定ム

證據ヲ集取スヘキ場合

(四三六) 豫審判事ハ自ら進テ被告事件ヲ管掌スルコトヲ得ス何トナレハ如此キハ檢事ノ職權ヲ侵スノミナラス不告不理ノ原則ニモ背反スレハナリ然レトモ一旦法律ニ從ヒ公訴ヲ受ケタルトキハ諸般ノ證據ヲ集取セサルヘカラス本條ハ證據ヲ集取スヘキ三箇ノ場合ヲ規定セリ即チ第一檢事ノ請求アリタルトキ第二被告人ノ請求アリタルトキ第三職權ヲ以テス

證據集取ノ任アル者

豫審判事ハ證據集取ノ請求ニ應セサルヘカリサルヤ

ルトキ是レナリ而シテ治罪法第四百十七條ニ民事原告人ノ請求アリシトキトイヘル場合ヲ除キタルハ本法ハ治罪法ニ異ナリテ公訴ヲ提起スルコトヲ民事原告人ニ許サ、ルノミナラス之ヲシテ證據集取ノ請求ヲ爲ス等豫審中ノ處分ニ干與セシムルニ於テハ殆ソト公訴ヲ實行セシムル嫌アルヲ以テナリ

(四三七) 證據集取ノ任ハ何人ニ在ルカ證據集取ノ事タル儘力ト迅速トヲ要シ且ツ公平ヲ要スルモノナレハ訴訟人タル檢事若クハ被告人ノ意見ニ任スヘカラスハ勿論又公判々事ニ任スルモ迅速ヲ關キ時機ヲ失スル恐ナキニアラス是レ法律ニ於テ豫審判事ヲ置キ殊ニ證據集取ヲ以テ其本然ノ職務ト爲シタル所以ナリ

(四三八) 證據集取ハ豫審判事ノ職務ニシテ又其權利タリ此權利タル他ノ掣肘ヲ受クヘキモノニアラサルカ故ニ檢事若クハ被告人ノ請求アリト雖モ事實發見ノ爲メ必要ナラストスルニ於テハ其請求ヲ拒絕スルコトヲ得治罪法ニ於テハ檢事ヨリ犯所ノ臨檢ヲ請求セシトキ(治罪法一五八條二

項(檢事、民事原告人、被告人)ヨリ證人ノ呼出ヲ請求セシトキ(同一七〇條一項)ハ豫審判事ハ必ス之ニ應セサルヲ得サル義務アリシカ如クナリシト雖モ本法ニ於テハ此等ノ規定ハ全ク廢棄セラレタルカ故ニ豫審判事ノ證憑集取ノ權利ハ他ノ爲メニ拘束セラル、コトナシ

(四三九) 證據徵憑集取ノ方法ハ本條ニハ規定セス第四節以下ニ於テ別ニ之ヲ規定セリ即チ被告人ノ訊問及ヒ對質、檢證、搜索及ヒ物件差押、證人訊問、鑑定等是レナリ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又は被告人、證人ノ訊問を爲すには裁判所書記の立會を必要とす書記は調書を作り豫審判事と共に署名捺印す可し

裁判所外に於て急逃の際書記の立會を得ること能はざるときは立會人二名あるを要す但監獄署に就て被告人を訊問するときは其監獄署の官吏一名をして立會はしむ可し

前項の場合に於ては豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と

證據集取ノ方法

○第九十二條

裁判所書記ノ立會ヲ必要トスル所以

裁判所書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ

共に署名捺印す可し

書記又は立會人なくして爲したる處分は其効なかる可し

本條ハ證憑集取ニ際シテ履行スヘキ一般ノ程式ヲ規定セリ

(四四〇) 法律ハ豫審判事ノ證憑ヲ集取スルニ付キ其裁判所内タルト裁判所外タルトヲ問ハス必ス裁判所書記ノ立會アルヲ要ス其所以ハ左ノ如シ

第一 法律カ判事ニ措信スル素トヨリ輕キニアラスト雖モ書記ノ立會アルトキハ尙ホ其遺忘、怠慢、偏頗ナク以テ其處分ノ公正ニシテ法律ニ背反セサルコトヲ證明スルニ足ル

第二 取調ヲ爲ス者ト記録スル者ト各其職務ヲ分掌スルトキハ大ニ其處分ヲシテ迅速精密ナラシムルコトヲ得

(四四一) 現行犯其他急逃ノ場合ニ在テハ書記ノ立會ヲ得ヘカラル場合ナキニアラス而シテ尙ホ其立會ヲ要スルコト、爲スニ於テハ時機ヲ失ヒ證據ヲ得ヘカラル恐アリ故ニ此場合ニ於テハ便法ヲ設ケサルヲ得ス

如何

是レ本條第二項ニ於テ書記ニ代ハルヘキ二種ノ立會人ヲ定メタル所以ナリ

第一種ノ立會人

(四四二) 第一種ノ立會人ハ常人二名ナリ其二名ヲ要スル所以ハ主トシテ權力ノ平等ヲ得セシメ且ツ其處分ノ公正ナル事實ヲ明確ナラシメンガ爲メナリ一私人タル立會人ハ判事ト其權力ヲ異ニス故ニ立會人一名ニシテハ或ハ公正明確ノ立會ヲ爲ス能ハサル恐アリ此立會人タルヘキ者ハ法律ニ之ヲ限定セス故ニ立會人ハ第七十八條若クハ第百四條等ノ如ク同居ノ親屬若クハ隣佑タルコトヲ要セス是レ本條ハ廣ク一般ノ場合ヲ規定セルモノニシテ山間僻陬等隣佑ナキ地ニ在テ或ハ路人等ヲシテ立會ハシムルコトナキニシモ限ラサレハナリ

立會人ノ能力ハ如何

立會人ノ能力モ亦別ニ規定シタルモノナシ故ニ信用スヘキ者ナレハ之ヲ以テ立會人ト爲スコトヲ得必シモ裁判所ニ於テ證人ト爲ルヘキ能力ヲ有スル者ニ限ルニアラス但シ第百二十四條ニ相當スル者ノ如キハ立會人ト爲スコトヲ得ス此等ノ者ハ法律上信用スヘキ者ニアラサレハナリ

第二種ノ立會人

(四四三) 第二種ノ立會人ハ監獄署ノ官吏ニシテ豫審判事自ラ監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルニ當リ書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ其官吏一名ノ立會ヲ得ルヲ以テ足レリトス其第一種ノ場合ト異ナリテ二名ヲ要セサルハ此立會人ハ書記ト同ク官吏ナルカ故ナリ本條ハ單ニ被告人訊問ノ場合ニ過キスト雖モ在監人ヲ證人トシテ訊問スル場合ニ於テモ亦如此クナルヘキナリ

調書ヲ作ルコト

(四四四) 豫審判事ハ證據集取ノ處分ヲ爲ストキハ調書ヲ作ラサルヘカラス是レ本條第一項末文及ヒ第三項ニ規定セル所ニシテ其目的タル其處分ノ顛末ヲ詳記シテ異日ノ證左ニ供スルノミナラス併ヒテ其處分ノ公正ナルコトヲ證センカ爲メナリ而シテ本條第一項ノ場合ニ於テハ書記ニ於テ之ヲ作り第三項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ之ヲ作りテ立會人ト共ニ署名捺印ス

證據集取ノ方式ヲ履行セサ

(四四五) 本條第四項ハ前三項ノ規定ヲ履行セサル場合ノ制裁ヲ定ム即チ書記其他ノ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ公正ノ信憑ナキモノナルカ

故ニ何等ノ効力ヲモ有スルコトナシ然ラハ或ハ立會アルモ調書ヲ作ラス  
或ハ調書ヲ作ルモ署名捺印セサルトキハ如何是レ本條ノ規定セサル所ナ  
リト雖モ其處分ハ亦無効タルヘキナリ何トナレハ此場合モ其處分ハ亦公  
正タルコトヲ得サレハナリ明治十六年三月八日第八號布告ニ豫審判事裁  
判所ニ於テ豫審ヲ爲ス時ハ當分ノ内書記ノ立會ナクシテ被告人證人ヲ訊  
問スルコトヲ得下アリテ從前ハ必シモ書記ノ立會ヲ要セサリシト雖モ此  
布告ハ治罪法ニ附屬シタルモノナルノミナラス案トヨリ當分ノ内ニ限ル  
變則ナレハ治罪法ノ廢止セラレタル今日ニ於テ効力アルヘキモノニアラ  
ス故ニ爾後ハ之ニ依ルコトヲ得ス

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

(四四六) 第四節ヨリ第七節ニ至ル四節ハ證據ヲ集取スル方法ヲ規定セ  
ルモノニシテ就中第四節ハ第一着ノ手段タル被告人ノ訊問ト對質トヲ規  
定セルモノナリ

(四四七) 本節ハ總テ九條ニシテ第九十三條乃至第九十七條ハ被告人ノ

訊問ニ係ル規定第九十八條第九十九條ハ對質ニ係ル規定ニシテ第百條第  
百一條ハ被告人ノ訊問及ヒ對質ニ共通スル規定ナリ

第九十三條 豫審判事は先ツ被告人を訊問す可し但檢證を爲し又は證  
人を訊問するに付き急速を要するときは此限に在らず

本條ハ證據集取中被告人訊問ヨリ着手スヘキコトヲ定メダリ

(四四八) 召喚狀若クハ勾引狀ニ依リテ被告人ノ出廷シタルトキハ先ツ

其訊問ヨリ始メサルヘカラス其理由ニアリ即チ一ハ事實發見ノ爲メニシ  
一ハ被告人保護ノ爲メニス

第一 被告人ノ出廷スルヤ直チニ其訊問ヲ爲ストキハ捏造虛構等ノコト  
少シト雖モ猶豫スルニ於テハ捏造虛構ノ弊ヲ免レヌ故ニ急速ノ訊問ハ事  
實發見ノ爲メニ便アリ

第二 起訴アリト雖モ必シモ其犯罪ヲ以テ被告人ノ所爲ニ歸スヘカラス  
而シテ被告人ノ訊問ハ其大體ノ情況ヲ知ルニ足ル其大體ヲ知ラサレハ他  
ノ證據ヲ集取スル便ヲ失フノミナラス徒ラニ無罪ノ被告人ヲ監禁スルノ

他ノ證據  
採取ノ處  
分ニシテ  
急速ヲ要  
スルトキ  
ハ如何

被告人訊  
問ノ期間  
ハ如何

被告人數

〔四四九〕 然リト雖モ他ノ證據採取ノ處分ニシテ急速ヲ要スルモノアルトキ例ヘハ雪中ノ足跡ヲ檢證シ死ニ嘔スル證人ヲ訊問スル等ノトキニ於テハ被告人ノ訊問ヲ先キニスヘキニアラス故ニ本條ハ其但書ニ於テ此等ノ場合ニ限リ例外トシテ被告人ノ訊問ヲ後ニシ此等急速ノ處分ヲ先キニスヘキコトヲ規定セリ是レ機ニ變ニ應スル所以ナリ

〔四五〇〕 法文ニハ先ツ被告人を訊問す可シトアルノミニシテ何レノ期間内ニ換テ其訊問ヲ爲スヘキカヲ明示セス然レトモ第六十九條第二項ニハ召喚狀に因リ出頭したる被告人は即時に之を訊問す可シ又遅くとも出頭の日を過ぐることを得ずトアリ第七十三條第二項ニモ並勾引狀を以て引致したる被告人は四十八時間内に之を訊問す可シトアリ故ニ此兩條ニ依リ第一回ノ訊問ハ其期間内即チ即日中又ハ四十八時間内ニ之ヲ爲サ、ルヘカラス其以後ノ訊問ニハ總テ期間ナシ

〔四五二〕 被告人數名アルトキハ同時ニ訊問スヘキヤ將々各別ニ訊問ス

名アルト  
キハ如何

被告人訊  
問ハ之ヲ  
爲サ、ル  
ヲ得ヘキ

ヘキヤ是レ法律ノ規定セサル所ナリト雖モ豫審ノ目的ハ要スルニ事實發見ニ在ルカ故ニ其目的ニ適スルモノヲ以テ法意ヲ得タルモノトセサルヘカラス而シテ各別ニ訊問スルハ事實發見ノ爲メニ最モ便利ナリ且ツ第九十八條ニ豫審判事は云々必要なりとするときは被告人と他の被告人證人又は其他の者と對質せしむることを得ト規定シ被告人ノ對質ヲ以テ特例ト爲シ又第二百二十七條ニ證人は他の證人及び被告人と各別に之を訊問す可シト規定シ證人ハ各別ニ訊問スヘキコトヲ明示セリ此等ノ法意ヨリ推考スレハ被告人ノ訊問モ亦各別ニスヘキモノタルヲ知ラン

〔四五二〕 被告人訊問ハ以上説述ノ如ク證據採取ノ處分中第一着ニ爲スヘキモノナリ然レトモ此處分ハ豫審處分中必要關クヘカテサルモノナルヤ否ヤ即チ他ノ證據充分ナルトキハ被告人訊問ヲ要セスシテ其事件ヲ終結スルヲ得ヘキヤ否ヤ多少ノ論議アリ

或曰ク被告人訊問ハ被告人辯護ノ一方法ナレハ訊問ヲ爲サスシテ被告人ニ不利ノ言渡ヲ爲シタルトキハ之ヲ無効トスヘキハ勿論ナリト雖モ利益

ノ言渡ヲ爲シタルトキハ辯護ノ權利ヲ害スル實ナキヲ以テ無効トスヘキニアラスト余曰ク此說ハ其當ヲ得タルモノニアラス

○第九十四條

豫審判事は被告人をして其罪を自白せしむる爲め恐嚇又は詐言を用ゆる可からず

本條ハ被告人訊問ノ注意ヲ示シタリ

被告人訊問ノ注意

(四五三) 自白ハ諸般ノ證據中ニ在テ最モ有力ノモノタリ然レトモ之ヲ得ンカ爲メ恐嚇詐言等ノ不正ノ手段ヲ用フルハ公平正直タルヘキ判事ノ職ヲ濫スノミナラス被告人ノ自白モ亦任意ノモノナラサルカ故ニ到底無效タルヲ免レサルナリ而シテ恐嚇詐言等ヲ以テ被告人ノ自由ヲ奪ヒ之ヲ偽陷スルハ即チ拷問ヲ用フルト一般ニシテ其不正タルヤ言ヲ俟タス

拷問法ノ細則

(四五四) 拷問ノ法ニアリ曰ク身體ニ加フルモノ曰ク精神ニ加フルモノ是レナリ第一ノ方法ハ従前ノ所謂ル拷問ニシテ前節ニ説述シタル沿革(四二八號)ヲ經テ廢滅セラレ尙ホ今日ハ刑法第二百八十二條ノ將スル所タリ第二ノ方法ハ恐嚇詐言ニシテ或ハ叱責罵詈シテ被告人ヲ畏懼ヒシメ或ハ

拷問ト鉤拒トノ別

被告人ヲ説諭スルハ如何

虚言ヲ設ケテ之ヲ偽陷スルチイフ是レ即チ被告人ノ精神ヲ拘束シ非理ノ自白ヲ爲サシムルモノニシテ辯護權ヲ害スルヤ第一ノ方法ト異ナルコトナシ昔日ハ之ヲ鉤拒ノ術トイヒ審理上關クヘカテサル妙計トシテ之レヲ用ヒシト雖モ今日ハ法律ニ明文ヲ掲ケテ之ヲ嚴禁シタリ

然リト雖モ拷問ト鉤拒トハ其性質ヲ異ニスルノミナラス其制裁モ亦大ニ異ナリ即チ拷問ハ暴行凌虐身體ニ痛苦ヲ與フルチイヒ恐嚇詐言即チ鉤拒ハ精神ニ畏懼又ハ錯誤ヲ生セシムルチイフ而シテ拷問ハ刑法第二百八十二條ノ附スル所ナレトモ恐嚇詐言ハ別ニ之ヲ附スルコトナシ只其制裁トシテ訊問ト自白トヲ無効ナラシムルノミ

(四五五) 恐嚇詐言ハ用フヘカラスト雖モ單ニ眞實ノ事ヲ以テ被告人ヲ説諭スルハ公義ニ於テ害ナク且ツ被告人ノ爲メニ寧ロ利益ト爲ルヘキモノナレハ之ヲ行フテ妨ナシ但シ他ニ確證アルニ於テハ説諭シテ自白セシムル必要ナク又他ニ確證ナキニ於テハ單ニ自白アルモ斷罪ノ憑據ト爲スヲ得ス故ニ説諭モ概シテ之ヲ爲スヘキ必要ナカルヘシ

第九十五條 裁判所書記は訊問及び供述を録取し被告人に之を讀聞かす可し

豫審判事は被告人に其供述の相違なきや否やを問ひ署名捺印せしむ可し若し署名捺印すること能はざるときは其旨を記す可し

本條ハ被告人訊問調書ノ作製方法ヲ示シタリ

第九十六條 被告人其供述に付き變更増減す可きことを申立たるときは更に訊問を爲し其訊問及び供述を録取し之を讀聞かせ署名捺印す可し

本條ハ訊問調書ヲ變更増減スル規定ナリ  
(四五八) 被告人ニ於テ先キニ爲シタル供述ニ付キ變更増減ヲ申立ルトキハ其申立ニ依リ再ヒ前條ノ方式ヲ履行シテ訊問調書ヲ作ル  
變更増減ヲ申立ツヘキ期間ハ法律ニ之ヲ定メス故ニ訊問ノ常日ノミナラス變更増減スヘキ事由ヲ發見シタルトキハ豫審終結マテ何時ニテモ其申立ヲ爲スコトヲ得ヘク豫審判事ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十六條 被告人其供述に付き變更増減す可きことを申立たるときは更に訊問を爲し其訊問及び供述を録取し之を讀聞かせ署名捺印す可し

可し

本條ハ訊問調書ヲ變更増減スル規定ナリ

第九十七條 被告人其供述に付き變更増減す可きことを申立たるときは更に訊問を爲し其訊問及び供述を録取し之を讀聞かせ署名捺印す可し



ヘキ期間  
ハ如何  
第一ノ調  
書ハ全ク  
其効力ヲ  
失フヘキ  
ヤ

〔四五九〕 變更増減セラレタル當初ノ調書ハ變更増減シタル次度ノ調書  
ノ爲メニ全ク其効力ヲ失フニアラス故ニ判事ハ第一第二ノ調書ヲ比照シ  
テ其實否ヲ詳ニセサルヘカラス第一ノ調書ニ記載セル供述ハ眞實ニシテ  
第二ノ供述ヲ虛構ノモノナリト認ムルトキハ其増減變更ニ拘ハラズ第一  
ノ調書ヲ以テ證據ト爲スコトヲ得ヘシ何トナレハ證據ノ採否ハ一ニ判事  
ノ判斷ニ在レハナリ〔九〇條〕

〔四六〇〕 本條ノ規定モ亦對質ニ之ヲ適用ス〔九九條〕

〇第九十  
七條

第九十七條 被告人は供述書の謄本を求むることを得

供述者ノ  
謄本請求

本條ハ被告人カ訊問調書ノ謄本ヲ請求スルヲ得ルコトヲ規定セリ  
〔四六一〕 供述書ノ謄本ハ被告人ニ於テ必要ノモノニシテ之ヲ以テ辯護  
ノ材料ト爲シ又其供述ニ相違アルヤ否ヤヲ知リテ増減變更ヲ申立ツル具  
ト爲スヘシ

立法上本  
條規定ノ  
當否

〔四六二〕 或曰ク線達ナル豫審判事カ被告人ヲ訊問スルヤ急遽不意ニ乘  
シ若クハ他事ニ據テ難詰シ以テ被告人ヲシテ其事實ヲ吐露セシム是レ事

謄本ノ費  
用ハ如何

實發見ノ好手段ナリ然ルニ今供述書ノ謄本ヲ下付スルニ於テハ被告人ヲ  
シテ事實虛構ノ辭柄ヲ假設セシムルヲ許スト一般ニシテ反テ狡猾ノ徒ヲ  
シテ法網ヲ逃レシムル途ヲ開クニアラスヤ故ニ謄本ヲ下付スルハ必要ナ  
クシテ實害アルモノナリト余曰ク然ラス邪ハ正ニ勝タズ虛構ノ事實假設  
ノ辭柄ハ以テ法官ノ明ヲ蔽フニ足ラス且ツ若シ被告人ニ於テ法網ヲ逃ル  
ヘキ事實アラハ逃レシメテ可ナリ其逃レント欲シテ終ニ道ルヘカテサル  
者ニシテ茲ニ始メテ之ヲ得スヘシ釣而不綱弋不射宿ハ君子ノ道ナリ  
〔四六三〕 被告人カ訊問調書即チ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得ルハ法  
文ニ明了ナリト雖モ之ヲ求ムルニハ謄本料ヲ納ムヘキヤ否ヤハ明了ナラ  
ズ治罪法ノ時ニ於テモ其第五百五十三條ト第三百十五條トノ解釋ニ關シテ  
種々ノ異論アリ内訓指令等ニモ往々矛盾スルモノアリシナリ今亦本法ニ  
於テモ第九十七條ト第二百六條トニ關シテ論議ヲ生スヘシ治罪法第五百  
十三條ト本法第九十七條トニハ費用ノコトナクシテ治罪法第三百十五條  
ト本法第二百六條トニハ費用ヲ以テ求ムトアリ而シテ其費用ハ明治十四

年十二月甲第七號布達ニ之ヲ定メテリ其文ニ曰ク治罪法第三百十五條裁判官渡の贖本又は其拔書を求むる者は其用紙一枚金三錢の費用を上納する儀と心得云々ト故ニ本法第二百六條ニ依リ贖本拔書ヲ求ムルトキハ其費用ヲ拂フヘキハ勿論ニシテ而シテ甲第七號布達ハ今尙ホ準用スルコトヲ得ヘシ然レトモ本法第九十七條ニハ費用ノ明文ナキヲ以テ費用ヲ拂ハスシテ贖本ヲ求ムルヲ得ヘキカ如ク論スル者アルヘシト雖モ第九十七條ノ場合ニ於テモ費用ヲ拂フニアラザレハ贖本ヲ下付スルコトナカルヘシ第二百六條ノ旨趣ハ判決ノ正本、贖本等ヲ求ムルヲ許スニ在リ判決ハ公廷ニ於テ宣言シタルモノナレハ正本、贖本等ヲ以テ其宣言ヲ證明スルヲ要セス故ニ正本、贖本等ヲ下付スヘキニアラス然レトモ實際ハ之ヲ要スルコトアルヘキヲ以テ關係人ノ請求ニ由テハ之ヲ下付スヘク而シテ請求スルニ付テハ普通ノ原則ニ從テ相當ノ費用ヲ拂フヘキコトヲ示シタルナリ此普通ノ原則ハ法律ニ明示セスト雖モ道理上自ラ存スルモノナリ凡ソ自己ノ利益ノ爲メニ他人ニ事ヲ爲サシメ其報酬ヲ爲サルハ即チ己ヲ利シテ

○第九十八條

人ヲ害スルモノナリ不正ニ利益ヲ得ヘカラス不正ニ他人ヲ害スヘカラスルハ是レ普通ノ原則ナリ此原則ハ民法ニ明示セラレタルモノニシテ道理ノ當然ニ出テシモノナリ刑事訴訟法モ普通原則ノ範圍ヲ出テス故ニ第九十七條ニ依テ贖本ヲ求ムルトキニモ其費用ヲ拂フヘク而シテ費用ノ額ハ甲第七號布達ヲ準用シテ之ヲ定ムヘシ

第九十八條 豫審判事は被告人の共犯なること、人違なきこと其他事實を發見す可き一切の模様を證する爲め必要なりとするときは被告人と他の被告人、證人又は其他の者と對質せしむることを得

本條ハ對質ニ係ル規定ナリ

(四六四) 對質ハ被告人ト他ノ被告人、證人其他ノ者トナ一場ニ列席セシメテ雙方供述ノ異同ヲ辯明質正セシムルモノニシテ被告人ノ共犯人ナルコト、人違ナキコト其他事實ヲ發見スヘキ一切ノ模様ヲ證明スルカ爲メニスル豫審處分ナリ

(四六五) 豫審ハ秘密主義ヲ以テスルカ故ニ對質ヲ爲ストキハ其主義ニ

對質トハ如何

對質ハ豫

審密行ノ  
主權ニ反  
セサルヤ

對質者皇  
族ナルト  
キハ如何

對質ハ對  
決ト異ナ  
ル所ナキ  
ヤ

反シ共犯人ナシテ相互ノ供述ヲ知了セシメ終ニ事實ヲ虛構セシムルノ弊  
ナキニアラス然レトモ臨機對質セシムルニ於テハ雙方ノ言語相貌等ニ依  
リ其實實ノ在ル所ヲ察知スルニ足ル是レ古來諸國ニ於テ對質ノ法アル所  
以ナリ

〔四六六〕 對質者カ皇族ナルトキハ如何曰ク此場合ニ於テハ其所在ニ就  
キ被告人其他ノ對質者ト對質セシムルノ外ナシ(一三〇條)各大臣帝國議會  
議員ニシテ裁判所々在地外ニ在ルトキモ亦此例ニ準スヘシ

〔四六七〕 對質ト幕府時代ニ行ハレシ對決トテ混同スヘカラス其事實發  
見ノ趣旨ニ於テハ異ナルコトナシト雖モ對決ハ裁判官ノ面前ニ於テ訴訟  
關係人直チニ辯難詰責スルニ在リ對質ハ然ラス豫審判事カ對質者ヲ列席  
セシメテ一々其訊問ヲ爲スモノニシテ直チニ問答ヲ爲サシムルモノニア  
ラス隨テ辯論シテ勝ヲ制シタル者常ニ直者ニシテ敗ヲ取リタル者必シモ  
曲者タルニアラス對決ハ其勝者ヲ以テ直者ト爲シ其敗者ヲ以テ曲者ト爲  
ス

○第九十  
九條

對質調書  
ノ作製

對質調書  
ト被告人  
訊問調書  
トノ差別

第九十九條 書記は對質人の供述及び對質に因り生ずる一切の事件を  
錄取し對質人ニ其對質に關する部分を讀聞カす可シ

第九十五條第九十六條の規定は對質に付ても亦之を適用す

本條ハ對質調書ノ作製ニ關スル規定ナリ

〔四六八〕 對質ハ一種ノ被告人訊問ナルカ故ニ其調書モ亦被告人訊問調

書ニ異ナルコトナシ是レ第九十五條第九十六條ノ方式ヲ以テ對質調書ニ

適用スル所以ナリ然レトモ其訊問調書ト異ナルモノニアリ左ノ如シ

第一 對質調書ニハ對質ニ因リ生シタル一切ノ事件ヲ錄取ス故ニ被告人  
ノ舉動相貌等ニ關スル一切ノ情狀ヲ記載ス被告人訊問調書ニハ只訊問ト  
供述トヲ記載ス

第二 被告人訊問調書ハ被告人ニ其全部ヲ讀聞カスト雖モ對質調書ハ只  
其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カスノミ反テ他ノ部分ハ讀聞カスルヲ得ス何  
トナレハ其他ノ部分ハ對質者ノ關係セサル所ニシテ之ヲ讀聞カスハ豫審  
密行ノ主義ニ反スルコトナレハナリ

對質者ハ  
其調書ノ  
謄本ヲ請  
求スルヲ  
得ルヤ

○第四百條

被告人若  
クハ對質  
者カ對質  
者ナルト  
キハ如何

第三編、第三章 豫審 第四節 被告人ノ訊問及對質 第四百條

四百十八

〔四六九〕 本條ハ單ニ第九十五條及ヒ第九十六條ノ規定ヲ適用スルヲ示シタルノミニシテ第九十七條ノ規定ヲ適用スルヲ得ルヤ否ヤハ之ヲ定メス然レトモ對質者タル被告人ハ其調書ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得ヘシ只其對質調書中ニ在リテ自己ニ關スル部分ハ請求スルヲ得ヘシト雖モ他人ニ關スル部分ハ請求スルモ之ヲ許サ、ルヘキナリ

第四百條 被告人又は對質人聾なるときは書面を以て問ひ噎なるときは書面を以て答へしむ若し聾者噎者文字を知らざるときは通事を命す可し

被告人又は對質人國語に通せざるとき亦同し

本條ハ訊問ノ方法ヲ定ムルモノニシテ訊問ト對質トニ適用スヘキモノナリ

〔四七〇〕 被告人若クハ對質者カ聾者ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ口頭ヲ以テ答ヘシメ噎者ナルトキハ口頭ヲ以テ問ヒ書面ヲ以テ答ヘシム而シテ生來ノ聾者噎者ハ更ニ言語ヲ解セサルカ故ニ書面ヲ以テ問答スルノ外ナシ

又國語ニ  
通セサル  
トキハ如  
何

外國語ヲ  
以テ訊問  
及ヒ對質  
ヲ爲スコ  
トヲ得ツ  
ルヤ

シ又此等ノ者文字ヲ知ラサルトキハ書面ヲ以テモ問答スルコトヲ得サルカ故ニ通事ヲ命スルノ外ナキナリ

〔四七一〕 被告人若クハ對質者カ日本語ニ通セサルトキハ通事ヲ命スヘク北海道琉球等ノ土人ノ如キ別種ノ言語ヲ用ヒ普通ノ日本語ニ通セサル者亦同シ

〔四七二〕 然レトモ被告人又ハ對質者ノ一人若クハ數人カ外國人ニシテ國語ニ通セス豫審判事カ其外國語ニ通スルトキハ通事ヲ命スル必要ナキニ似タリト雖モ日本ノ主權ヲ代表スル裁判所ニ在テハ彼ノ外國ノ語ヲ用フヘキニアラス即チ構成法第百十五條ニ於テ裁判所に於ては日本語を用フト規定セルカ故ニ判事ハ日本語ヲ以テ問ヒ外國人ハ通事ニ依テ答フルヲ原則トス然リト雖モ其被告人若クハ對質人ノ一人若クハ數人カ皆外國人ニシテ日本語ヲ解セス而シテ豫審判事裁判所書記及ヒ對質者皆其外國語ニ通スルトキハ別ニ通事ヲ命スルノ必要ナキカ故ニ例外トシテ其外國語ヲ以テ訊問及ヒ對質ヲ爲スコトヲ得但シ其調書ハ必ス日本語ヲ以テ作

第三編、第三章 豫審 第四節 被告人ノ訊問及對質 第四百條 四百十九

ラサルヘカラス(構成法一一八條)

方言ヲ以テ訊問及ヒ對質ヲ爲スコトヲ得サルヤ

○第一百一條

(四七三) 又被告人若クハ對質者ノ一人若クハ數人カ普通ノ日本語ニ通セス而シテ豫審判事裁判所書記及ヒ對質者皆其方言ニ通スルトキノ如キハ通事ヲ命セス其方言ヲ以テ訊問シ又對質ヲ爲サシムルコトヲ得ヘシ外國語ヲ以テスルコトモ既ニ法律ノ明許セル所ナリ况ンヤ普通ノ國語ニアラサルモ尙ホ國語タルニ於テチヤ又其調書モ方言ヲ以テ記載シテ妨ナシ

第一百一條 通事は正實に通譯す可き宣誓を爲す可し

書記は通事に調書を讀聞かせ之に署名捺印せしむ可し

第三百三十六條第三百三十七條第四百一條の規定は本條にも亦之を適用す

本條ハ通事ニ關スル諸種ノ手續及ヒ方式ヲ定メタリ

通事ニ關スル諸種ノ手續及ヒ方式

(四七四) 通事ハ通譯ヲ爲ス前ニ於テ第二百二十二條ノ規定ニ從ヒ其心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セス正實ニ通譯スヘキ宣誓ヲ爲サルヘカラス但シ裁判所書記又ハ官廳ノ譯官ナシテ通事ヲ爲

サシムルトキハ別ニ宣誓ヲ爲サシムルコトナシ何トナレハ官吏ハ正實タルヘキ信憑ヲ有スル者ナレハナリ(明治一五年司法省丙一〇號達參看)

裁判所書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ其正實ノ供述ナルコトヲ證センカ爲メ署名捺印セシメサルヘカラス但シ通事ニ於テ其通譯ニ誤謬アルカ又ハ通譯ト調書ト相違アルトキハ其訂正ヲ求ムルコトヲ得ヘキハ勿論ナリ

(四七五) 第三百三十六條第三百三十七條第四百一條鑑定ニ關スル規定ハ通事ニモ亦之ヲ適用ス其詳細ハ各本條ノ處ニ於テ述フヘシ

### 第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

(四七六) 檢證トハ犯罪ノ場所其他事實發見ノ爲メ必要ナル場所ニ就テ被告事件ヲ證明スヘキ諸種ノ情況ヲ檢視スルコトナイン

搜索トハ被告人又ハ事實ヲ證明スヘキ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住所身體及ヒ之ニ屬スル物件ヲ取調ヘ其證憑ヲ集取スルコトナイン

物件差押トハ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類、物件ヲ扣留スルコトナイン

(四七七) 事實發見ノ爲メ必要アルトキハ豫審判事ハ人ノ身體ヲ檢査ス

第三編、第三章 豫審 第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

檢證トハ如何  
搜索トハ如何  
物件差押トハ如何  
人體ハ之

ヲ檢査シ得ヘキヤ

ルヲ得ヘキヤ例ハ毆打創傷強姦猥褻姦淫罪等ノ被害者タル男女ノ身體ヲ檢査シ若クハ墮胎罪ノ被告人タル婦女ノ身體ヲ檢査スルヲ得ヘキヤ曰ク法律ニ其明文ナキヲ以テ學者中或ハ人ノ身體ヲ檢査スルハ汚辱ニ涉ルカ故ニ之ヲ爲スコトヲ得スト論スル者アレトモ事實發見ノ爲メ必要ナルニ於テハ檢査シテ妨ナカルヘシ只之ヲ檢査スルニハ慎重ヲ加ヘ且ツ已ムヲ得サル場合ニ限ルヘキノミ

本節ノ處分ヲ爲スニ當テハ時ニ公力ヲ借ルノ必要ナルコトアリ例ヘハ臨檢、搜索若クハ物件差押ヲ爲ス場所ヲ看守セシムルカ如キ又ハ此等ノ處分ヲ拒ム者ヲ制止セシムルカ如キ必ス公力ヲ借ラサルヲ得サルコトアリ故ニ明治十四年九月太政官第八十二號達及ヒ同十二月司法省丙第十五號達ヲ以テ豫審判事ハ場合ニ於テ巡查憲兵卒ヲ使用シ得ヘキ旨ヲ定メ又其事件内亂外患等重大ニシテ且ツ急速ヲ要スルトキハ鎖鑿又ハ分營ニ照會シテ兵力ヲ要求スルコトヲ得ヘキ旨ヲモ定メタリ

(四七八) 本節ノ處分ヲ爲スニ當テハ時ニ公力ヲ借ルノ必要ナルコトアリ例ヘハ臨檢、搜索若クハ物件差押ヲ爲ス場所ヲ看守セシムルカ如キ又ハ此等ノ處分ヲ拒ム者ヲ制止セシムルカ如キ必ス公力ヲ借ラサルヲ得サルコトアリ故ニ明治十四年九月太政官第八十二號達及ヒ同十二月司法省丙第十五號達ヲ以テ豫審判事ハ場合ニ於テ巡查憲兵卒ヲ使用シ得ヘキ旨ヲ定メ又其事件内亂外患等重大ニシテ且ツ急速ヲ要スルトキハ鎖鑿又ハ分營ニ照會シテ兵力ヲ要求スルコトヲ得ヘキ旨ヲモ定メタリ

(四七九) 本節總テ十三條、第二百二條、第二百三條ハ檢證ニ係ル規定、第二百四條

○第二百二條

檢證ヲ爲スヘキ場合檢證ヲ爲ス所以

第二百五條ハ搜索ニ係ル規定、第二百六條ハ物件差押ニ係ル規定ニシテ、第二百七條以下ハ檢證、搜索及ヒ物件差押ニ關スル規定ナリ

第二百二條 豫審判事は事實發見の爲め必要なりとするときは犯所又は其他の場所に臨み檢證を爲す可し

本條ハ檢證ヲ爲スヘキ場合ヲ定メタリ

(四八〇) 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ臨檢ヲ必要トスルトキハ犯罪ノ場所其他ノ場所ニ臨ミテ檢證ヲ爲スヘシ其所以ハ左ノ如シ

第一 豫審判事現場ニ臨ミ實際ノ模様ヲ目撃スルトキハ被告人、證人等ノ供述シ能ハサル所ヲ知悉シ隨テ其供述ノ虛實ヲ識別スルヲ得ヘク且ツ犯罪ノ證憑其他各種ノ模様ヲ詳悉シテ其心證ヲ得ルニ便ナリ

第二 豫審判事犯罪ノ場所ニ臨檢シ公衆ヲシテ其處分ノ迅速精密ナルコトヲ知ラシムルトキハ未タ其裁判ナキモ犯罪ノ爲メニ傷害セラレタル社會ノ平和安寧ヲ回復スルノ便アリ

如何ナル犯罪ニテモ多少犯罪ノ場所ニ其痕跡ヲ遺サ、ルモノハアラス其

其他ノ場  
所トハ如  
何

治罪法ト  
對照

痕跡ハ獨犯罪事件ノ存在ヲ證明シ得ヘキノミナラス或ハ證憑ト爲リ或ハ事實ノ推定ト爲リ又時アリテハ之ニ依リテ犯人ヲ發覺スルコトアリ例ヘハ其地ニ印セル足跡ハ被告人ノ足跡ニ符合スルカ如キ門戸ヲ破壊シタル刀痕ハ被告人ヨリ押收シタル兇器ニ符合スルカ如キ是レナリ  
〔四八一〕 法文ニ所謂ル其他の場所トハ例ヘハ犯人ノ逃走シタル場所、潜伏、集會シタル場所、贓物ヲ藏匿シタル場所ノ如キチイフ此等ノ場所モ亦多少罪跡ヲ遺スモノナレハ其檢證ハ事實發見ノ爲メニ必要ナリ  
〔四八二〕 治罪法第五百五十八條ハ本條ニ恰當スルモノニシテ而シテ該條ハ重罪輕罪ノ犯所ニ臨ミ云々トアリタレトモ本法ニ於テハ之ヲ刪除シタリ是レ檢證ハ豫審處分ノ一ニシテ而シテ豫審處分ハ重罪又ハ煩難ナル輕罪ニ限リ行フヘキモノナレハ其檢證スヘキ犯所ハ重罪、輕罪ノ犯罪タルヘキハ論ヲ俟タサレハナリ  
又治罪法ニハ檢事ノ請求アリタル時ハ如何ナル場合ト雖モ臨檢ス可シトノ明文アリタレトモ本法ニハ亦之ヲ刪除シタリ故ニ以後ハ檢事ハ第六十

○第四百三  
條

檢證調書  
ノ必要及  
ヒ其掲載  
スヘキ諸  
種ノ模様

八條第二項ノ規定ニ從ヒ檢證ニ限ラス總テ必要ナリトスル處分ニ付キ其請求ヲ爲スコトヲ得ヘク又豫審判事ハ必要ナラストスルトキハ之ニ應セサルコトヲ得ヘキナリ(三四六號)

第四百三條 豫審判事は犯罪の性質、方法、日時、場所及び被告人の人達なきことを證明す可き模様につき調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き模様をも記載す可し

本條ハ檢證調書ノ事ヲ定ム

〔四八三〕 檢證ハ現場ニ臨テ諸種ノ情况ヲ實檢スル處分ナリ然ルニ諸種ノ情况ハ親ク目撃シタル者ニアラサレハ之ヲ知ルコト能ハサルカ故ニ本條ハ豫審判事ヲシテ他日ノ記憶ニ備ヘシメ又公判判事其他親ク檢證セサル者ノ爲メニ其目撃知悉シタル諸種ノ模様ニ付キ調書ヲ作ルヘキコトヲ命セリ而シテ犯罪事件ハ千種萬別其模様ノ如キモ法律ヲ以テ豫定スルコト能ハス故ニ法文列記セル諸目ノ如キモ素トヨリ其要領ニ過キス犯罪ノ證憑タルヘキ諸種ノ模様ハ網羅シテ遺漏ナキコトヲ要ス

犯罪ノ性質

第一 犯罪ノ性質○犯罪ノ性質トハ重罪、輕罪、違警罪ノ區別ナイフニアラス殺人ニ付テハ謀殺、故殺、毆打、過失殺トテ區別シ、盜罪ニ付テハ其竊盜タリ強盜タルヲ區別スルカ如キナイフ此等ノ性質ハ犯罪ノ輕重ニ關スルノミナラス又擬律ヲ異ニスルモノナルカ故ニ法律ハ其模様ニ付テ調書ヲ作ルヘキコトヲ命シタリ

犯罪ノ方法

第二 犯罪ノ方法○犯罪ノ方法トハ人ヲ殺スニ毒藥ヲ以テシタルカ兇器ヲ以テシタルカ將テ支解、折割其他慘劇ノ所爲ヲ以テシタルカ又竊盜ヲ爲スニ兇器ヲ携帶シタルカ或ハ門戶塙壁ヲ踰越損壞シタルカ又其毒藥、兇器ハ如何ナルモノカノ如キ是レナリ、犯罪ノ方法ニ由リ大ニ犯罪ヲ異ニスルモノナリ例ヘハ單純ノ故殺ハ無期徒刑ニ過キササルモ毒藥ヲ使用シ若クハ支解、折割其他慘劇ノ所爲ヲ以テシタル者ハ死刑ニ處セラル、カ如キ又同一ノ竊盜ト雖モ門戶塙壁ヲ踰越損壞シテ入りタル者ハ加等セラレ又兇器ヲ携帶シタルカ如キハ重罪ニシテ輕懲役ニ處セラル、カ如シ故ニ詳ニ其取調ヲ爲サ、ルヘカラス

犯罪ノ日時

第三 犯罪ノ日時○犯罪ノ日時トハ其罪ハ何年何月何日ニ犯シタルヤ又其犯時ハ晝間ナリシヤ將テ夜間ナリシヤトイフカ如キ是レナリ而シテ犯罪ノ日時モ亦罪ノ有無、刑ノ輕重ニ關係ヲ及ホスモノナルヲ以テ詳ニ其取調ヲ爲サ、ルヘカラス何トナレハ被告人ノ年齢ハ不論罪及ヒ宥恕減輕ノ原由タルヘキモノニシテ其年齢ハ犯罪ノ日ヲ以テ起算スヘキノミナラス同一ノ家宅侵入罪ニ在テモ其晝間タルト夜間タルトニ依リテ其刑ヲ異ニスル等ノ關係アルヲ以テナリ

犯罪ノ場所

第四 犯罪ノ場所○犯罪ノ場所トハ其犯罪ハ公然ノ場所ナリシヤ否ヤ若クハ何府縣何郡區何町村字何々ノ地若クハ山林ナリシヤ否ヤノ如キナイフ之ヲ其調書ニ記載スル所以ハ彼ノ猥褻罪ノ如キハ其犯所ノ公然ナルト否トニ依テ罪ノ有無ヲ異ニスルノミナラス犯所ハ裁判所ノ管轄ヲ定タルヲ以テナリ

被告人ノ人違ナキコトヲ證

第五 被告人ノ人違ナキコトヲ證明スヘキ模様○被告人ノ人違ナキコトヲ證明スヘキ模様トハ例ヘハ被害者ノ記憶セル被告人ノ人相、着服又ハ其



明スヘキ  
模様  
被告人ノ  
利益ト爲  
ルハキ模  
様

携帶品等ノ模様ナイフ此取調ハ被告人ノ雜タルヲ認定スルニ必要ナリ  
〔四八四〕 檢査調書ニハ只犯罪ノ證憑ヲ記載スヘキノミナラス又被告人  
ノ無罪及ヒ其他總テ被告人ノ利益ト爲ルヘキ模様ヲモ記載セサルヘカ  
ス畢竟豫審ハ有罪無罪ノ證憑ヲ蒐集シテ其公判ニ移スヘキヤ否ヤヲ決定  
スヘキモノナレハ此等ノ模様ヲ取調フルハ只豫審ノ性質タルノミナラス  
又正理ニ於テ然ラサルヲ得サルナリ

○第四百  
四條

第四百四條 豫審判事は被告人の住居又は事實を證明す可き物件を藏匿  
する疑ある者の住居に臨檢し搜索を爲すことを得

被告人又は物件を藏匿する者其住居に在らざるときは同居の親屬若  
し其在らざるときは市町村長の立會あるを要す

第七十八條第三項の規定は本條にも亦之を適用す

本條ハ住居搜索ニ關スル規定ナリ

住居搜索  
トハ如何

〔四八五〕 住居搜索トハ被告人又ハ證憑物件藏匿ノ疑アル者ノ住居ニ臨  
檢シテ搜索ヲ爲シ其發見シタル物件ヲ差押フルニ在リ故ニ住居搜索ヲ爲

臨檢ト檢  
査トハ全  
ク別種ノ  
モノナル  
ヤ

スニハ其手段トシテ臨檢ヲ爲サ、ルヘカラス而シテ其目的ハ常ニ物件差  
押ニ在リ

〔四八六〕 本條ニハ特ニ臨檢ノ文字ヲ用フ故ニ第二百二條ニ所謂ル檢査ト  
ハ全ク別種ノモノナルカ如シ何トナレハ檢査シ得ヘキ場所ハ犯所又ハ其  
他ノ場所ナルモ臨檢ノ場所ハ本條ニ於テ特ニ住居ニ限制セルカ如クナレ  
ハナリ然レトモ第六條第七條第八條第九條第十條第十二條等ノ法文  
ニ依レハ單ニ臨檢ト記スルモ素トヨリ檢査ヲ除クヘキ道理ナクシテ臨檢  
ノ文字中ニハ自ラ檢査ヲモ包含スヘキナリ故ニ檢査トイヒ臨檢トイフモ  
別ニ其意義ヲ異ニスルニアラサルナリ

搜索ヲ爲  
スニ付キ  
被告人ノ  
住居ト他  
人ノ住居  
ト差別ナ  
キヤ

〔四八七〕 法律ハ搜索ヲ爲スニ付キ被告人ノ住居ト他人ノ住居トニ差別  
ヲ爲セリ蓋シ被告人ハ既ニ犯罪ノ嫌疑ヲ受クルヲ以テ其住居ニハ多少事  
實發見ニ必要ナル物件アルコトヲ推測スヘキカ故ニ豫審判事は於テ必要  
ナリトスルトキハ搜索ヲ爲シ得ヘシト雖モ其他ノ者ニ至テハ何等ノ嫌疑  
ヲモ受ケサルカ故ニ尙ホ住居不侵ノ原則ニヨリ保護セラルヘキナリ故ニ

事實ヲ證明スヘキ物件ヲ藏匿スル疑アルトキニアラサレハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス隨テ其目的トスル書類物件ヲ藏匿スヘキ器具ノ外濫ニ搜索スヘカラサルモノトス又特ニ被搜索者カ第二百二十五條ニ列記セル證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ者ニシテ其職秘スヘキ事情ニ關スルモノナルトキハ其承諾ナクシテ妄ニ書類物件ヲ開被搜索スヘカラサルハ當然ナリ尙ホ第四百十四條ヲ參照スヘシ

藏匿トハ如何

四八八 被告人ニアラサル者ノ住居ヲ搜索スルニハ其證憑物件タルコトヲ知り被告人ノ罪ヲ掩ハンカ爲メ故意ヲ以テ之ヲ藏匿シタルコトヲ要スルヤ曰ク本條第一項ニ藏匿ノ文字アルヲ以テ觀レハ然ラサルヲ得ス何トナレハ故意ナキニ於テハ藏匿トハイフヘカラサレハナリ然レトモ如此ク解釋シテ偶然ニシテ買得シ受贈シ受託シタル者ノ住居ハ搜索スヘカラサルニ於テハ住居搜索ハ終ニ爲スヘカラサルカ如シ然レトモ住居搜索ハ住居不侵ノ原則ニ反スル例外ノ規定ナレハ漫ニ範圍ヲ擴張スヘキニアラス但シ實際ニ於テハ必シモ住居搜索ヲ爲スヘカラサルニアラス何トナレ

搜索處分ノ立會

ハ藏匿ノ嫌疑アルニ於テハ即チ搜索スルヲ得レハナリ

四八九 住居搜索ハ公益上ノ爲メニスル一例外ノ處分ナレハ特ニ慎重ヲ加ヘサルヘカラス故ニ搜索處分ニハ住居本人ノ立會ヲ要シ若シ其不在ナルトキハ同居ノ親屬又此等ノ者尙ホ不在ナルトキハ市長町長村長ノ立會ヲ要ス若シ尙ホ市町村長ノ差支アルトキハ如何隣佑二名以上ノ立會ヲ得テ搜索スルヲ得ヘキヤ曰ク搜索スルヲ得ヘシ法文ニハ之ヲ明示セスト雖モ第七十八條ノ規定ハ豫審判事ノ處分ニ之ヲ適用スヘシ豫審判事ノ命令ヲ執行スル巡查等ニ於テ隣佑二名ノ立會ヲ得テ搜索スルコトヲ得況ンヤ此命令ヲ發スル豫審判事ニ於テチヤ又已ニ隣佑ノ立會ヲ得テ搜索スルヲ得ルニ於テハ雇人等ノ立會ヲ得テ搜索スルヲ得ヘキハ言ヲ俟タズ但シ親屬市町村長ノ外立會人ハ必ス二名アルコトヲ要ス輕キチ比附シテ重キニ適用スルハ妨ナシト雖モ重キチ捨テ、輕キニ從フヘキニアラス寧ロ慎重ニ失スルモ輕忽ニ失スヘカラス

四九〇 住居搜索ハ日出前日没後ハ之ヲ爲スコトヲ得ス特ニ法文ニ之

ナ明記シタルハ豫審判事ト雖モ尙此制限ニハ從ハサルヘカヲサルヲ示セシナリ其詳細ノ事ハ第七十八條ニ於テ説述シタルハ今茲ニ之ヲ贅セス(四〇五號)

○第五百五條

豫審判事は被告人又は事實を證明す可き物件を藏匿する疑ある者の身體及び之に屬する物件に就き搜索を爲すことを得

本條ハ身體及ヒ其附屬物件ノ搜索ニ係ル規定ナリ

本條ノ創定セラレタル所以

(四九一) 本條ノ規定ハ治罪法ニナキ所ニシテ本法ノ新設ニ係ル然レトモ其事實ハ本法ニ始マリシニアラスシテ治罪法ノ時ニ於テ已ニ慣行シタル所ナリ只人ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ヲ搜索スルカ如キ人身ノ自由及ヒ財産ノ權利ヲ害スル大ナルヲ以テ特ニ法律ニ明示スルヲ要スルノミ是レ本條ノ創定セラレタル所以ナリ

豫審判事ノ搜索權ヲ以テ單ニ住居ノミニ限ルニ於テハ證憑採取ノ處分ヲ完全ナラシムルコトヲ得ス證憑物件ヲ藏匿スルハ必シモ住居ノミニ限ルニアラサレハナリ故ニ本條ハ豫審判事ニ於テ被告人又ハ證憑物件ヲ攜帶

セリト思料スル者ノ身體及ヒ其攜帶品等ニ就テ搜索ヲ爲スコトヲ許シタリ

身體搜索ト身體檢査トノ區別

(四九二) 身體搜索ト身體檢査トノ混同スヘカラス身體檢査ハ身體ノ模樣ヲ檢證スルニ在リテ身體搜索ハ證憑物件ヲ搜索スルニ在リ(四七五號)

○第五百六條

豫審判事は臨檢搜索に因り發見したる物件其事實を證明するに足るへしと思料したるときは之を差押へて認印を爲し目錄を作る可し但其物件を監護し又は遞送するは裁判所書記之を擔任す可し本條ハ物件差押ノ手續ヲ規定ス

物件差押

(四九三) 豫審判事ハ檢證及ヒ搜索ニ因リテ發見シタル證憑ヲ差押ヘ其

差押フヘキ物件

散佚藏匿ヲ豫防セサルヘカラス然レトモ豫審判事ハ罪證ノ有無ヲ取調フル者ナルカ故ニ亦其無罪ヲ證明スルニ足ルヘキ物件ヲモ差押フルヲ要ス而シテ其差押フヘキ物件ハ事實ヲ證明スルニ足ルヘシト思料シタル物件ニ過キスト雖モ細ニ之ヲ區別スレハ左ノ三種ト爲ルヘシ

第一 犯罪ノ用ニ供シタリト思料スヘキ物件○即チ兇器等

第二 犯罪ニ因テ得タリト思料スヘキ物件○即チ贓物等

第三 右ノ外總テ事實發見ニ必要ナル物件○例ヘハ被告人カ犯時着用シタリト思料スヘキ衣服、其遺留シタル携帶品其他有罪無罪ノ證憑ト爲ルヘキ一切ノ物件

物件差押ノ目的ハ事實發見ノ爲メニ必要ナル證憑ヲ集取スルニ在リテ沒收スヘキ物件ノ散佚藏匿等ヲ防止センカ爲メニアラス故ニ沒收スヘカヲサル物件即チ罪體ハ勿論公商公買ヲ經テ其物件ヲ買取シタル者ノ手ニ存在スルモ苟モ事實發見ノ爲メ必要ナルニ於テハ尙ホ其差押ヲ爲スコトヲ得ヘシ又沒收スヘキ物件ト雖モ苟モ事實發見ノ爲メ必要ナラサルニ於テハ被告人ノ手ニ在ルモ尙ホ差押ヲ爲スヘキニアラス

〔四九四〕 物件ヲ差押ヘタルトキハ其増減變換ヲ防カンカ爲メ認印ヲ爲シ尙ホ其數量品質等ヲ明確ナラシメンカ爲メ目錄ヲ作ラサルヘカラス治罪法第六十條ニ於テハ目錄ノ謄本ヲ立會人ニ渡スヘキ旨ヲ定メタリ蓋シ其者ノ所有權ヲ尊重シテ異日ノ證據ニ供センメンカ爲メナリ今此規定

物件ヲ差押ヘタルトキノ處

○第七百條

ハ廢棄セラレタリト雖モ所有者ノ請求アルトキハ之ヲ交付スヘシ是レ公私ノ爲メニ其事實ヲ明確ナラシムル所以ナリ而シテ差押物件ヲ監護遞送スルハ裁判所書記ノ擔任トス

第七百七條 豫審判事は臨檢搜索物件差押に付き其日に處分を終らざる。ときは場所の周圍を閉鎖し又は看守者を置くことを得

本條ハ臨檢搜索及ヒ物件差押ヲ中止スル場合ノ處分ヲ定ム

其日ニ處分ヲ終ラサルキトハ如何

〔四九五〕 夜間ハ處分ヲ行フニ便ナラスシテ遺漏錯誤等ノ虞ナキニアラス故ニ特ニ急速ヲ要セサル限リハ臨檢搜索及ヒ物件差押等ノ處分ハ晝間ニ於テ爲スヘキナリ就中住居搜索ニ付テハ第四百四條第三項ニ明文アリ例外ノ場合ハ此限ニ在ラス故ニ若シ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ之ヲ停止シ且ツ物件ノ散佚現狀ノ變換等ヲ防キ及ヒ外人ノ出入ヲ禁スルヲ要スルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置キテ之ヲ看守セシム

〔四九六〕 看守者ハ何人ヲ以テ之ニ充ツヘキカ日シ公力者ヲ以テスルヲ通例トスト雖モ山間僻陬ノ地或ハ巡查憲兵卒ヲ使用スルコト能ハサル場

看守者ハ何人ヲ以テ之ニ充

合ニ在テハ其所在ノ市町村長ヲシテ看守セシムルヲ得ヘク又通常人民ヲシテ看守セシムルモ妨ナシ何トナレハ犯罪人スラ尙ホ通常人民ニ責付シテ看守セシム況ンヤ證憑物件、犯所等ノ看守ニ於テチヤ(明治一五年二月八日司法省內訓)

其費用ハ如何

(四九七) 通常人民中相當ト思料スル者ヲ雇入レ看守セシムルハ巡查憲兵卒及ヒ市町村長ニ依ル能ハサル已ムヲ得サル場合ニ限ル而シテ其看守者ニ給スル日當ハ訴訟費用ニ等シキモノナリ但シ差押物件多量若クハ多數ナルカ爲メ之ヲ監護又ハ遞送センカ爲メ臨時人夫ヲ雇入レタル費用ノ如キハ裁判所ノ經費ヲ以テ仕拂フヘキモノニシテ訴訟費用ニ屬スルモノニアラス(同上及同年九月一五日司法省內訓)

○第百八條

第百八條 被告人は臨檢、搜索、物件差押の處分ニ立會ひ又は代人をして立會はしむることを得

若し被告人勾留を受けたるときは自ら立會ふことを得す但豫審判事本人の立會を必要なりとするときは此限に在らず

被告人ハ臨檢等ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキナ

本條ハ被告人ノ立會ニ關スル規定ナリ

(四九八) 法律カ被告人又ハ其代人ヲシテ臨檢其他ノ處分ニ立會フコトヲ許シタルハ只事實發見ノ爲メノミナラス又被告人ヲシテ辯護ノ便ヲ得セシムルカ爲メナリ被告人自ラ現場ニ立會ヒ諸種ノ模樣證憑等ニ付テ辨明ヲ爲シ又ハ其無罪ヲ證明スヘキ模樣證憑ヲ調查ニ記シ若クハ其差押處分ヲ求ムルトキハ豫審判事カ事實ヲ發見シ其心証ヲ得ルニ於テ大ニ便利アリ且ツ此等ノ請求ヲ爲サ、レハ或ハ罪證ヲノミ集取セラル、恐ナキニアラスシテ徒ラニ被告人ノ嫌疑ヲ深クシ遂ニ其利益ヲ證明スルノ途ナキニ至ルヘキナリ

(四九九) 然レトモ勾留ヲ受ケタル被告人ニ立會ヲ許ストキハ逃走等ノ憂アリテ看守護送等ノ費用ヲ要ス是レ其立會ヲ許サ、ル所以ナリ但シ此場合ニ在テモ代人ヲシテ立會ハシムルハ妨ナシ加之若シ被告本人ノ立會ナキニ於テハ事實ヲ詳悉スル能ハサルトキハ勾留ヲ受ケタル被告人ト雖モ尙ホ立會ハシメテ辨明ヲ爲サシメ若クハ訊問ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ

被告人ノ立會フコトヲ得サル場合

檢事ハ此等ノ處分ニ立會フコトヲ得サルヤ

民事原告人ハ此等ノ處分ニ立會フコトヲ得サルヤ

明治十五年司法省丁第三十三號達

(五〇〇) 本條ハ臨檢其他ノ處分ニ付キ被告人ノ立會ヲ規定シタルニ止マリ其原告タル檢事ニ付テハ法律中其明文ナシ然レトモ檢事ノ立會ハ當然之ヲ許サ、ルヘカラス何トナレハ原被ノ間ニ於テ差等アルヘキニアテサレハナリ(明治一四年七月二三日司法省内訓)

(五〇一) 治罪法第六十三條第三項ニ於テハ民事原告人又ハ其代人モ亦此等ノ處分ニ立會フヲ得ヘキ旨ヲ定メタリ隨テ民事擔當人モ亦此權利アリト論スル者アルニ至リシナリ然レトモ本法ニ於テハ民事原告人カ直チニ公訴ヲ提起シ得ル規定ハ全ク廢棄セラレタルカ故ニ其結果トシテ此等ノ處分ニ立會フ權利モ亦自ラ廢棄セラレタルモノトス蓋シ民事原告人及ヒ民事擔當人ハ其關係スル處單ニ民事ノ一點ニ在ルカ故ニ此等刑事ノ處分ニ立會フ權利ヲ有スヘキ理ナケレハナリ

(五〇二) 明治十五年六月司法省丁第三十三號達ハ尙ホ今日ニ實行セラレヘキモノナリ該達ニ曰ク審理の都合に依り檢證の爲め囚人召連他所出張候節は其地の警察署へ護送引致方通知可致尤も護送に屬する費用は渾

○第九百條

差押物件ヲ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシムル所以

て警察署より支辨の筈に候條此旨相違候事ト

第九百九條

豫審判事は被告人物件差押の處分に立會ひたると否とを問

はす其物件を被告人に示し辯解を爲さしむ可し

其訊問及び供述は之を調書に記載す可し

本條ハ差押ヘタル物件ニ付キ被告人ヲ訊問スヘキ旨ヲ定メタリ

(五〇三) 前條ノ規定ニ依リ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否ト

ナ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シテ之レカ辯解ヲ爲サシメサルヘカラス其理由ニアリ左ノ如シ

- 第一 不實ノ事ヲ虛構スル者ハ言語澁滞前後矛盾等其事實ヲ掩ハント欲シテ能ハサルモノアリ故ニ若シ犯所ニ遺留シタル物件住居ニ藏匿シタル兇器贓物等ヲ示シテ其所以ヲ訊問スルトキハ終ニ其自白ヲ得ヘキノミナラス縱令ヒ自白ヲ得サルモ其辯解ノ模樣ニ依リ其實情ヲ得ヘキナリ
- 第二 右ニ反シ被告人若シ無罪ノ者ニシテ眞ニ一時ノ嫌疑ニ過キサルトキハ其辯解明瞭ニシテ訊問ニ對シテ躊躇スル所ナク亦其實情ヲ得ヘキナリ

訊問ヲ爲スヘキ場所

被告人ヲシテ辯解ヲ爲シシムル手續

檢證ヲ爲シタル現場ノ模様

〔五〇四〕 本條ニハ訊問ヲ爲スヘキ場所ヲ定メス故ニ被告人ノ立會ヒタルトキト雖モ後日別ニ豫審廷ニ於テ訊問ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ然レトモ其物件ニ付キ被告人ノ辯解方法ヲ考求セサルニ乘シテ即時ニ訊問スルハ殊ニ事實ヲ發見スルニ便ナルヘシ故ニ被告人ノ立會ヒタルトキハ務メテ其現場ニ於テ本條ノ處分ヲ爲スヘキナリ

〔五〇五〕 差押物件ニ付キ被告人ヲシテ辯解ヲ爲シシムルハ即チ被告人訊問ニ外ナラサルカ故ニ其手續ハ前節被告人訊問ノ規定ニ從フヘキナリ且ツ本條第二項ニ辯解トイハスシテ特ニ訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載スヘントアルニ由ルモ前節ノ規定ニ從フキヤ明ナリ隨テ其調書ハ被告人ニ讀開カセ署名捺印セシムル等總テ被告人訊問ノ規定ニ從ハサルヘカラス

〔五〇六〕 本條ハ單ニ差押物件ニ付キ辯解ヲ爲シシムヘキ旨ヲ定ムルニ止マリ犯所其他入場所ニ檢證セル場合ニ於テ現場ノ模様ニ付キ辯解ヲ爲

ニ付キ訊問スルトキト得サルヤ

○第百十條

臨檢搜索ノ場所ニ於ケル證人ノ訊問

サシムルコトヲ示サス然レトモ此辯解モ亦事實發見ノ爲メ必要ノモノナルヲ以テ之ヲ爲サシムヘク而シテ是レ亦被告人訊問中ノ一事ニ過キサレハ別ニ其明文ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ

第百十條

豫審判事は臨檢、搜索の場所に於て證人の供述を聴くことを必要なりとするときは第百十五條以下の規定に従ひ之を訊問す可し

本條ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於ケル證人訊問ノコトニ係ル規定ナリ

〔五〇七〕

證人訊問ハ訟廷ニ於テスルヲ正則トス然レトモ犯罪事件ノ紛雜ナル實地實物ニ付テ其供述ヲ聽カサルトキハ或ハ其事實ヲ得ルコト能ハス故ニ本條ハ總テ第百十五條以下ノ規定ニ從ヒ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人訊問ヲ爲スヲ得ヘキコトヲ示シタリ

證人タルヘキ者現ニ其場所ニ在リ若クハ第百二十八條ニ從ヒ其場所ニ同行シタルトキハ勿論其現場ニ在ラサルトキト雖モ第百十五條ノ出頭猶豫ヲ與フルコトナクシテ之ヲ呼出スコトヲ得ヘシ何トナレハ臨檢、搜索ノ加キハ極メテ急速ヲ要スル臨機ノ處分ナルヲ以テ實際ニ於テ遲緩スルコト

ヲ得ス法文ニ「臨檢、搜索の場所に於て」トアルハ此趣旨ヲ示スナリ第百十五條以下ノ規定ニ從フハ訊問ノ規定ニ從フナリフ猶豫ノ規定ニ從フナリフニアラス

此場合ニ於テ證人ヲ呼出ストキハ如何ナル書面ヲ以テスヘキヤ

事實參考人及ヒ鑑定人ノ供述ヲ聽クコトヲ得サルヤ

(五〇八) 臨檢、搜索ノ場合ニ於テ即時證人ノ供述ヲ聽クコトヲ要スルト

キハ通常ノ呼出狀ヲ發スル能ハサルコトアルヘシ何トナレハ證人呼出狀ハ其送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時間ノ猶豫アルヘキモノナレハナリ故ニ此場合ニ於テハ通知書ヲ用ヒ便宜之ヲ呼出スヘキナリ但シ證人通知書ヲ受ケタルモ出頭セス又ハ宣誓セサル等ノ事アルモ更ニ正當ノ呼出狀ヲ發シタル後ニアラサレハ勾引狀ヲ發シ又ハ將金ヲ言渡ス等ノ處分ヲ爲スコトヲ得サルナリ(明治一五年八月八日司法省內訓)

(五〇九) 本條ハ證人訊問ノ事ヲ規定シテ事實參考人及ヒ鑑定人ノ事ヲ規定セスト雖モ證人ニシテ已ニ訊問スルヲ得ヘキニ於テハ是レト同一理ニ依リ事實參考人及ヒ鑑定人ノ供述ヲ聽クコトヲ得ヘキナリ且ツ鑑定ノ如キハ實物ニ就テ爲スヘキモノナレハ寧ろ其物件ノ所在地タル臨檢ノ場

○第百十一條

所ニ於テ爲スナ本則トス別ニ明文ケルヲ要セス

第百十一條 豫審判事は前數條に記載したる處分中何人に限らず允許を得ずして其場所に入出することを禁ずるを得

若し其禁を犯す者あるときは之を逐斥し又は處分を終るまで之を留置することを得

本條ハ臨檢、搜索及ヒ物件差押ノ處分中其場所ノ取締法ヲ定メタリ

臨檢、搜索及ヒ物件差押ノ處分中其場所ノ取締法

其制裁ハ如何

(五一〇) 臨檢、搜索及ヒ物件差押ノ如キハ一箇ノ豫審處分ナリ然ルニ若シ何人ニテモ自由ニ其場所ニ出入スルニ於テハ只豫審密行ノ趣旨ニ反スルノミナラス證人等安ニ外出シ又外人ニシテ濫ニ入場シ終ニ證憑ヲ隠蔽

脱漏シ臨檢其他ノ處分ヲシテ全ク無効ナラシムルニ至ルヘシ是レ本條ニ於テ豫審判事ノ允許ヲ得スシテ自由ニ此等處分ノ場所ニ出入スルコトヲ禁シタル所以ナリ

(五一) 又本條ニハ豫審判事ノ允許ヲ得スシテ濫ニ出入シタル者ノ制裁ヲ定メタリ即チ入場シタル者ハ之ヲ逐斥シ又強テ出場シ若クハ入場セ



ノトスル者ハ處分ヲ終ルマテ其場所若クハ他ノ場所ニ之ヲ留置ス但シ其留置ハ犯禁者ニ對スル刑罰ニアラスシテ一箇ノ取締處分ニ過キサルハ逃走スルコトアリト雖モ囚徒逃走ノ罪ヲ以テ問フコトヲ得ス佛國治罪法ニ於テハ之ヲ罰スルニ禁錮罰金ノ刑ヲ以テシ我治罪法草案ニ於テモ亦是ノト同一ノ明文ヲ掲ケタリト雖モ今ハ此明文ナキヲ以テ刑法ニ問フコトヲ得ス但シ暴行強迫ヲ以テ逐斥留置ノ處分ニ抗拒スルトキハ是レ即チ官吏ノ職務執行ヲ妨害スルモノナレハ刑法第三百三十九條以下ノ規定ニ從テ處斷スヘキハ勿論ナリ

○第一百十二條

豫審判事は其管轄地内と雖も時宜に因り臨檢、搜索物件差押の事を區裁判所判事に囑託することを得

本條ハ臨檢、搜索及ヒ物件差押ノ囑託ニ係ル規定ナリ

臨檢、搜索等ノ囑託

(五一二) 臨檢其他ノ處分ハ豫審判事ノ職任ナリ故ニ其管轄地内ニ在テハ自ラ其處分ヲ爲スヲ本則トス然レトモ僅々タル豫審判事ニシテ許多ノ處分ヲ自ラスル能ハサルコトアルヲ以テ法律ハ時宜ニ因リ區裁判所ノ判

事ニ囑託スルコトヲ許シタリ明治十四年九月第四十六號布告ニ依レハ當分ノ内此等ノ處分ハ其地ノ司法警察官ニモ囑託スルコトヲ得タリ然レトモ該布告ハ素ト當分ノ内即チ一時ノ爲メニシタルモノナレハ治罪法ノ廢止セラレタル今日ニ於テハ亦自ラ廢止セラレタルモノナリ

其處分ヲ爲スヘキ場所管轄地外ニ係ルトキハ如何

(五一三) 本條ニ其管轄地内と雖も云々囑託することを得トアリ其處分ヲ要スヘキ場所管轄地外ニ在ルトキハ當然囑託ヲ爲スヲ得ヘキハ言テ俟タス且ツ官吏ノ職權ハ管轄外ニ及ハサルヲ以テ其事ノ大小輕重ニ論ナク必ス之ヲ管轄官吏ニ囑託セサルヘカラス即チ此場合ニ在テハ第三百二十二條第二項ノ規定ニ準據シ場所ヲ管轄セル豫審判事又ハ區裁判所判事ニ囑託スヘク其囑託ヲ受ケタル豫審判事モ亦更ニ本條ノ明文ニ從ヒ其處分ヲ以テ再ヒ其管轄内區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得ヘキナリ

○第一百十三條

豫審判事は事實發見の爲め必要なりとするときは驛遞電信鐵道の官署、諸會社に其事由を通知し被告人又は豫審事件に關係ある者より發し若くは此等の者に對し發したる書類電報又は物件を受

取開披することを得但受取證書を渡す可し

本條ハ信書及ヒ遞送物件差押開披ニ係ル規定ナリ

信書ノ秘  
密ヲ害ス  
ルコトヲ  
得ルヤ

(五一四) 信書ノ秘密ハ憲法ニ於テ保護セラル所ナリ(憲法二六條)故ニ信書ノ秘密ハ侵スヘカラスト雖モ公益ノ爲メニハ私益ヲ侵サ、ルヲ得ス且ツ憲法ニ於テモ法律ヲ以テ之ヲ侵スコトハ其認ムル所ナリ是レ特ニ本條ノ明文アル所以ナリ佛國ニ於テハ此點ニ付キ明確ナル法文ナキヲ以テ今尙ホ反對ノ議論ナキニアラスト雖モ我國ニ於テハ已ニ此明文アリ反對ノ議論アルヘキニアラスト

其書類物  
件不用ニ  
屬シタル  
トキハ如  
何

(五一五) 官署又ハ會社ニ於テ豫審判事ニ書類物件ヲ交付スルトキハ其事ヲ證センカ爲メ本條末項ニ從ヒ受取證書ヲ受領セサルヘカラスト然ラサレハ紛失等ノ場合ニ於テ其責ヲ辞スルコト能ハス若シ其書類物件不用ニ屬シタルトキハ如何スヘキヤ治罪法ニ於テハ殊ニ其官署又ハ會社ニ還付スヘキ明文アリ然レトモ此明文タル往々履行スヘカラストアリ何トナレハ其書類物件カ法律ニ禁制シタル物件及ヒ犯罪ノ用ニ供シ又ハ犯

本條ノ處分  
ハ檢事及ヒ  
司法警察官  
ト雖モ之ヲ  
爲スコトヲ  
得ヘキヤ

○第四百十  
四條

罪ニ因テ得タル物件ナルトキハ之ヲ還付セスシテ沒收セサルヘカラストハナリ故ニ本條ノ書類物件不用ニ歸シタル場合ニ在テハ沒收スヘキハ之ヲ沒收シ其差出人受取人ニ還付スヘキハ之ヲ還付シテ後ニ之ヲ其官署又ハ會社ニ通知シ又其官署會社ニ還付スヘキモノハ之ニ還付スヘキナリ(五一六) 本條ノ處分ハ變例ニ屬スルモノナレハ廣ク其明文外ニ解釋スヘキモノニアラスト故ニ現行犯罪アル場合ト雖モ檢事及ヒ司法警察官ハ只其書類物件ヲ差押フルニ止マリ豫審判事ニアラサレハ之ヲ開披スルコトヲ得サルナリ(明治一五年三月一四日及同一七年八月二九日司法省指令)

第百十四條 證言を拒むことを得る者の所持する物件にして其秘密す可き義務ある事情に關するものは其承諾あるに非されは之を差押へ及び開披することを得ず

本條ハ物件差押及ヒ開披ニ關スル例外ノ場合ヲ規定シタリ

(五一七) 本條ハ本法ノ創定ニ係ルモノナレトモ理論ニ於テモ又慣例ニ於テモ從前一定シタルモノナリ證言モ文書モ他ノ物件モ其證憑タルニ於

テ異ナルヘキモノニアラス故ニ証言ヲ拒ムヲ得ル者カ文書物件ノ開披ヲ拒ムヲ得ヘキハ言ヲ俟タス是レ本條ニ於テ第二百二十五條ニ列記セル各人ノ所持品ニシテ其黙秘スヘキ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾ヲ得ルニアラサレハ差押、開披ヲ爲スヲ許サ、ル所以ニシテ然ラサレハ第二百二十五條ノ規定ハ徒法ニ屬スヘキナリ

### 第六節 証人訊問

証人ノ必  
要ナル所  
以

(五一八) 英人ベンザム氏曰ク証人ハ判事ノ耳目ナリト蓋シ判事ハ初ヨリ犯罪ノ事實ヲ見聞セル者ニアラサレハ其見サルヲ視、其聞カサルヲ聽キ以テ其心證ヲ得ンニハ証人ニ依ラサルヲ得ス証人訊問ノ必要ナルヤ知ルヘシ但シ証人ト雖モ實際其犯罪ヲ目撃セル者ハ少ナカルヘシト雖モ犯罪ノ當時又ハ其前後ノ模様、被害者及ヒ被告人ノ性行、習慣等ニ付キ証人ノ供述ヲ聽クハ審ニ犯罪ノ原因、模様ヲ知ルニ便ナルノミナラス又被告人ノ供述ヲ察シ其虛實ヲ知ルニ便ナリ

証人ノ種  
別

(五一九) 証人ニ二種アリ一ハ純粹ノ証人ニシテ一ハ事實參考人ナリ故

証人ト事  
實參考人  
トノ區別

ニ証人ノ文字ニハ廣狹ノ二義アリ專言ノ証人ハ純粹ノ証人ト事實參考人トヲ總稱シ偏言ノ証人ハ純粹ノ証人ノミニシテ事實參考人ヲ包含セス而シテ本節ノ証人ハ專言ノモノナルカ故ニ本節中若干ノ場合ヲ除ク外ハ總テ之ヲ事實參考人ニモ適用セサルヘカラス

(五二〇) 証人ト事實參考人トノ區別ハ要スルニ其人ノ身分、能力ノ如何ニ依テ生スルモノニシテ証人ノ詐言ハ刑罰ヲ以テ之ヲ制裁シ事實參考人ノ詐言ハ刑罰ヲ以テ之ヲ制裁スルコトナシ故ニ其供述ノ信憑力ニ於ケルモノハ証言トシテ之ヲ聽キ一ハ參考ノ爲メニ聽クニ過キサレノミナラス其間自ラ輕重ノ差ナキ能ハス然レトモ諸種ノ證憑ヲ判斷シテ其心證ヲ作ルハ素トヨリ判事ノ權内ニ在ルカ故ニ實際ニ於テハ其心證ヲ惹起スル効力ハ事實參考人ノ供述反テ証人ノ供述ニ過キ証人ノ供述反テ事實參考人ノ供述ニ及ハサルコトナキニアラス故ニ証人ト事實參考人トノ供述ハ必シモ其効力ヲ異ニスルニアラス其主要ナル差別ハ左ノ如シ

第一 事實參考人ハ証人ト爲ル能力ナシ(一二三條一二四條)

第二 証人ハ宣誓ヲ爲スト雖モ事實參考人ハ宣誓ヲ爲スコトナシ(一二二條一三三條)

第三 証人ニシテ偽證ヲ爲シタルトキハ刑法第二百十八條以下ノ規定ニ從ヒ處斷セラルト雖モ事實參考人ハ詐僞ノ供述ヲ爲スモ別ニ其制裁ナシ(五二二) 豫審ノ証人訊問ト公判ノ証人訊問ト差別アルヤ治罪法ニハ種々ノ差別アリシト雖モ本法ニハ第九十條三、第九十五條以下ノ規定ハ公判ノ証人にも亦之を準用すトノ明文アレハ其差別ハ全ク刪除セラレタリ蓋シ至當ノ改正タルヘシ然レトモ學者中今日モ尙ホ一箇ノ差別アリト主張シ公判ノ証人ニシテ被告人ヲ曲庇陷害スル爲メ偽證ヲ爲ストキハ刑法第二百十八條以下ノ處斷ヲ受クヘシト雖モ豫審ニ於ケル偽證ハ刑法上別ニ之ヲ罰スル明文ナシトイヒ且ツ其說ヲ爲シテ曰ク豫審ノ証言ハ假定ノモノナリ故ニ豫審ノ証人ハ公判ニ於テ其供述ヲ變更スルコトヲ得ヘシ豫審判事ハ只其事件ヲ公判ニ移スニ足ルヘキ證據アリヤ否ヤヲ決スル者ニシテ其事件ヲ裁判スル者ニアラサレハ縱令ヒ虛僞ノ供述ヲ爲スモ實害ヲ

豫審ノ証人訊問ト公判ノ証人訊問ト差別アル

生スルコトナシ實害ナキ所爲ハ之ヲ罰スヘカラス又本法第九十五條ニハ公判ノ証人カ偽證ヲ爲シタル場合ヲ規定シテ豫審ノ証人カ偽證ヲ爲シタル場合ヲ規定セス又裁判所ニ呼出サレタル証人ナルコトハ偽證罪成立ノ元素ニシテ刑法第二百十八條ノ明記セル所ナリ而シテ裁判所トハ法律ニ從ヒ構成セラレタルモノナイフ裁判長其他ノ判事ハ裁判所ヲ構成スル要素ニシテ直チニ指シテ裁判所トイフヘキモノニアラス故ニ豫審ノ証人ハ偽證ヲ爲スモ所謂ル裁判所ニ於テ偽證ヲ爲シタル者ニアラサレハ之ヲ罰スルコトヲ得スト

余曰ク此說非ナリ法律カ偽證罪ヲ罰スルハ公益ニ關シ裁判事務ヲ審スルカ爲メナレハ豫審ノ偽證ト雖モ實害ナキニアラス又豫審証人ノ供述書ハ公判ニ於テ之ヲ證據トスルヲ得レハ假定ノモノトイフヲ得ス又第九十五條ハ公判廷ノ偽證ニ付キ特別ノ手續ヲ定メタルニ過キス豫審ノ偽證ニ付テハ其手續ヲ定メスト雖モ是レ其罪ヲ問ハサルノ趣旨ニアラスシテ豫審ハ密行スルモノナルカ故ニ其偽證ハ特別ノ處分ニ依ラスシテ通常ノ手

續ニ依リ檢事ニ告發セシムルニ外ナラス刑法第二百十八條ニ所謂ル裁判所ハ其意義廣クシテ公判廷、豫審廷ヲモ包含ス(刑法述義一四一六號)尙ホ同法第八十條ニ參照セハ思半ニ過クルモノアラシ

(五二二) 本節總テ二十條證人訊問ニ係ル規定ナリ

○第一百十五條

第百十五條 證人の呼出狀には其氏名、住所及び職業を記載す可し

又出頭の日時、場所及び呼出に應せざるときは罰金を言渡し且勾引することあるべき旨を記載す可し

呼出狀の送達と出頭との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

本條ハ呼出狀ノ程式ヲ定ム

證人呼出狀ノ程式

(五二三) 證人ノ呼出狀ハ第二十條書類調製ノ規定ニ從フ外尙ホ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 證人ノ氏名、住所及び職業○是レ其人違ナカラシメ且ツ其送達ヲ容易ナラシメンカ爲メナリ

第二 出頭ノ日時、場所及び其呼出ニ應セサルトキノ制裁○出頭ノ日時、場

所ヲ記載スルハ證人ニ其日時、場所ヲ知ラシムルカ爲メニシテ又其呼出ニ應セサレハ第一百十八條ニ從ヒ罰金ヲ言渡し且ツ勾引スルコトアルヘキ旨ヲ記載スルハ證人ヲシテ其出頭ヲ忽ニセシメス且ツ其制裁ヲ知ラシムルカ爲メナリ

第三 訊問ヲ要スヘキ被告事件及び證人トシテ呼出スコト○此記載ハ其呼出サル、事實及び其訊問セラルヘキ事實ヲ知ラシムルカ爲メナリ此條件ハ法律ニ明示セサルモノナレトモ道理上記載セサルヲ得サルモノナリ(五二四) 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クとも二十四時間ノ猶豫アルコトヲ要ス此猶豫時間ハ其最短期ヲ示セルノミ故ニ其時間ノ長キハ素

證人出頭ノ猶豫時間

トヨリ妨ナシ今此猶豫ヲ與フルハ召喚狀ニ於ケルカ如ク辯護ノ爲メニスルニアラス證人ハ只其見聞シタル事實ヲ直言スルニ過キサレハ被告人ノ如ク別ニ豫考ヲ要スル理ナシ只即時ノ出頭ヲ命スルトキハ證人ノ家事ニ妨害ナルヘキヲ以テナリ故ニ現行犯罪、臨檢、搜索等特別ノ場合ニ於テ證人訊問ヲ要スルトキハ即時ノ出頭ヲ命スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ通

出頭ノ猶豫  
ノ猶豫

常ノ手續ニ依ラサルヲ以テ第四百十八條ノ制裁ヲ付スルヲ得サルノミ  
〔五二五〕 出頭ノ猶豫ト路程ノ猶豫トヲ混同スヘカラス出頭ノ猶豫ハ路  
程ノ遠近ニ拘ハラス常ニ一樣ナリ而シテ證人遠隔ノ地ニ在ルトキハ出頭  
猶豫ノ外猶ホ總則第十六條ニ依リテ路程ノ猶豫ヲ與ヘサルヘカラス(一五  
一號)

○第四百十六條

證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出に應ずる能はざるこ  
とを疎明したるときは豫審判事其所在に就て之を訊問す可し

本條ハ所在ニ就テ證人ヲ訊問スヘキ場合ヲ規定ス

證人呼出  
ニ應ズル  
能ハサル  
コトヲ疎  
明シタル  
トキハ如  
何

〔五二六〕 證人ト爲ルハ國民ノ義務ニシテ之ヲ拒ムコトヲ得スト雖モ疾  
病其他正當ノ事故アルニ於テハ出頭セシムルヲ得ス故ニ證人ニ於テ其事  
由ヲ申立タルトキハ第七十四條ノ場合ト同ク豫審判事ハ其證人ノ所在ニ  
就テ其供述ヲ聽キ又第三百三十二條ニ從ヒ證人其管轄内ニ在ルトキハ住居  
ノ地ノ區裁判所判事ニ又管轄外ニ在ルトキハ所在地ノ豫審判事又ハ區裁  
判所判事ニ囑託シテ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得又其事件ノ急迫ヲ要セサ

ルトキハ必シモ其所在ニ就テ訊問スルヲ要セス其事故ノ止息スルヲ待テ  
召喚シテ可ナリ

〔五二七〕 疾病ニ輕重ノ差アリ又事故ニ公私ノ別アリ單ニ疾病トイヒ單

ニ正當ノ事故トイヒシノミニテハ尙ホ未タ詳ナラス然レトモ之ヲ要スル  
ニ其呼出ニ應シ得ルヤ否ヤニ在リ而シテ之ヲ決定スルハ一ニ豫審判事ノ  
意見ニ在リ又此等ハ必シモ其證據ヲ學クルヲ要セス只其事由ヲ申述スル  
ヲ以テ足レリトス是レ治罪法ニ證明トアリシナ今疎明ト爲シタル所以ナ  
リ

○第四百十七條

第四百十七條 證人ト爲る可き者豫備後備ノ軍籍に在らざる軍人軍屬な  
るときは其所屬ノ長官又は隊長を經由して呼出狀を送達す其長官又  
は隊長は即時に出頭せしむ可きことを認可し又は職務上已むことを  
得ざる差支あるときは其事由を付して出頭ノ延期を豫審判事に請求  
す可し

本條ハ現役中ノ軍人軍屬ヲ證人トシテ呼出ス場合ニ係ル規定ナリ

現役ノ軍人軍屬ヲ證人トシテ呼出ストキノ處置

〔五二八〕 司法權ハ軍門内ニ及ハス故ニ證人タルヘキ者豫備後備ノ軍籍ニ在ラスシテ現役中ニ在ル軍人軍屬ナルトキハ其在營中ナルト其行軍中ナルトナ問ハス其所屬長官又ハ隊長ヲ經テ呼出狀ヲ送達セサルヘカラス長官又ハ隊長ハ職務上差支ナキ限りハ即時其呼出ニ應シテ出頭スヘキ認可ヲ與フヘク職務上已ムヲ得サル差支アルトキハ即時其事由ヲ具シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ求ムヘキナリ

茲ニ所謂ル即時トハ即時ニ出頭スヘキコトヲ認可スルナイフニアラスシテ出頭スヘキコトヲ認可シ若クハ延期ヲ請求スルコトヲ即時ニスヘキナイフ

軍人軍屬ノ出頭スル能ハサル正當ノ事故アルトキハ如何

〔五二九〕 長官ノ請求ハ單ニ職務上差支アルコトヲ證スルニ過キサレハ此請求ニ拘ハラス本人ニ於テ疾病其他正當ノ事故アリテ出頭スル能ハサルトキハ普通ノ規定ニ從ヒ別ニ出頭ノ延期ヲ請求セサルヘカラス又軍人軍屬ノ呼出ニ應スル能ハサル場合ニ於テモ豫審判事ハ前條ニ從ヒ其所在ニ就テ訊問ヲ爲スコトヲ得ヘン

○第四百十八條

第四百十八條 豫審判事は前二條に定めたる差支の場合を除く外證人呼出に應せざるときは檢事の意見を聽き其不參に因り生じたる費用の賠償及び二圓以上二十圓以下の罰金を言渡す可し但其決定に對しては抗告を爲すことを得此抗告は執行を停止する効力を有す豫審判事は其證人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達し又は直ちに勾引狀を發することを得若し證人再度の呼出に應せざるときは費用賠償の外二倍の罰金を言渡す可し又勾引狀を發することを得豫備後備の軍籍に在らざる軍人軍屬に對する罰金の言渡及び執行は軍事裁判所又は所屬の長官又は隊長に囑託して之を爲す可し其勾引に付ても亦同し

本條ハ證人カ呼出ニ應セサルトキノ處分ヲ定メタリ

〔五三〇〕 證人ハ呼出ニ應シテ出頭スル義務アリ故ニ此義務ニ對スル制裁ナキ能ハス是レ本條ノ規定アル所以ナリ而シテ前ニモ説述セシカ如ク

證人呼出ニ應セサルトキノ

證人ノ文字ニハ專言偏言ノ二義アリテ本條ノ證人ハ專言ノモノニシテ純粹ノ證人ノミナラス事實參考人ヲモ包含ス故ニ事實參考人ノ呼出ニ應セサルトキモ亦本條ノ制裁ヲ適用ス但シ報知書ヲ以テ呼出シタルトキハ此限ニ在ラス

〔五三一〕 前二條ニ規定シタル差支ノ場合ヲ除ク外證人其呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因テ生シタル費用例ヘハ送達費等ノ賠償ヲ言渡シ尙ホ且ツ二圓以上二十圓以下ノ範圍内ニ於テ罰金ノ言渡ヲ爲ス此場合ニ於テハ別ニ法律ニ明文ナキモ必ス檢事ニ通知セサルヘカラス何トナレハ初ニ其意見ヲ聽キテ後ニ通知セサル道理ナク又實際ニ在テモ檢事ニ於テ其言渡ヲ知ラサルトキハ之レカ執行ヲ爲スコト能ハサレハナリ且ツ決定ニ對シテハ第二百九十五條ノ規定ニ從ヒ言渡書ノ送達アリタル日ヨリ三日以内ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘク而シテ其抗告ノ結果ハ右言渡ノ執行ヲ停止スルノ效力アリ

治罪法ト  
ノ差別

〔五三二〕 治罪法ニ於テハ決定ニ對シテ法律ノ點ニ付キ上告ヲ許セシモ

證人呼出  
ニ應セサル  
トキト  
ハ如何

證人初度  
ノ呼出ニ  
應セサル  
トキノ制  
裁

故障控訴ハ許サ、リシカ故ニ事實ノ點ニ付テハ誤謬アルモ矯正スルニ由ナカリシナリ蓋シ犯罪ノ事實即チ呼出ニ應セサル事實ハ分明ニシテ別ニ覆審ノ必要ナキニ依リシコトナルヘシト雖モ必シモ誤謬ナキヲ保スル能ハス是レ本法ニ於テ上告ノ外通常豫審處分ト同シク抗告ヲ許シテ事實ヲ覆審セシムル所以ナリ但シ故障及ヒ控訴ハ本法ニ在テモ尙ホ之ヲ許サス

〔五三三〕 法文ニ所謂「證人呼出に應せざる」とハ其呼出ノ日中ニ出頭セサルナイフヤ又ハ其指定シタル時刻ニ出頭セサルナイフヤ曰ク呼出狀ニハ第百十五條ノ規定ニ從ヒ出頭ノ日及ヒ時ヲ記載スルカ故ニ其指定ノ時刻ニ出頭スヘキハ勿論ニシテ且ツ其指定時刻ニ出頭セサレハ豫審ノ處分ニ障礙ナキ能ハス故ニ遲刻スレハ即チ呼出ニ應セサルモノトス然レトモ遲刻スルモ豫審處分ニ實害ナキニ於テハ罰スヘキニアラス

第三編、第三章 豫審 第六節 證人訊問 第一百八條

〔五三四〕 證人初度ノ呼出ニ應セサルトキハ前項ニ依テ言渡シタル罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ勾引狀ヲ發シ公力ヲ以テ其出頭ヲ強制スルコトヲ得而シテ直チニ勾引狀ヲ發スル場合ニ在テモ必シモ



罰金ノ言渡書ト共ニスルコトヲ要セス別ニ之ヲ送達シ若クハ其出頭ヲ待テ之ヲ言渡スコトヲ得ヘシ言渡書ノ送達ハ執達吏ノ爲ス所ニシテ勾引狀ノ執行ハ巡查憲兵卒ノ爲ス所ナリ實際ニ於テモ必シモ同時ニスルコトヲ得サルヘシ

(五三五) 證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ第一次ノ罰金額ニ倍ノ範圍内ニ於テ罰金ヲ言渡シ且ツ第三次ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得法文ニハ單ニ二倍ノ罰金トノミ記載セルカ故ニ何レノ二倍ナルヤ明了ナラス即チ初度ニ五圓ヲ言渡シタルトキハ再度ノ言渡ニハ五圓ノ二倍ニシテ十圓ナルヘキヤ又ハ二圓以上二十圓以下ヲ二倍シテ四圓以上四十圓以下ノ範圍内ニ於テ相當ノ金額ヲ言渡スヘキヤ分明ナラス然レトモ之ヲ道理ニ考ヘ法意ニ徵スルニ四圓以上四十圓以下ノ範圍内ニ於テ相當ノ金額ヲ言渡スヲ當然トス而シテ今日ハ世論モ亦皆如此クナルニ似タリ

證人再度ノ呼出ニ應セサルトキノ制裁  
三三四次

(五三六) 三次、四次ノ呼出ニ應セサルトキモ其制裁ハ再度ノ呼出ニ應セ

ノ呼出ニ應セサルトキハ如何  
現役ノ軍人軍屬ニ對スル制裁及ヒ其執行ハ如何

本條ノ規定ハ普通ノ刑事訴訟手續ニ對スル變例ナルヤ

サル場合ニ異ナルコトナシ只再度以上ニ至テハ常ニ勾引狀ヲ發スヘキヲ以テ實際上ニ於テハ此等ノ場合ヲ生スルコトナカルヘキノミ  
(五三七) 證人トシテ呼出ヲ受ケタル現役中ノ軍人軍屬ニシテ所屬長官又ハ隊長ヨリ出頭ノ認可ヲ受ケ職務上何等ノ差支ナク又疾病其他正常ノ事故ナクシテ其呼出ニ應セサルトキハ豫審判事ハ軍事裁判所又ハ所屬長官又ハ隊長ニ囑託シテ前述ノ區別ニ從ヒ罰金ヲ言渡シ及ヒ之カ執行ヲ終ム之ヲ勾引スルニ付テモ亦同シ是レ軍人軍屬ノ犯罪ハ軍事裁判所ノ管轄スル所ニシテ普通ノ裁判所ノ管轄スル所ニアラサルカ故ナリ  
(五三八) 本條ノ規定ハ普通ノ刑事訴訟手續ニ對シ數多ノ變例ヲ包含ス即チ左ノ如シ

第一 裁判官渡ハ公判判事ニアラサレハ常ニ之ヲ爲スコトヲ得ス然ルニ本條ハ豫審判事ニ罰金ノ言渡ヲ爲サシム是レ證據ノ集取ハ迅速ノ手續ト處分ノ權力トヲ要スルニ依ル

第二 檢事ノ公訴ヲ要セス又被告人ヲ呼出サス其他刑事訴訟ノ方式ヲ用

ヒスシテ單ニ檢事ノ意見ヲ聽キ關席判決ヲ爲ス是レ其處分ノ急速ヲ要ス  
ルト事實ノ明白ナルトニ依ル

第三 關席判決ニ付テハ故障ヲ許シ第一審ノ判決ニ付テハ控訴ヲ許ステ  
定例トス本條ノ場合ニ於テハ總テ之ヲ許サス是レ普通ノ豫審處分ト同ク  
抗告ヲ許シタルニ依ル

第四 再犯加重ノ例ヲ適用セス故ニ再度ノ呼出ニ應セサルトキト雖モ其  
刑ハ常ニ四圓以上四十圓以下ノ範圍内ニ於テ處斷スルニ止マル又先キニ  
他ノ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ニモ別ニ加重スルコトナシ是レ本條  
ノ罰金ハ其實懲罰處分ニ外ナラサルカ故ナリ

第五 裁判ハ故障、上訴、再審等法定ノ方法ニ依ルニアラサレハ動かカスヘカ  
ラサルヲ原則トス然ルニ本條ノ言渡ハ次條ノ規定ニ從ヒ正當ノ理由ヲ以  
テ其不參ヲ辯解スルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第六 數罪俱發ノ例ヲ適用セス故ニ初度不參ノ罰金言渡ノ確定セサル前  
ニ於テ再度ノ不參ニ罰金ヲ言渡スニ至ルモ併科シテ一ノ重キニ從フコト

ナシ又不參ノ罪ト他ノ重罪、輕罪等ト俱發スルモ一ノ重キニ從フコトナシ  
或曰ク初度ノ不參ト再度ノ不參ト二罪俱發スル理ナシ何トナレハ初度ノ  
不參ニ付キ判決ヲ與ヘサル以上ハ再度ノ不參ヲ生スルコトナケレハナリ  
再度ノ不參ハ初度不參ノ罰金言渡書ト再度ノ呼出狀トノ送達ニ由テ生ス  
ルモノナレハナリ又他ノ重罪、輕罪等ト併發スルトキハ數罪俱發ノ例ヲ適  
用スヘシ他ノ法律規則ニ於テ別ニ總則ヲ掲ケサルモノハ刑法ノ總則ニ從  
ハサルヘカラス而シテ不參罪ニ付テハ別ニ總則ヲ掲ケスト余曰ク初度ノ  
不參ト併發スルコトハ通常アルヘキニアラス然レトモ抗告中ニ於テ再度  
ノ不參ヲ處斷スルコトナキニアラス又別ニ總則ヲ掲ケサルカ如シト雖モ  
這ハ特別總則ヲ明示セサルノミニシテ特別ノ總則ナキニアラス即チ前數  
項ニ説述シタルカ如ク總テ刑法ノ總則ト異ナル所アルハ是レ別ニ總則ヲ  
掲ケタルモノニシテ而シテ不參處分ハ其實刑罰ニアラスシテ懲罰處分ナ  
リ懲罰處分ハ一時取締ノ爲メニスルモノニシテ刑法ニ依テ論スヘキモノ  
ニアラス前五項ノ特別アルモ畢竟懲罰處分ナルカ故ナリ

時効ニ關スル規定ハ如何

換刑ノ規定ハ如何

○第四百十九條

〔五三九〕 以上ノ如ク本條ニハ數多ノ變例アリト雖モ公訴ノ時効及ヒ刑ノ時効ニ關スル規定ハ之ヲ準用スヘキナリ故ニ豫審判事ニ於テ本條ノ罰金ヲ言渡サス三年ヲ經過スルトキハ更ニ罰金ノ言渡ヲ爲スヲ得ス又檢事ニ於テ罰金ヲ徵收セスシテ七年ヲ經過シタルトキハ更ニ徵收スルコトヲ得ス刑法上ノ處分ト雖モ尙ホ時効ニ由テ消滅ス况ンヤ一時ノ反縮處分ニ於テナヤ是レ之ヲ準用スル所以ナリ

又證人定期内ニ於テ本條ノ罰金ヲ完納セサルトキハ普通ノ罰金ト同ク刑法第二十七條ニ準シ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ輕禁錮ニ換フルコトヲ得是レ換刑ハ換刑ニアラスシテ其實民事禁錮ナルカ故ナリ故ニ懲罰處分ト雖モ民事禁錮ニ處シテ強制シテ完納セシムルコトヲ得刑法述義二六九號

第四百十九條 豫審判事は證人罰金言渡書ノ送達ありたるより三日内に其出頭せざりしことを正當の理由を以て辯解したるときは檢事の意見を聽き其罰金及び賠償ノ決定を取消す可し

本條ハ證人ニ言渡シタル罰金取消ノ規定ナリ

罰金取消ノ方法及ヒ期間

治罪法ト異ナル所アルヤ

〔五四〇〕 前條ニ於テ罰金ノ決定ニ對シテ抗告ヲ許スニ拘ハラヌ尙ホ本條ニ於テハ證人タル者正當ノ事由アリテ出頭セザリシコトヲ辯解スルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其決定ヲ取消スコトヲ定メタリ是レ此決定ハ懲罰反縮ノ處分ニ外ナラサルヲ以テナリ其辯解期日ハ法文ニ明示スル如ク言渡書ノ送達ヨリ三日トス此期間ハ治罪法ニ明示セサル所ニシテ從前一定セザリシ疑義ヲ斷決セシモノナリ

〔五四一〕 治罪法第七十七條ハ罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消スヘキ場合三個ヲ指定セリ即チ第一證人呼出狀ヲ受ケザリシ場合、第二呼出狀ノ方式ニ適セサル場合、第三天災時變等豫知シ難キ正當ノ事故アリシ場合はレナリ然ルニ本條ハ治罪法ノ精密ナルニ拘ハラヌ單ニ正當ノ理由ナル一場合ヲ掲ケタルノミ然レトモ正當ノ理由ナル文字ハ其意義甚々廣キカ故ニ治罪法第七十七條ニ規定セル三個ノ場合ヲ包含スルノミナラス疾病、公務其他豫知シ得ヘキ事故ト雖モ實際出頭シ能ハサル事故ハ皆之ヲ包含ス故ニ本條ハ治罪法ノ規定ヲ減縮シタルニアラスシテ反テ之ヲ伸張シタルモ

一部ヲ取  
消スヲ得  
ルヤ

〔五四二〕 豫審判事カ本條ニ依テ罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消スハ必シモ其全部ニ限ルニアラス決定ノ一部ノ相當ナラサルトキハ其一部ヲ取消シ全部ノ相當ナラサルトキハ全部ヲ取消スヘシ故ニ例ヘハ初度ノ決定ノミヲ取消シ又ハ再度ノ決定ノミヲ取消スコトアルヘク又初度ト再度トノ決定ヲ併セテ取消シ又ハ二倍ノ罰金ヲ減シテ初度ノ罰金ニ改ムル等總テ其相當ナラサル所ヲ取消スヘシ一部ノ取消ヲ爲スコトハ法文ニ明示セスト雖モ道理ニ於テ如此クナラサルヲ得ス控訴上告等ニ於テモ一部ノ取消ヲ爲スコトヲ得況ンヤ取締上ノ處分ニ於テチヤ

○第二百  
十條

證人出頭  
シタルト  
キノ注意

第二百十條 證人呼出狀に因リ出頭したるときは其呼出狀を差出す可し若し之を遺失したるときは其人違なきことを説明す可し  
本條ハ證人カ出頭シタルトキノ注意ヲ示ス  
〔五四三〕 證人呼出狀ニ因テ出頭シタルトキハ其人違ナキコトヲ證センカ爲メ且ツ出頭ノ日時場所ヲ誤ルコトナク及ヒ其事件ノ證人トシテ出頭

○第二百  
十一條

證人ニ先  
ツ訊問ス  
ヘキ事件

シタルコトヲ證センカ爲メ其呼出狀ヲ差出サ、ルヘカラス若シ之ヲ遺失シ又ハ忘却シテ携帶セザリシトキハ其呼出ヲ受ケタル者ニ相違ナキコト即チ人違ナキコトヲ説明セサルヘカラス忘却シタルコトハ法文ニ之ヲ示サスト雖モ此等ハ比附シテ遺失シタルモノニ准スヘシ其説明ノ方法モ法文ニ之ヲ定メス確實ニ解釋スルヲ以テ足ル  
第二百十一條 豫審判事は證人として呼出したる者に對し其氏名年齢職業住所及び第二百二十三條に記載したる者なりや否やを問ふ可し  
本條ハ宣誓前ニ於テ證人ニ訊問スヘキ事件ヲ定ム  
〔五四四〕 證人呼出ニ依テ出頭シタルトキハ豫審判事ハ第一其氏名年齢職業住所ヲ問ハサルヘカラス是レ其人違ナキヤ否ヤヲ明確ナラシムルカ爲メナリ且ツ其年齢ハ第二百二十四條第一ニ掲クル十六歳未滿ノ幼者タルヤ否ヤヲ知ルカ爲メナリ其職業ハ第二百五條ニ規定セル證言ヲ拒ムヲ得ル者ナルヤ否ヤヲ知ルカ爲メナリ

又第二ニハ 第二百二十三條ニ記載シタル身分ヲ有スルヤ否ヤヲ訊問ス是レ其証人タルコトヲ得ルヤ否ヤヲ定メテ宣誓ヲ命スヘキヤ否ヤヲ決定スルカ爲メナリ

第二百二十四條ニ記  
載シタル  
無能者ニ  
アラサル  
ヤ否ヤヲ  
訊問スヘ  
キ旨ヲ定  
メサルハ  
如何

〔五四五〕 本條ニ第二百二十四條記載ノ無能力者タルヤ否ヤヲ訊問スヘキコトヲ定サルハ如何曰ク同條第一十六歲未滿ノ幼者タルヤ否ヤハ本條ノ年齡訊問ニ依テ之ヲ知ルコト得ヘク第二知覺精神ノ充分ナルヤ否ヤ第三瘖啞者ナルヤ否ヤ第四公權ヲ剝脱セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者ナルヤ否ヤ第五重罪又ハ重禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者ナルヤ否ヤ第六現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ナルヤ否ヤヲ訊問スルカ如キハ是レ其人ヲ辱ムルノミナラス此等ノ事實ハ訊問ヲ要セスシテ他ニ知ルコトヲ得ヘキナリ是レ本條ニ其訊問ヲ命セサル所以ナリ

詐偽ノ答  
辯ヲ爲シ  
タルトキ  
如何

〔五四六〕 本條ノ訊問ハ宣誓前ニ於テスルモノナリ故ニ本條ニ所謂証人ハ純粹ノ証人ノミナラス又事實參考人ヲモ包含ス此訊問ハ被告事件ノ

如何

訊問ニアラサルカ故ニ氏名、年齢等ヲ詐稱スルモ偽證罪ヲ以テ論スルコトヲ得ス但シ刑法第二百三十一條ニ依テ處斷スルハ格別ナリ又此訊問ニ對シテ答辯ヲ爲サ、ルコトアルモ刑法第八十條及ヒ本法第二百二十六條ニ依テ論スルコトヲ得ス

○第二百二十二條

第二百二十二條 豫審判事は証人をして其心に從ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず何事をも附加せざる旨を宣誓せしむ可し  
裁判所書記は証人に宣誓書を讀聞かせ之に署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

本條ハ証人宣誓ニ係ル規定ナリ

〔五四七〕 宣誓ハ誓約ヲ宣言スル謂ニシテ古昔ニ云ク約信曰誓又云ク牲盟不如臂盟臂盟不如心盟ト盟又誓ニ同シ故ニ盟誓ノ語アリ而シテ宣誓ハ多クハ神明ニ對シテ爲スナ例トス我國ノ舊例ニテモ神明ニ誓ヒ泰西諸國ニテモ亦如此シ然レトモ今法律ニ定ムル所ハ之ニ異ナリテ所謂良心盟ノ法ヲ用フ即チ一ニ其良心ニ誓テ眞實ノ事ヲ述ヘ實事ヲ黙秘セス虛事ヲ附

宣誓トハ如何

加セサルコトヲ公言スルニ在リ思フニ心盟ノ法ヲ用ヒタルハ宗教ニ關セサルカ爲メナルヘシ

宣誓ノ方式

(五四八) 宣誓ノ方式ハ泰西諸國ニ在テハ或ハ手ヲ舉ケ或ハ手ヲ胸ニ當テ或ハ經文ヲ誦スル等一様ナラスト雖モ要スルニ皆宗教上ノ儀式ニ屬スルモノナリ我國ニ於テハ然ラス裁判所書記ニ於テ証人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記スルノミ而シテ其宣誓書ノ程式ハ明治十四年十二月司法省丁第二十八號達ニ准シテ之ヲ作ルヘシ

○第四百二十三條

第四百二十三條 左に記載したる者は証人と爲ることを許さず但宣誓を爲さしめずして事實參考の爲め其供述を聴くことを得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及び被告人の親屬但姻族に付ては婚姻の解除したるときと雖も亦同し

第三 民事原告人及び被告人の後見人又は此等の者の後見を受くる者

者

第四 民事原告人及び被告人の雇人又は同居人

○第四百二十四條

第四百二十四條 左に記載したる者亦前條に同し

第一 十六歳未満の幼者

第二 知覺精神の不十分なる者

第三 瘖啞者

第四 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者

第五 重罪事件又は重禁錮の刑に該る可き輕罪事件に付き公判に付せられたる者

第六 現に供述を爲す可き事件に付き曾て訴を受け其證憑十分ならざるに因り免訴の言渡を受けたる者

此兩條ハ共ニ証人ト爲ルヘキ能力ナキ者ヲ規定ス

(五四九) 証人タルヘカヲサル無能力者ニ二種アリ一ハ有對ノ無能力者ニシテ一ハ絶對ノ無能力者ナリ有對ノ無能力者トハ第四百二十三條ニ列載

証人タルヘカヲサル無能力

者  
二種ノ無  
能力者ヲ  
區別スル  
所以

有對ノ無  
能力者

セル四種ノ者及ヒ第二百二十四條第六ニ掲ケタル者ナイヒ絶對ノ無能力者トハ第二百二十四條第一乃至第五ニ規定セル者ナイフ而シテ此ノ二種ノ無能力者ニハ左ノ差別アリ

第一 有對ノ無能力者ハ或特定ノ事件ニ關シテ證人ト爲ルコトヲ得サル者ニシテ他ノ事件ニ在テハ證人タルヘキ完全ノ能力ヲ有ス絶對ノ無能力者ハ如何ナル事件ニ付テモ總テ證人ト爲ルコトヲ得ス

第二 有對ノ無能力者ナルヤ否ヤハ(第二百二十四條第六ヲ除ク)第二百一十一條ニ從ヒ宣誓ヲ爲ス前ニ豫メ訊問セサルヘカラスト雖モ絶對ノ無能力者ナルヤ否ヤハ(第二百二十四條第一ヲ除ク)之ヲ訊問スルヲ要セス(五四二號)

(五五〇) 第壹 有對ノ無能力者〇有對ノ無能力者トハ特定ノ事件ニ限リ證人ト爲ル能力ナキ者ナイフ而シテ此無能力者ハ其身分ニ關シテ正實ナル供述ヲ爲スヘキ信憑ヲ有セサル者ニシテ即チ恩愛若クハ嫉惡ノ私情ニ基キ又ハ其事件ニ利害ノ關係ヲ有スルカ爲メ被告人ヲ曲庇、陷害スヘキ嫌疑ナキ能ハス是レ證人ト爲ルヘキ能力ナキ者トシ其供述ニ完全ナル信

憑力ヲ與ヘサル所以ナリ假令ヒ此等ノ者ニ於テ能ク一己ノ私情ヲ去リ正實ノ供述ヲ爲スモ未タ以テ世人ヲシテ其證言ヲ信用セシムルニ足ラス尙ホ左ニ有對ノ無能力者ニ付キ説明スヘシ

第一 民事原告人〇民事原告人トハ犯罪ニ因テ損害ヲ受ケ私訴ヲ提起シタル者ナイフ民事原告人ハ其事件ニ直接ノ利害ヲ有スル者ナレハ自己ニ不利益ナル供述ハ爲サ、ルヘク且ツ自ら起訴シテ自ら證言スルコトハ道理ノ許サ、ル所ニシテ若シ民事原告人ニシテ證人タルコトヲ得ハ原被ハ平等ナルヲ以テ被告人ニモ亦證人タルコトヲ許サ、ルヲ得サルニ至ル

公訴ニ附帶セスシテ別ニ民事ノ裁判所ニ起訴シタル被害者モ亦證人タル能力ヲ有セサルヤ或曰ク被害者タリトモ民事ノ裁判所ニ起訴シタル者ハ民事原告人ニアラス其訴訟モ私訴ニアラス而シテ法律ニ明文ナキ以上ハ能力者タラシメサルヘカラスト余思フニ然ラサルヘシ民事原告人タル名義ハ刑事原告人タル檢事ト區別シ私訴ハ公訴ト區別スル名義

ニ過キス私訴ハ通常民事ノ訴訟ニシテ民事原告人モ亦通常民事ノ訴訟人ニ外ナラス訴訟人ニシテ職人タルヘカラサルハ前述ノ如シ法律ニ於テ無能力者ト爲シタルハ私訴ノ名義アルカ爲メニアラスシテ訴訟上利害ノ關係アルカ爲メナリ其關係ニ至テハ刑事ニ起訴スルモ民事ニ起訴スルモ更ニ異ナル所ナシ能力ノ有無ハ其名ニ由テ定マルニアラスシテ其實ニ由テ定マルモノナリ故ニ民事ノ裁判所ニ起訴シタル訴訟人ハ即チ民事原告人ニシテ職人タルヘキ能力ナキ者トス

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但シ姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ○茲ニ所謂ル親屬トハ第二十四條ニ規定セルカ如ク刑法第百十四條第百十五條ニ列記セル者ナイツ蓋シ親屬相容隠スルハ人ノ常情ニシテ法律ノ禁スヘキ所ニアラス故ニ其供述ハ持信スルコトヲ得ス但シ姻族ハ素ト婚姻ノ爲メニ親屬ノ關係ヲ生シタルモノナレハ一旦婚姻ヲ解除スルニ於テハ全ク親屬ノ關係ヲ絶ツヘシ然ルニ猶ホ法律上此種ノ人ヲ以テ無能力者ト爲セシハ曠昔ノ情誼ヲ忘レヌシテ曲

庇スル所アルカ或ハ婚姻解除ノ爲メニ反テ怨恨ヲ懷抱シテ陷害スルカ如キ私情アルニ由ル姻族ハ民法人事編ニハ姻屬トアリ其第二十四條ヲ參照スヘシ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者○後見人ト被後見人トノ關係ハ猶ホ親子ノ關係ニ於ケル如シ

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人○雇人ハ通常雇主ニ對シテ特別ノ情誼アル者ナレハ雇主ノ爲メニ不利益ナル陳述ヲ爲スヘキニアラス隨テ其陳述ニハ措信スルヲ得ス民事原告人及ヒ被告人ノ同居人ハ本法ノ制定ニ係ル無能力者ニシテ親屬ニアラス又雇人ニモアラサル別箇ノ同居人ナリ所謂ル同居人トハ妾婦、食客、書生等ノ類ニシテ亦特別ノ情誼アル者ナイツ

第五 現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ旨渡テ受ケタル者○此種ノ者ハ絶對ノ無能力者ニ係ル第百二十四條第六ニ記載セル者ナルカ故ニ有對ノ無能力者ニハアラサ



ルカ如シ然レトモ是レ特定ノ事件ニ付テ證人タル能力ヲ失フノミナレ  
ハ他ノ事件ニ付テ完全ナル能力ヲ有スヘキハ言テ俟タス今之ヲ第四百二  
十三條中ニ記載セスシテ第四百二十四條中ニ記載セシハ其種別ニ於テ允  
當ナラサルモノアリ然レトモ之ヲ第四百二十四條中ニ記載シタルモ亦其  
故ナキニアラス即チ第四百二十三條ニ記載スルトキハ第四百二十一條ニ從  
ヒ宣審前ニ其訊問ヲ爲サ、ルヘカラス隨テ其人ヲ辱ムルノ嫌アルヲ以  
テナリ而シテ法律ニ於テ之ヲ無能力者ト爲シタルハ豫審ニ於テ證憑十  
分ナラスシテ免訴ノ旨渡ヲ受クルモ新證憑アルトキハ即チ更ニ起訴セ  
ラルヘキ者ナレハナリ(一七五條)此種ノ人ヲシテ曾テ免訴ト爲リシ事件  
ニ付キ證言セシムルモ新證憑ノ發見セラレノコトヲ恐レ若クハ自己ノ  
犯罪ヲ現被告人ニ歸センカ爲メ虛偽ノ供述ヲ爲スヘキナリ  
免訴ノ旨渡ハ豫審ニ於テ之ヲ受クルコトアリ又公判ニ於テ之ヲ受クル  
コトアリト雖モ茲ニ所謂ル免訴ノ旨渡ハ豫審ニ於テ受ケタルモノニシ  
テ公判ニ於テ受ケタルモノニアラス何トナレハ犯罪ノ證憑十分ナラサ

絕對ノ無  
能力者

ルニ因リ免訴ノ旨渡ヲ受クルハ豫審ニ限ルコトニシテ公判ニ於テハ此  
場合ニハ無罪ノ旨渡ヲ受クヘケレハナリ(二二四條)但シ豫審ニ於テ免訴  
ノ旨渡ヲ受クヘキ場合ハ犯罪ノ證憑十分ナラサルトキノミナラス被告  
事件罪ト爲ラサルトキ公訴ノ時効ニ罹リタルトキノ如キ總テ免訴ノ旨  
渡ヲ受ク(一六五條)而シテ證人タル能力ヲ失フハ犯罪ノ證憑十分ナラサ  
ルニ因リ免訴ノ旨渡ヲ受ケタル場合ニ限ル其他ノ原由ニ因リ免訴ノ旨  
渡ヲ受ケタルトキハ證人タル能力ヲ失フコトナシ  
(五五二) 第貳 絕對ノ無能力者○絕對ノ無能力者トハ其事件ノ如何ニ  
拘ハラズ總テ證人タル能力ナキ者ヲイフ此無能力者ハ能力ノ未タ發達セ  
ス又ハ能力全ク闕亡シ又ハ全ク信用ヲ失ヒタル者ニシテ即チ左ノ如シ  
第一 十六歳未満ノ幼者○幼者ハ智識未タ發達セス其見聞スル所モ確  
實ナラス故ニ其供述ヲ信用スルヲ得ス  
第二 智覺精神ノ不十分ナル者○白痴瘋癲等智覺精神ノ不十分ナル者  
ハ是非ヲ辯別セスシテ幼者ト同ク其供述ニハ信ヲ措クヲ得ス

第三 瘖啞者○瘖啞者ハ耳聞クコトヲ得ス隨テ口亦言フコト能ハサル者ナリ故ニ其智識ノ發達セスシテ是非ヲ識別セサルハ恰モ幼者白痴等ト一般ナリ是レ之ヲ無能力者トスル所以ナリ

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者○公權剝奪ハ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ニ附加シ公權停止ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ附加スルモノナリ此附加刑ヲ受ケタル者ハ刑法ニ於テ証人タルコトヲ禁止シ而シテ之ヲ禁止シタルハ法律上信用ナキ者ト看做スカ故ナリ

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者○刑事ノ被告人モ確定ノ判決ヲ受ケサル間ハ之ヲ無罪視スト雖モ此等ノ者ハ既ニ其心實行爲ニ付テ社會ノ嫌疑ヲ受ケタル者ナリ此嫌疑ヲ受クルカ故ニ信實ナラサル嫌疑モ亦自ラ之ヲ受クルヲ免レス是レ之ヲ無能力者タラシムル所以ナリ

〔五五二〕 以上列記シタル有對ノ無能力者及ヒ絶對ノ無能力者ト雖モ宜

暫ヲ爲サシメスシテ單ニ事實參考ノ爲メニ供述ヲ爲サシムルハ法律ノ禁止スル所ニアラス而シテ証人ト事實參考人トノ差別ハ已ニ之ヲ詳述シタリ(五一八號)

証人タル  
能力ハ何  
レノ時ニ  
於テ定ム  
ヘキヤ

〔五五三〕 証人トシテ供述スヘキ事實ノ生シタル時ハ無能力者タルモ証人トシテ供述ヲ爲スヘキ時ハ完全ナル能力者ト爲ルコトナキニアラス此場合ニ於テ証人タル能力ハ供述ノ時ニ於テ定ムヘキヤ又ハ供述スヘキ事件ノ時ニ付テ定ムヘキヤ如何曰ク幼者白痴癡癩ノ如キ性質上無能力者ト公權ヲ剝奪停止セラレタル者ノ如キ法律上ノ無能力者トテ差別セサルヘカラス性質上ノ無能力者ハ見聞ノ當時ニ於テ無能力者ニシテ而シテ其見聞セシ所ハ確實ナラス其見聞セシ所ノ確實ナラサル以上ハ供述ノ時ニ於テ能力者ト爲ルモ其不確實ナリシモノヲ確實ナラシムヘキ道理ナシ故ニ見聞ノ當時ニ於テ無能力者タリシ者ハ供述ノ時ニ能力者ト爲ルモ尙ホ之ヲ無能力者トス法律上ノ無能力者ハ見聞ノ當時ニ於テ能力者タリシモ供述ノ時ニ於テ無能力者タルニ於テハ亦之ヲ無能力者トス其信ヲ失フタル

ハ供述ノ時ニ在ルヲ以テナリ嘗テ信ヲ失ハサリシ當時ニ於テ見聞セシ所ナルモ供述ノ時ニ於テ信ヲ失フニ於テハ其供述ハ信用スルヲ得サルナリ故ニ性質上ノ無能力ハ見聞ノ時ニ由テ之ヲ定メ法律上ノ無能力ハ供述ノ時ニ由テ之ヲ定ム法文ノミニ由テハ此趣旨明了ナラスト雖モ法律ニ於テ之ヲ無能力者ト爲シタル所以即チ法律ノ精神ニ由ルトキハ如此ク解釋シテ相當ナルヘシ

證人タル能力者

(五五四) 第參 證人タル能力者○能力者ハ常態ニシテ無能力者ハ變態ナリ故ニ法律ニ於テ特ニ無能力者ト爲サ、ル以上ハ皆能力者ニシテ而シテ是レ民刑ニ共通スル原則ナリ故ニ左ニ掲ケタル者ハ無能力者ト其類ヲ同クスト雖モ法律ニ明文ナキヲ以テ尙ホ之ヲ能力者トセサルヘカラス

第一 民事原告人ト爲ラサル被害者○犯罪ニ因テ損害ヲ受ケタルモ私訴ヲ提起セサル者ハ證人ト爲ルコトヲ得法律ニ證人タル無能力者トシテ民事原告人ヲ掲ケタルモ被害者ハ之ヲ掲ケサレハナリ況ンヤ被害者ノ親屬後見人等ニ於テチヤ然レトモ被害者ハ民事原告人ノ如ク被告人ノ

有罪無罪ニ付キ直接ノ利害ヲ有セサルモ其常情ニ於テハ虛心平氣タルヲ得サルモノアリ故ニ立法上ヨリ論スレハ猶ホ之ヲ有對ノ無能力者ト爲スヘキニ似タリ

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ雇主○民事原告人及ヒ被告人ノ雇人ノ無能力者タルコトハ第二百二十三條第四ニ明示スト雖モ雇主ハ之ヲ記載スルコトナシ故ニ亦能力者タルヘキナリ同居ノ主人モ亦之ニ同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ朋友○親密ナル朋友ハ其交情反テ親屬ニ勝ルモノアリ然レトモ是レ亦法律ニ明文ナキヲ以テ能力者タルヘキナリ

第四 現ニ供述スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ公判ニ於テ其證憑十分ナラサルニ因リ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者○公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其理由ハ同ク證憑ノ不十分ナルニ在ルモ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ト異ナリテ如何ナル新證アルモ再ヒ同一ノ事件ニ付テ訴ヲ受クルコトナシ故ニ之ヲ以テ證人ト爲シ同一事件ニ付テ證言セ

シムルモ更ニ免訴ヲ受ケタル者ノ如キ恐アルコトナシ又豫審ニ於テ犯罪ノ證憑不十分ナルニアラスシテ他ノ理由ニ因リ免訴ノ旨渡ヲ受ケ又公判ニ於テ免訴ノ旨渡ヲ受ケタル者皆同シ但シ豫審ニ於テ犯罪ノ證憑不十分ナルニアラスシテ他ノ理由ニ因リ免訴ノ旨渡ヲ受ケタル者ハ別ニ其理由アリテ証人タル能力ヲ有ス(五四八號第五)

第五 罰金ノ半額ヲ付與スヘキ犯罪ノ告發者○鳥獸獵規則(明治一〇年一月第一一號布告)第十六條、賣藥規則(同年同月第七號布告)第二十六條、當籤賣買處分規則(同一年五月第二五號布告)第四條等ニ依レハ此等ノ犯罪ヲ告發シタル者ニハ罰金ノ半額ヲ與フ此告發者ハ被告人ノ有罪無罪ニ依テ大ニ自己ノ利害ヲ異ニスルモノナルカ故ニ或ハ本條ノ精神ニ基キ証人タル能力ナシト論スル者ナキニアラス然レトモ無能力ハ例外ニ係ルヲ以テ法律ノ明文外ニ推及シテ無能力者ヲラシムルヲ得ス以上ハ証人タルヘキ能力者ニシテ而シテ無能力者ニ類似スル所アルヲ以テ特ニ此ニ記載セシノミ之ヲ要スルニ法律ニ無能力者タル明文ナキ者ハ

皆能力者タリ

○第二百二十五條

左に記載したる場合に於ては證言を拒むことを得

第一 官吏、公吏又は官吏、公吏たりし者其職務上黙秘す可き義務ある事情に關するとき

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業の爲め委託を受けたるに因て知りたる事實にして黙秘す可きものに關するとき

證言を拒む者は拒絕の原因たる事實を開示し且之を疏明す可し

本條ハ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ヲ規定セリ

(五五五) 裁判所ニ於テ証人ト爲リ供述ヲ爲スハ國民ノ義務ナリ故ニ前

二條ノ無能力者ニアラサル限りハ何人ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス然レトモ法律ハ本條ニ明記シタル二個ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ許セリ

第一 官吏、公吏カ其職務上黙秘スヘキ義務アル場合ハ證言ヲ拒ムコトヲ得證言ヲ爲スハ國民ノ義務ナリト雖モ官吏、公吏カ其職務上黙秘スヘキモ

證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ニ於ケル理由

亦其義務ナリ官吏公吏カ特別ナル義務アル場合ニ於テ其特別ナル義務ニ反シテ普通國民ノ義務ニ從ハシムヘキニアラス而シテ違ハ只現任ノ官吏公吏ノミナラス罷職ノ官吏公吏モ亦同様ナリ

第二ノ場  
合ニ於ケ  
ル理由

第二 公事ニ關スト雖モ人ノ陰私ハ濫ニ摘發スヘカラス况ンヤ法律ノ認メタル職業ニ由リ默秘スヘキモノタルニ於テヤ尙ホ左ニ之ヲ細論セン

一 醫師藥商穩婆○此種ノ營業者ハ衛生ニ關スルノミナラス亦人命ニ關スル者ナリ此等ノ者ヲシテ其職業上ノ陰秘ヲ證言セシムルトキハ世人ハ後害ヲ恐レテ特ニ眞實ヲ告白セス終ニ其身體生命ヲ害スルニ至ルヘシ

二 辯護士辯護人○此種ノ營業者ハ當事者ヲ代理シ若クハ當事者ヲ輔佐シテ訴訟ヲ爲ス者ナリ此等ノ者ヲシテ陰秘ヲ證言セシムルニ於テハ法律カ此營業者ヲ公認シタル趣旨ニ反シテ當事者ノ私益ヲ害スル甚キニ至ルヘシ

三 公證人○公證人ノ職業ハ公正證書ヲ作ルニ在レハ私陰ニ涉ルカ如

職業上ノ  
密秘ヲ供  
述シタル  
トキハ如  
何

證言ヲ拒  
ムニ付キ  
爲スルハキ  
手續

キコトナキニ似タリ然レトモ時トシテハ公正證書ヲ以テ秘密ノ契約ヲ爲スコトナキニアラス故ニ公證人ヲシテ私陰ニ涉ルコトヲ證言セシムルニ於テハ公證人ヲ公認シタル趣旨ニ反スルニ至ルヘシ

四 神職僧侶○神職僧侶ハ改過遷善ノ道ヲ説キ人ヲシテ其罪業ヲ懺悔セシムル者ナリ故ニ此等ノ者ヲシテ其事實ヲ證言セシムルニ於テハ其教法ニ反シテ改過遷善ノ途ヲ杜絶スルニ至ル

〔五五六〕 以上ノ各人ハ其職業上ノ秘密ヲ證言スル義務ナキノミナラス其秘密ヲ漏告シタルトキハ反テ刑法第三百六十條ノ制裁ヲ受ケサルヘカラス然レトモ同條ハ此等ノ者ノ自ラ進メテ漏告シタル場合ヲ罰スルモノニシテ判事ノ訊問ニ對シテ供述ヲ爲シタルヲ對スルニアラス故ニ職業上ノ義務ニ背キ供述スト雖モ別ニ其制裁ナシ

〔五五七〕 以上二箇ノ場合ニ於テ其證言ヲ拒マントスル者ハ其拒絕ノ原因理由即チ其職務上若クハ其身分上知得シタル秘密ナルコトヲ申立テ且ツ其辯明ヲ爲サ、ルヘカラス是レ證言スルハ國民通常ノ義務ニシテ證言

○第二百二十六條

ヲ拒ムハ職業上、身分上ニ由ル一變則ナレハナリ

第二百二十六條 證人宣誓を肯せず又は宣誓して供述を肯せざるときは豫審判事檢察の意見を聽き刑法第百八十條に從ひ罰金を言渡す可し其決定に對しては抗告を爲すことを得此抗告は執行を停止する効力を有す

豫備、後備の軍籍に在らざる軍人、軍屬に對する罰金の言渡及び執行は軍事裁判所に囑託して之を爲す可し

本條ハ證人ノ宣誓又ハ供述ヲ肯セサル場合ノ制裁ヲ規定ス

宣誓又ハ供述ヲ肯セサルトキノ制裁

〔五五八〕 證人ト爲リテ宣誓ヲ肯セス若クハ宣誓ヲ爲スモ供述ヲ爲スコトヲ肯セサル者ハ是レ即チ國民ノ義務ニ背キ公務ヲ行フコトヲ拒ム者ナリ故ニ豫審判事ヲシテ檢察ノ意見ヲ聽キ直チニ此等ノ者ニ對シテ刑法第百八十條ニ從ヒ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ科セシム又法文ニ所謂ル供述ヲ肯セサルハ其全部タルト一部タルトヲ別タス一部ノ供述ヲ肯セサル者モ亦此罰金ニ處ス此場合ニ於テ別ニ公判ノ手續ヲ用ヒス豫審判事ヲシ

證人ト爲

ルノ無能

力者又ハ

證言ヲ拒

ミ得ル者

本條ヲ犯

シタルト

キハ如何

テ刑ノ言渡ヲ爲サシムルハ其事實ハ明瞭ニシテ而シテ證憑ノ集取ハ迅速ヲ要スルニ由ル本條ノ罰金ハ第百十八條ノ不參對金ニ比スレハ頗ル重シ是レ不參ハ私ヲ先ニシテ公ヲ後ニシタルニ過キスト雖モ證言ヲ拒ムハ即チ公務ヲ行フヲ拒ミテ裁判事務ヲ妨害スルモノナルカ故ナリ

〔五五九〕

宣誓若クハ供述ヲ肯セサル者カ第百二十三條第百二十四條ニ

掲ケタル無能力者若クハ第百二十五條ニ於テ證言ヲ拒ムヲ得ル者ナルトキハ之ヲ罰スルコトヲ得ス此等ノ者ハ證人タル能力ナク若クハ證言ヲ拒ムヲ得ル者ナレハ宣誓若クハ供述ヲ拒ムヲ得ヘキハ當然ナレハナリ或曰ク第百二十三條及ヒ第百二十四條ニ掲ケタル各人ハ證人タル能力ナキ者ナレハ宣誓ヲ拒ムハ罪ト爲ラサルモ此等ノ者カ事實參考人トシテ訊問ヲ受クル場合ニ於テハ供述ヲ拒ム罪ハ尙ホ成立スルコトアルヘシ隨テ本條ニ依テ之ヲ罰セサルヘカラストフ思ヒ是レ誤解ナルヘシ本條ハ明ニ證人ニ付テ規定シタルモノニシテ事實參考人ニハ更ニ關係スル所ナシ法文ニハ「宣誓して供述を肯せざる」とキトアリテ事實參考人ハ宣誓スルコトナキカ

故ニ所謂ル宣誓シテ供述ヲ肯セサル場合ナキノミナラス刑法第百八十條モ亦証人ヲ罰スルモノナレハ事實參考人ニハ之ヲ適用スル能ハス

罰金ノ旨  
ニ對ス  
ル上訴

(五六〇) 本條罰金ノ旨渡ニ對シテハ他ノ豫審處分ト同ク抗告ヲ爲スコトヲ得ントモ裁判官渡ノ如ク控訴ヲ爲スコトヲ得ス但シ法律ノ適用ニ付テ上告ヲ爲スハ妨ナシ而シテ抗告アリタルトキハ其決定ノ執行ヲ停止ス

軍人軍屬  
ニ對スル  
處分

(五六一) 現役中ニ係ル軍人軍屬ニ對シテ本條ノ罰金ヲ科シ若クハ其決定ヲ執行スルコトハ之ヲ軍事裁判所ニ囑託セサルヘカラス其理由ハ已ニ

○第二百  
十七條

第百十八條ノ處ニ於テ説明シタリ(五三五號)

第百二十七條 証人は他の証人及び被告人と各別に之を訊問す可し但事實發見の爲め必要なりとするときは証人と他の証人又は被告人と對質せしむることを得

証人訊問  
ノ手續

本條ハ証人訊問ノ手續ヲ定メタリ

(五六二) 証人ト他ノ証人若クハ被告人ト各別ニ訊問スルハ何故ナルカ曰ク豫審ハ秘密ヲ主旨トスルモノナルカ故ニ同時ニ其訊問ヲ爲ストキハ

此主旨ニ反スルノミナラス或ハ他ノ證言ニ雷同シ若クハ被告人ヲ愛憎畏懼スル等ノ私情ヨリシテ不實ノ供述ヲ爲ス等種々ノ弊害アリ然レトモ事實ヲ發見スルニ必要ナルトキハ証人ヲシテ他ノ証人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得之ヲ要スルニ本條ハ第九十八條ト同一ノ趣旨ナルヲ以テ茲ニ複説セス

本條ノ証人ハ專言ノモノニシテ本然ノ証人ノミナラス又事實參考人ヲモ包含ス故ニ事實參考人モ亦各別ニ訊問シ且ツ對質セシムルコトヲ得

証人對質  
ヲ肯セサ  
ルトキノ  
制裁如何

(五六三) 對質モ亦一種ノ訊問ニ外ナラス故ニ証人タル者宣誓シテ對質ヲ肯セサルトキハ前條ニ從ヒ處斷セサルヘカラス但シ事實參考人ハ前條ノ制裁ヲ受ケサル者ナルカ故ニ對質ヲ拒ムモ亦之ヲ罰スルヲ得ス

○第二百  
十八條

第百二十八條 豫審判事は証人の供述を確實ならしむる爲め必要なりとするときは犯罪又は其他の場所に同行することを得

若し証人同行することを肯せざるときは第百十八條の規定に從ふ本條ハ証人ヲ犯所其他ノ場所ニ同行スルコトニ係ル規定ナリ

犯所其他ノ場所ニ同行

同行ヲ肯セサルトシテノ罰金

〔五六四〕 豫審判事ニ於テ証人ノ供述ヲ明確ナラシムルコトヲ必要ナリトスルトキハ犯所若クハ犯人ノ住居其僭伏ノ場所證憑物件贓物等ノ現在シ又ハ之ヲ藏匿セル場所等ニ証人ヲ同行シテ其事實ニ付キ訊問スルコトヲ得是レ亦第百十條ノ趣旨ニ異ナラス

〔五六五〕 此場合ニ於テ証人同行ヲ肯セサルトキハ第百十八條証人呼出ニ應セサルノ例ニ從テ之ヲ罰スヘキハ勿論猶ホ勾引狀ヲ發シテ同行セシムルコトヲ得蓋シ同行ヲ拒ムコトハ即チ宣誓シテ供述ヲ肯セサルモノト一般ナレハ第百二十六條ニ準スヘキニ似タリ然レトモ同行ヲ拒ムハ必シモ供述ヲ肯セサルト一樣ナルニアラス故ニ亦必シモ公務ヲ行フコトヲ拒ムモノトイフヘカラス且ツ本條ハ事實參考人ニモ適用スヘキモノナレハ若シ第百二十六條ヲ以テ論スルニ於テハ事實參考人ヲ罰スル能ハサルニ至ルナリ是レ第百二十六條ニ依ラスシテ第百十八條ニ依ル所以ナリ

○第百二十九條

第百二十九條 第百條第百一條の規定は証人に付ても亦之を適用す本條ハ証人ノ譯者若クハ啞者ナル場合及ヒ國語ニ通セサル場合ハ總テ被

○第百三十條

告人訊問ニ關スル第百條第百一條ノ規定ニ從フヘキ旨ヲ規定セルモノニシテ已ニ第百條第百一條ニ於テ説明シタルハ茲ニ贅セス(四六八號以下)

第百三十條 皇族證人なるときは豫審判事其所在に就き訊問を爲す可し

各大臣に付ては其官廳の所在地に於て之を訊問す若し其所在地外に滞在するときは其現在地に於て之を訊問す可し  
帝國議會の議員に付ては開會期間其議會の所在地に滞在中は其所在地に於て之を訊問す可し

本條ハ至高ノ身分アル人若クハ至重ノ職務アル人ヲ證人トシテ訊問スル場合ヲ規定シタルモノナリ

〔五六六〕 本條ニ掲クル至高ノ身分アリ至重ノ職務アル人ヲ證人トスルトキハ其所在ニ付テ訊問セサルヘカラス尙ホ左ニ之ヲ分説スヘシ

第一 皇族○皇族ヲ證人トシテ訊問セントスルトキハ豫審判事ハ其所在ニ就テ供述ヲ聽カサルヘカラス是レ其身分ヲ尊重スルカ爲メナリ故ニ皇

至高ノ身分至重ノ職務アル人ノ證人ナルトキ



族ニハ第百十八條ノ規定ヲ適用スル場合ナシ然レトモ宣誓若クハ供述ヲ拒ム場合ニハ第百二十六條第一項ノ適用ヲ妨ケス又訊問ヲ爲スニ當テハ第百十五條ニ從ヒ豫メ其訊問ノ日時及ヒ被告事件等ヲ通知セサルヘカラス所謂ル皇族ト稱フルハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王、王太子、(明治二二年二月一日皇室典範三〇條)

第二 大臣○國務大臣ハ國家樞要ノ政務ヲ執ル至重ノ人ナリ証人トシテ之ヲ訊問スルニ當リ其官廳所在地以外ノ裁判所ニ呼出スニ於テハ樞要ノ政務ヲ妨礙スル恐アリ是レ其官廳所在ノ地若クハ現在地ニ於テ訊問セシムル所以ナリ但シ大臣ハ皇族ニ異ナリテ其所在ニ就テ訊問スルニアラス只其所在地ノ裁判所ニ於テ訊問スルノミ故ニ第百十五條第百十八條等ノ規定ヲ適用スルハ勿論其他一般証人訊問ノ規定ハ皆之ヲ適用ス

第三 帝國議會ノ議員○貴族院、衆議院ノ議員ハ立法ノ大權ニ參與シ且ツ國家ノ財政ニ關係スル大權ヲ有スル者ナルカ故ニ亦國務大臣ト同ク其所

在地ニ於テ訊問スルモノトス是レ亦其職務ヲ妨礙セサルカ爲メナリ但シ是レカ爲メニハ左ノ二條件アルヲ要ス即チ第一議會ノ開會期間ナルコト、第二議會ノ所在地ニ滞在中ナルコト是レナリ故ニ開會中ト雖モ請假ニ依テ其議會ノ所在地ニ在ラサルトキハ普通証人訊問ノ規定ニ從フ況ンヤ開會中ニアラサルトキニ於テヤ

第四 外國公使○外國公使ノ證人タル場合ハ本條ニ其明文ナシト雖モ其所在ニ就テ訊問セサルヘカラス且ツ必ス政府ノ許可ヲ要スヘキナリ又外國公使ハ宣誓又ハ供述ヲ背セサルトキト雖モ第百二十六條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ス何トナレハ外國公使ハ本國ノ主權ヲ代表スル者ニシテ他國ノ法權ニ從フヘキ者ニアラス即チ公使ハ何レノ國ニ於テモ治外法權ヲ有スル者ナレハナリ

(五六七) 以上四種ノ人ト雖モ證人トシテ供述ヲ爲スニハ必ス宣誓ヲ爲サ、ルヘカラス但シ皇族以外ノ各人ヲ其職務上ニ關シテ證人タラシムルトキハ明治十五年十月司法省丙第二十二號達ニ依リテ同年三月同省丙第

特別ノ手

十號達ニ准シ書記局ヨリ報知書ヲ以テ出廷シセメ宣誓セシムルコトナク書記ノ次席ニ着テ陳述セシム故ニ皇族及ヒ大臣其他ノ各人ト雖モ其一己人ノ資格ヲ以テ證人ト爲ルトキハ猶ホ宣誓セサルヘカラス何トナレハ該達ハ單ニ職務上ノ事件ニ係ルトキノ規定ナレハナリ又丙第十號達ハ素ト被告事件ニ付キ調書ヲ作りタル司法警察官ヲ證人トスルトキノ規定ナレハ司法警察官ヲ證人トスル場合ニ於テモ亦特別手續ニ依ラサルヘカラス且ツ此達ハ司法警察官ヲ證人トシテ訊問スル手續ニ係ルモノナレハ今日ト雖モ廢止セラレタルモノニアラス

〔五六八〕 此等證人モ第二百二十八條ニ從ヒ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得ヘキヤ曰ク同行スルヲ得ヘシ但シ其所在地外ニ同行スルコトヲ得ス同行スルハ即チ訊問中ノ一事ナルヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ其所在地外ニ於テハ訊問スルコトヲ得サレハ隨テ亦同行スルコトヲ得サルモノトス

第四百三十一條 豫審判事は證人に其供述の相違なきや否やを知らしむ

犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得ヘキヤ  
○第四百三十一條

證人訊問調書ノ調製

○第四百三十二條

る爲め裁判所書記をして調書を讀聞かせしむ可し

證人は其供述を變更増減せんことを請求するを得書記は其請求ありたること及び變更増減の條件を調書に記載す可し

調書には豫審判事書記及び證人共に署名捺印す可し若し證人署名捺印すること能はざるときは其旨を附記す可し

本條ハ證人訊問調書ノ調製ニ關スル規定ナリ

〔五六九〕 本條ハ第四節被告人訊問及ヒ對質ノ第九十五條及ヒ第九十六條ト同一ノ規定ニシテ其理由モ亦同一ナレハ別ニ解説スルヲ要セス只第三項ノ調書ニ豫審判事書記カ署名捺印ヲ要スルコトハ證據ノ通則タル第九十二條第一項ニ規定セル所ナレハ茲ニ明記スルヲ要セサルニ似タリ已ニ本條ニ對比スヘキ第九十五條ニモ明記セサルニ於テチヤ

第四百三十二條 豫審判事は證人裁判所所在地に住せざるときは其住居の地の區裁判所判事に訊問の事を囑託することを得  
若し證人管轄地外に在るときは其所在地の豫審判事又は區裁判所

判事に訊問の事を囑託することを得

本條ハ證人訊問ノ囑託ニ關スル規定ナリ

〔五七〇〕 證人訊問モ亦時宜ニ由リ他ニ之ヲ囑託スルコトヲ得是レ亦一箇ノ便法ナリ證人タル者豫審判事ノ管轄内ニ在リト雖モ其裁判所所在地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ其訊問ノ事ヲ囑託シ又其豫審判事ノ管轄外ニ在ルトキハ其住居ノ地ノ管轄豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得但シ受託豫審判事モ其囑託ニ依リ訊問スヘキ證人カ裁判所所在地ニ住セサルトキハ本條第一項ニ依リ更ニ亦其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ヲ囑託スルコトヲ得ヘシ裁判所所在地ノ如何ハ已ニ第十八條ノ處ニ於テ之ヲ説明シタリ(一六四號)

○第三百三十三條

人に對する豫審判事の權は受託判事にも屬す  
本條ハ受託判事ノ有スヘキ制裁權ヲ定ム

〔五七一〕 證人呼出ニ應セサルトキノ制裁(一一八條)及ヒ其取消(一一九條)

受託判事

ノ有スヘキ制裁權

○第三百三十四條

又ハ宣誓ヲ肯セス及ヒ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキノ制裁(一二六條)等管轄豫審判事ノ有スヘキ職權ハ受託判事モ亦之ヲ有ス是レ豫審處分ヲ爲スハ受託判事ト擔當判事ト異ナル所ナケレハナリ

第三百三十四條 證人は出頭に付ての旅費、日當を要むることを得  
本條ハ證人ノ費用ニ關スル規定ナリ

證人ノ費用  
旅費、日當ノ額如何

〔五七二〕 證人ト爲ルハ國民ノ義務ナリト雖モ之カ爲メニ要スル費用ヲ負擔スル義務ナシ是レ本條ニ於テ證人ヲシテ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルヲ得セシムル所以ナリ而シテ其旅費、日當ノ額ハ明治十四年第六十七號布告刑法附則第四十九條第五十條ノ定ムル所ニ依ル

刑法附則第四十九條 本條ハ明治二十三年十月法律第二百二號ヲ以テ改正追加セラレタリ即チ左ノ如シ

刑法附則第四十九條を左の如く改め次に左の三條を加ふ

第四十九條 證人の日當は出頭一度に付金五十錢とす但止宿料を給する場合に於ては此日當を給せず

第四十九條乙 醫師鑑定人通辯人翻譯人の日當は出張一度に付金五十錢乃至金五圓の範圍内に於て裁判所の意見を以て定むる所に依る

第四十九條丙 証人醫師鑑定人通辯人翻譯人の旅費は海陸滿一里毎に付き金十錢とす通路而線以上あるときは最近の通路を以て旅費を算定す

第四十九條丁 前條に記載したる者の止宿料は滿八里以外の地より來り滞在する時は一日金五十錢とす

同第五十條 証人の日當旅費止宿料は本人の請求あるに非されは之を給與せず

日稼ヲ以テ生業トスル者ナルトキハ如何

(五七三) 治罪法第九十條第二項若シ日稼ヲ以テ生業トスル者ナル時ハ旅費日當ノ外日稼高ニ等シキ償金ヲ要ムルヲ得ト此法文ハ本法ニ於テ刪除セラレタリト雖モ之ト同一ノ規定ハ刑法附則第五十一條ニ存セリ其法文ハ左ノ如シ

刑法附則第五十一條 証人日稼を以て生業とする者治罪法第九十條に従ひ償金を要求する時は旅費日當の外若干の償金を給することある可し

証人ノ費用ハ訴訟費用ニ屬スルヤ

(五七四) 証人ノ費用ハ所謂ル訴訟費用ナルカ故ニ本法第二百一條ノ區別ニ從ヒ或ハ被告人ノ負擔ニ歸シ或ハ國庫ノ負擔ニ歸スヘシ

明治十五年六月司法省丙第二十五號達ハ尙ホ今日ニ適用スヘキモノナリ何トナレハ該達ノ如キハ道理ノ當然ニシテ必シモ治罪法ノミニ關係スルモノニアラザレハナリ其文ニ曰ク刑法治罪法實施以來刑事に付付延せしめたる証人鑑定人等の旅費日當等一時官廳に於て立換渡を爲し候儀も有之候處旅費日當等は云々自今右立換渡を爲すに不及る儀と心得可し云々ト

### 第七節 鑑定

(五七五) 被告事件ヲ精察スルニハ特別ノ學術ヲ要シ又特別ノ經驗ヲ要スルコトアリ此特別ノ學術經驗ハ判事ト雖モ具備スヘキニアラス是レ鑑定

鑑定ノ必要

鑑定トハ如何

鑑定人ト  
鑑定人トノ  
異同

定ノ必要ナル所以ニシテ而シテ鑑定トハ特別ノ學術經驗ニ依リ被告事件ノ眞偽輕重方法原因結果等ヲ察知シ識別スルチイフ

(五七六) 鑑定人トイヒ證人トイフモ共ニ判事ヲシテ其知ラサル所ヲ知ラシムルニ至テハ一ナルカ故ニ法律中其規定ヲ同クスルモノ勘ナカラス  
第三百三十六條ノ如キ是レナリ然レトモ其性質ハ彼此全ク相異ナルヲ以テ混同セサルコトヲ要ス左ニ其重要ナル差別ヲ掲ケン

第一 證人ハ他ヲ主トシテ鑑定人ハ自ラ主トス即チ證人ハ偶然其見聞シタル所ヲ供述スルニ過キヤレハ他ノ事件ヲ主トシテ自ノ意見ヲ主トスヘカラス鑑定人ハ其學術經驗ニ由テ得タル自己ノ判斷ヲ陳述スル者ナルヲ以テ自ノ意見ヲ主トス西洋ノ法諺ニ曰ク證人ハ被告事件ニ作ラル、者ニシテ鑑定人ハ自己ノ識能ニ作ラル、者ナリト

第二 證人ハ判事ノ耳目ノ及ハサル所ヲ補フ者ナリ故ニ犯罪事件ヲ見聞シタル者ニアラサレハ證人ト爲ルヲ得ス之ニ反シテ鑑定人ハ判事ノ識能ノ及ハサル所ヲ助クル者ナリ故ニ其識能アル者ナレハ何人ト雖モ鑑定人

○第三百三十五條

鑑定ヲ命  
スヘキ場  
合及ヒ其  
命メヘキ  
事項

タルコトヲ得故ニ證人ノ呼出ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發シテ其出頭ヲ強制スルコトヲ得レトモ鑑定人ノ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ科スルニ止マリ勾引狀ヲ以テ其出頭ヲ強制スルコトヲ得ス(一一八條一三六條)

(五七七) 本節ハ總テ七條ニシテ鑑定ニ係ル規定ナリ

第三百三十五條 豫審判事は犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定を必要なりとするときは學術職業に因り鑑定することを得ヘキ者一名又は數名をして鑑定を爲さしむ可し

鑑定の爲め必要なりとするときは死體の解剖を命し又既に埋葬したる死體を解剖し若くは檢視する爲め墓墳の發掘を命することを得

本條ハ鑑定ヲ命スヘキ場合及ヒ鑑定ノ方法ヲ規定セリ

(五七八) 豫審判事ハ犯罪ノ顛末ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ左ノ事項ニ付キ鑑定ヲ命スルコトヲ得

第一 犯罪ノ性質○犯罪ノ性質トハ被告人ノ所爲ニ相當スル罪名ヲ付スル所以ノモノニシテ例ヘハ謀殺故殺毒殺毆打殺等ノ如ク其特別ナル品類

鑑定ノ方法

チ爲スモノナイフ

第二 犯罪ノ方法○犯罪ノ方法トハ犯罪ノ手段ナイフ例へハ殺人ニ刀劍銃鉤棍棒ヲ用ヒシ類ナイフ

第三 犯罪ノ結果○犯罪ノ結果トハ犯罪ヨリ生シタル害惡ニシテ例へハ創傷ノ有無輕重致命ノ遲速等ナイフ

(五七九) 第二項ハ本條ノ創定ニ係ルモノナリ蓋シ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ鑑定スルニハ死體ノ解剖墳墓ノ發掘ヲ要スルコトアリ而シテ死體ヲ毀損シ墳墓ヲ發掘スルハ法律ノ所ニシテ(刑法二六四條二六五條)且ツ公益ノ爲メニシ刑事ノ探證ノ爲メニスルモ容易ニスヘキコトニアラス故ニ特別ノ明文ナキニ於テハ豫審判事ト雖モ之ヲ命スルコトヲ得ヘキヤ否ヤ知ルヘカラス是レ本法ニ於テ特ニ此明文ヲ掲ケタル所以ナリ

第三百三十六條 鑑定に付ては第百十五條第百十八條乃至第百二十一條第百二十三條乃至第百二十五條及び第百二十八條の規定を準用す但鑑定人に對しては勾引狀を發することを得ず

○第三百三十六條

鑑定人トニ  
證人トニ  
共通ノ規  
定

○第三百  
十七條  
鑑定人ノ  
宣誓

本條ハ鑑定人ノ呼出及ヒ能力等ニ關スル規定ナリ

(五八〇) 鑑定人ノ呼出狀ニ記載スヘキ要件(一一五條)其呼出ニ應セサルトキノ制裁及ヒ其取消(一一八條一一九條)鑑定人出頭シタルトキノ注意(一二〇條)豫審判事ノ訊問スヘキ條件(一二一條)鑑定人ノ能力(一二三條一二四條)鑑定ヲ拒ムヲ得ヘキ人(一二五條)鑑定人ヲ犯所其他ノ場所ニ同行スル規定(一二八條)ハ總テ證人ニ關スル規定ヲ準用ス然リト雖モ鑑定人ハ證人ノ如ク必シモ其人ニ限ルヘキニアラス且ツ強制ノ方法ヲ以テ鑑定ヲ爲サシムルモ決シテ完全ナル目的ヲ達スヘキニアラス故ニ其呼出ニ應セサルトキモ證人ノ如ク勾引狀ヲ發シテ引致スルコトヲ得サルナリ

第三百三十七條 鑑定人は公平且正實に鑑定す可き宣誓を爲す可く其宣誓は第百二十二條の式に従ふ

本條ハ鑑定人ノ宣誓ニ關スル規定ナリ

(五八一) 宣誓ノ目的及ヒ其方式如何ハ已ニ之ヲ説明シタルハ茲ニ再說セス(五四五號)

○第三百三十八條

第三編、第三章 豫審 第七節 鑑定 第三百三十八條

五百四

第三百三十八條 鑑定人宣誓を肯せず又ハ宣誓して鑑定を肯せざる時は豫審判事検事の意見を聴き刑法第七十九條に従ひ罰金を言渡す可し但其決定に對しては抗告を爲すことを得此抗告は執行を停止する効力を有す

本條ハ鑑定人ノ宣誓又ハ鑑定ヲ肯セサル場合ノ制裁ヲ定ム

鑑定人宣誓又ハ鑑定ヲ肯セサルトキハ即チ公務ヲ行フコトヲ拒ム者ナルカ故ニ證人ト同シク刑法第七十九條ニ依リ處分セラル是レ亦第二百二十六條ノ處ニ於テ説明シクレハ茲ニ贅セス

(五五六號)

○第三百三十九條

第三百三十九條 豫審判事は鑑定人の請求に因り又ハ職權を以て鑑定人を増加し又は別人をして鑑定せしむることを得

本條ハ鑑定人ヲ増加シ及ヒ其改撰ニ係ル規定ナリ

鑑定人ノ増加及ヒ改撰

(五八三) 鑑定人ノ不足シテ許多ノ時日ヲ要シ若クハ其事件重大煩雜ニシテ完全ナル結果ヲ得難キトキハ其人員ヲ増加スヘク若シ又當初ノ鑑定

○第四百十條

人差支アリ若クハ其任ニ堪ヘサルトキハ更ニ別人ヲ以テ鑑定人ト爲スコトヲ得而シテ其増員及ヒ改撰ノ如キハ鑑定人ノ請求ニ因リ若クハ豫審判事ノ職權ヲ以テスルコトヲ得

第四百十條 鑑定人は鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時問を詳記す可し

若し結果を得ざる時は其推測する所を記載す可し

鑑定人意見を異にするときは各自鑑定書を作り又は各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し

本條ハ鑑定書ノ作製ニ係ル規定ナリ

鑑定書ニ記載スヘキ事件

(五八四) 鑑定人鑑定ヲ了リタルトキハ其顛末ヲ明ニセンカ爲メ鑑定書ヲ作ラサルヘカラス而シテ其鑑定書ニハ主トシテ左ノ事項ヲ詳記スヘキモノトス

第一 鑑定ノ手續○鑑定ノ手續ハ鑑定ノ結果ヲ得ル方法順序ニ外ナラス其之ヲ記載スルハ一ニ其結果ノ正否如何ヲ明了ナラシムルニ在リ例ヘハ

第三編、第三章 豫審 第七節 鑑定 第四百十條

五百五

被告人ノ衣服ニ留メタル血痕ニ某藥ヲ濯キ又ハ某器械ヲ以テ之ヲ分拆シタリトイフカ如キ是レナリ

第二 鑑定ノ結果○鑑定ノ結果トハ鑑定ニ依リテ鑑定人カ知得シタル信憑チイフ是レ鑑定ヲ命スル所以ノ主眼ナリ例ヘハ被告人ノ衣服ニ留メタル血痕ハ鞅血ニアラスシテ人血ナリ而シテ其血痕ハ附着以後幾時間ヲ經過シタルモノナリトイフカ如キ是レナリ

第三 鑑定ノ時間○鑑定ノ時間トハ鑑定ノ爲メ要シタル時間ニシテ例ヘハ何時ニ始メ何時ニ終リタリト記スルカ如キチイフ是レ其鑑定ノ正否如何ヲ審定スル原由タルノミナラス又其費用ノ計算等ヲ爲スニ必要ナレハナリ

五八五 若シ鑑定ノ方法ヲ盡スモ其結果ヲ得サルトキ例ヘハ致命ノ原因ヲ審究セントスルモ死後許多ノ日數ヲ經過シ屍體腐爛スル等ノ故ヲ以テ原因ヲ審究スルヲ得サルカ如シ此場合ニ於テハ鑑定人ハ只其思料推測スル所ヲ記スルノミ

鑑定ノ結果ヲ得サルトキハ如何

鑑定人鑑定書ヲ作ル能ハサルトキハ如何

○第四百十一條

現行犯ノ豫審

〔五八六〕 鑑定書ハ鑑定人ノ自ラ作製スヘキモノナリ然レトモ鑑定人ニシテ文字ヲ識ラサル者ナキニアラス鑑定人若シ鑑定書ヲ作製スル能ハサルトキハ如何曰ク鑑定人ハ鑑定ノ結果ヲ書記ニ口述シ書記之ヲ調書ニ記載スヘシ此等ハ手續ニ係ルコトナレハ法文ニ拘泥スヘキニアラス證人訊問ノ規定ヲ準用シテ妨ナシ且ツ法文ニ於テ鑑定人ヲシテ鑑定書ヲ作ラシムルハ鑑定ハ特別ノ職能ヲ要スルヲ以テ其職能ヲ有スル者ノ作ルヘキハ當然ナルカ故ノミ必シモ強制シテ鑑定人ニ之ヲ作ラシムル趣旨ニ在ラス故ニ鑑定人カ鑑定書ヲ作ル能ハサルハ公務ヲ行フヲ拒ムモノトシテ處断スヘキ限ニ在ラス

第四百十一條 鑑定人は旅費日當及び立替金の辨濟を要むることを得本條ハ鑑定人ノ費用ニ關スル規定ニシテ第三百三十四條ト異ナルコトナシ〔五七〇號以下〕

### 第八節 現行犯ノ豫審

〔五八七〕 現行犯罪ノ何タルコト及ヒ其搜查ニ關スル特別處分ハ已ニ説



述シタリ(三〇三號以下)本節ニ於テハ現行犯罪ニ特別ナル豫審處分ヲ解説スヘシ

(五八八) 現行犯罪モ其罪ノ成立ニ付テハ非現行犯罪ト異ナル所ナク又其刑ニモ異ナル所ナシ只其處分方法ヲ異ニスルノミ即チ現行犯罪ノ處分ハ急速ヲ要スルモノニシテ犯人ノ逃亡ヲ防キ證據ノ湮滅ヲ防クコトヲ要ス是レ非現行犯罪ト其處分ヲ異ニシ茲ニ此特例ヲ規定シタル所以ナリ(三〇四號)

豫審處分ニ關スル特例

(五八九) 現行犯罪ニ於ケル特別處分ハ已ニ之ヲ説述シタリ(三〇五號)故ニ或ハ重複ノ嫌ナキニアラスト雖モ尙ホ左ニ豫審處分ニ關スル特例ヲ學示スヘシ是レ蓋シ本節ノ要領ナルカ故ナリ  
第一 通例豫審判事ハ檢事ノ請求アルニアラサレハ豫審ニ着手スルコトヲ得スト雖モ現行犯罪ノ場合ニ於テハ檢事ノ請求ヲ待タスシテ豫審處分ニ着手スルコトヲ得

第二 通例豫審處分ハ豫審判事ノ爲スヘキモノナレトモ現行犯罪ノ場合

ニ於テハ檢事自ラ之ヲ爲スコトヲ得又司法警察官モ假ニ之ヲ爲スコトヲ得

(五九〇) 本節ハ總テ八條ニシテ第四百二十二條、第四百十三條ハ第一ノ特別處分ヲ規定シ第四百十四條以下第四百十九條ハ第二ノ特別處分ヲ規定ス此ニ第一ノ特別處分ヨリ論セン

第一特別處分  
○第四百十二條

第四百十二條 豫審判事は檢事より先に重罪又は地方裁判所の管轄に屬する輕罪の現行犯あることを知りたる場合に於て其事件急速を要するときは檢事の請求を待たず直ちに其旨ヲ通知し豫審に取掛ることを得

豫審判事は犯所に臨檢し令狀を發し其他此章の規定に従ひ豫審の處分を爲すことを得

第四百十三條 前條の場合に於ては檢事の起訴なしと雖も豫審判事檢證調査を作るを以て公訴を受理したるものとす其調査には現行の重罪又は輕罪なることを記載す可し

○第四百十三條

豫審判事は速に書類を檢事に送致す可し但し檢事より其豫審手續を繼續す可きものに非ざる意見ありと雖も通常の規定に従ひ之を終結す可し

第一特別處分ニ必要條件

(五九一) 不告不理ハ訴訟ノ原則ニシテ載セテ第六十七條ニ在リ然レトモ已ニ述ヘシカ如ク現行犯罪ノ處分ハ殊ニ急速ヲ要スルカ故ニ此原則ニ拘泥スルトキハ犯人ヲ逃亡セシメ證憑ヲ埋滅セシムルノ恐アリ是レ此條ニ於テ豫審判事ハ檢事ノ請求ヲ待タズ豫審處分ニ取掛ルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタル所以ナリ但シ此特別處分ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ必要トス即チ第一檢事ヨリ先ニ現行犯アルヲ知リタルコト第二其現行犯ハ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナルコト第三其事件急速ヲ要スルコト是レナリ左ニ之ヲ説明セン

第一條件

(五九二) 第一 檢事ヨリ先ニ現行犯アルヲ知リタルコト○檢事ヨリ先ニ現行犯アルヲ知リタルトハ檢事ノ起訴ニ先チ之ヲ知リタルコトナイフ檢事ノ其現行犯アルヲ知リタルヤ否ヤヲ穿鑿スルニ及ハス故ニ縱令ヒ檢

事ニ於テ其現行犯アルヲ知ルコトアルモ其起訴ナキ以上ハ此特別處分ヲ爲スコトヲ得

實際ニ於テハ豫審判事及ヒ檢事期セスシテ同時ニ犯所ニ臨檢スルカ如キコトナキニアラサルヘシ如此キ場合ニ於テハ檢事ハ豫審ヲ請求シ且ツ其處分ニ立會ヒ臨時ノ請求ヲ爲ス等總テ常則ニ復スヘキナリ

又實際ニ於テハ豫審判事犯所ニ到着セサル前ニ於テ檢事ハ已ニ豫審處分ニ着手スルコトアルヘシ如此キ場合ニ於テハ豫審判事ノ到着スルニ當リ直チニ其處分ヲ豫審判事ニ譲リ又ハ其着手シタル手續ヲ終リタル上ニテ之ヲ豫審判事ニ譲ルヘキナリ要スルニ特別處分ハ已ムヲ得サル場合ニ於テ爲スヘキ變則ナレハ速ニ常則ニ復セサルヘカラス

第二條件

(五九三) 第二 其現行犯ハ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナルコト○等シク輕罪ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト別アルコトハ構成法ノ規定スル所ニシテ已ニ之ヲ掲載シタリ(一九五號)而シテ豫審判事カ此特別處分ニ着手スルコトヲ得ヘ

キハ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ニ限ル區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪又ハ違警罪ナルトキハ此特別處分ニ着手スルコトヲ得ス是レ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪又ハ違警罪ハ素ト豫審スヘキモノニアラサレハナリ

豫審判事カ  
檢事ヨリ先  
ニ區裁判所  
ノ管轄ニ屬  
スル輕罪及  
違警罪ノ  
現行犯アル  
コトヲ知ル  
ニ付テハ  
如何

〔五九四〕 然ラハ豫審判事カ檢事ヨリ先ニ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪及ヒ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ如何曰ク區別シテ論スヘシ即チ禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪ナルトキハ第六十條ノ規定ニ從ヒ常人ノ資格ヲ以テ被告人ヲ逮捕シテ告發ヲ爲スコトヲ得ヘク又罰金ノ刑ニ該ルヘキ輕罪若クハ違警罪ナルトキハ本編第一章第一節ノ規定ニ從ヒ或ハ告發スル義務ヲ負ヒ或ハ告發スル權利ヲ有ス(三二〇號)

地方裁判所  
ノ管轄ニ屬  
スル輕罪ナ  
ル以上ハ  
此特別處  
分ヲ得ヘキ  
コトヲ知ル  
ニ付テハ  
如何

〔五九五〕 重罪ハ必ス豫審ヲ經サルヘカラサルモノナレハ別ニ論ナシ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ハ必シモ豫審ヲ經ヘキモノニアラサレハ多少ノ疑義ナキ能ハス即チ若シ其事件輕易ニシテ豫審ヲ要セサルトキト雖モ苟モ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナル以上ハ豫審判事ハ此特別處分ヲ爲スコトヲ得ヘキヤ如何曰ク若シ其事件輕易ニシテ豫審ヲ要セサルトキハ縱令ヒ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナリト雖モ此特別處分ヲ爲スヘキニアラス豫審判事カ現行犯罪ノ場合ニ於テ檢事ノ請求ヲ待タズ豫審處分ニ取掛ルコトヲ得ルハ檢事カ請求ヲ爲スヘキ場合ニ於テ其請求ヲ待ツヘキ猶豫ナキニ由ル故ニ當然檢事ニ於テ請求セサルヘキ場合ニ於テハ豫審判事ハ豫審處分ニ取掛ルコトヲ得ス地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪事件ト雖モ其事件ノ輕易ナルモノハ檢事ハ直チニ其裁判所ニ起訴シテ豫審ヲ請求スルコトナシ故ニ豫審ヲ要セサル輕罪ノ現行犯罪ニ係ルトキハ豫審判事ハ第六十條ノ規定ニ從ヒ常人ノ資格ヲ以テ被告人ヲ逮捕シ告發スヘキノミ法文ニ豫審ニ取掛ルコトヲ得下聽任法ヲ用ヒタルモ蓋シ此意ニ外ナラサルヘシ

〔五九六〕 第三 其事件急速ヲ要スルコト〇此特別處分ハ其事件急速ヲ要スル場合ニ限ル即チ此特別處分ヲ爲サ、ルトキハ犯人ヲ逃亡セシメ證憑ヲ埋滅セシムル等時機緊急ニシテ閑過スヘカラサル場合ニ限ル故ニ其

第三條件

事件急速ヲ要セサルトキハ檢事ニ告發シ檢事ノ請求ヲ待テ豫審處分ニ取掛ルヘキナリ

管轄ノ檢事ニ其旨ヲ通知スルコト

〔五九七〕 此特別處分ヲ爲スニハ先ツ其旨ヲ管轄ノ檢事ニ通知セサルヘカラス是レ檢事ヲシテ起訴ノ手續ヲ爲サシメ成ル可ク常則ニ復センカ爲メナリ但シ檢事ノ回答ヲ待テ豫審處分ニ取掛ルニハアラス其旨ヲ檢事ニ通知スルト同時ニ豫審處分ニ取掛ルヘシ只豫審處分ニ取掛リタル後其旨ヲ通知スルコトヲ得サルノミ然レトモ實際ニ於テハ時機緊急其旨ヲ檢事ニ通知スル猶豫ナクシテ豫審處分ニ取掛ルコトアルヘシ此場合ニ於テモ其處分ハ無効タルニハアラス

刑法第二百七十七條ニハ人の身體財産を妨害するの犯人あるに當リ豫審判事檢察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲さざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加すトアリ而シテ本法第四百四十二條第一項ニハ豫審に取掛ることを得トアリ一ハ命令法ニシテ一ハ聽任法ナリ彼此相牴觸スルニアラスヤ

〔五九八〕 或曰ク刑法第二百七十七條ニハ人の身體財産を妨害するの犯人あるに當リ豫審判事檢察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲さざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加すトアリ而シテ本法第四百四十二條第一項ニハ豫審に取掛ることを得トアリ一ハ命令法ニシテ一ハ聽任法ナリ彼此相牴觸スルニアラスヤ

如何ト余曰ク然ラス刑法第二百七十七條ニ於テ豫審判事及ヒ其他ノ吏官ニ命スル所ハ身體財産ノ保護ノミニシテ即チ行政警察處分ナリ豫審處分ニアラス豫審判事モ身體財産ヲ妨害スル犯人アル報知ヲ受クルトキハ必ス保護ノ處分ヲ爲サ、ルヘカラスト雖モ必シモ豫審處分ヲ爲スニアラス豫審判事ハ實際ニ於テハ多ク豫審處分ヲ爲スヘケレトモ是レ刑法第二百七十七條ニ依テ之ヲ爲スニアラス其事件急速ヲ要スルカ故ニ本法第四百四十二條ニ依テ之ヲ爲スナリ故ニ彼此併ヒ行ハレテ相牴觸ラサルモノニシテ決シテ牴觸スルモノニアラサルナリ

〔五九九〕 第四百四十二條第二項ハ同條第一項ニ所謂ル豫審に取掛ることを得トノ事實ヲ示シタルモノナリ換言スレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得即チ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得トイフニ外ナラス

〔六〇〇〕 法文ニ所謂ル「犯所に臨檢し令狀を發し云々」トハ犯所ニ臨檢シ又ハ令狀ヲ發シ其他云々スルノ意ナルヤ又ハ犯所ニ臨檢シタル上ニテ令

犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ云

々トハ如  
何ナル意  
義ナルカ

此場合ニ  
於テ當初  
ヨリ勾留  
状ヲ發ス  
ルコトヲ  
得ヘキヤ

狀ヲ發シ其他云々スルノ義ナルヤ或曰ク現行犯ノ場合ニ於テ緊急ヲ要スル處分ハ即チ犯所ノ臨檢ナリ何トナレハ犯所ニ臨檢セスシテ單ニ被告人ヲ訊問スルカ如キ處分ハ檢事ノ請求ヲ待ツ能ハサル急速ノモノニアラサレハナリ故ニ犯所ニ臨檢シタル上ニテ令狀ヲ發シ其他云々スルコトヲ得ト解セサルヘカラス是レ管ニ道理上然ルノヨナラ又第四百四十三條ニ於テ「檢證調書を作るを以て公訴を受理したるものとす」トアルニ因テ明ナリ何トナレハ檢證調書ハ臨檢ノ場合ニ作ルヘキモノニシテ被告人、證人ノ訊問等ノ場合ニ作ルヘキモノニアラス且ツ令狀ハ豫審判事カ公訴ヲ受理シタル後ニアラサレハ發スルコトヲ得サルモノナレハナリト余思フニ此說允當ナルヘシ

〔六〇一〕 或曰ク法文ニ「令狀を發し」トアリ故ニ此例外ノ場合ニ於テハ被告人ノ訊問ヲモ爲サスシテ當初ヨリ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ヘシ即チ亦第七十五條ノ例外ニ屬スルモノナリト余曰ク然ラス若シ被告人ニ罪證擲滅若クハ逃亡等ノ恐アルトキハ第七十二條ノ規定ニ從ヒ當初ヨリ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ヘシト雖モ決シテ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ヘキニアラス且ツ勾引狀ノ效力ハ被告人ヲ引致スルコトヲ得ヘク又四十八時間之ヲ置留スルコトヲ得ヘケレハ當初ヨリ勾留狀ヲ發スルノ必要モ亦ナカルヘシ但シ被告人逃亡シタル場合ハ此限ニ在ラス(三八〇號)

豫審判事ハ此例外ノ場合ニ於テハ總テノ豫審處分ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ然レトモ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ必要トスル處分ハ之ヲ爲スコトヲ得ス法文ニ「此章の規定に從ひ」トアルモ蓋シ此意ナリ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ必要トスル處分ハ既ニ之ヲ述ヘタリ(三四五號)

〔六〇二〕 又此例外ノ場合ニ於テ特別處分ヲ爲スニハ先ツ其旨ヲ檢事ニ通知セサルヘカラス而シテ檢事ヨリ起訴ノ手續アリタルトキハ勿論總令ヒ起訴ノ手續ナシト雖モ豫審判事ニ於テ檢證調書ヲ作ルトキハ即チ公訴ヲ受理シタルモノト看做ス是レ特別處分ノ亦特別ナルモノナリ而シテ其檢證調書ニ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載スルハ其處分ノ越權ニアラサルコトヲ證明センカ爲メナリ檢證調書ハ第三百三條ノ規定ニ從テ之ヲ

公訴ノ受  
理

作ル(一四三條一項)

檢證調書  
ヲ作ルヲ  
以テ公訴  
ヲ受理シ  
タルモノ  
トスル理  
由

(六〇三) 豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトスル理由ハ如何第一説ニ曰ク豫審判事ハ犯罪ノ事實ニ依リ公訴ヲ受理スルモノナリト第二説ニ曰ク豫審判事ハ法律ニ據リ公訴ヲ受理スルモノナリト第三説ニ曰ク以上二説ハ共ニ非ナリ何トナレハ此説ニ因レハ豫審判事ハ自己ノ知ラサルトキ即チ犯罪ノ事實ノ有無ヲ知ラサルトキト雖モ猶ホ且ツ公訴ヲ受理スルモノナリトイハサルヘカテサレハナリ豫審判事ニ於テ單ニ犯罪ノ事實ヲ認知シタルノミニテハ公訴ヲ受理スルコトナシ其公訴ヲ受理セシニハ豫審判事先ツ犯所ニ臨檢シ檢證處分ヲ爲シ其調書ヲ作ルコトヲ要ス其調書ヲ作り初メテ豫審判事ハ公訴ヲ受理シタルモノトス故ニ現行犯ノ場合ニ於テハ豫審判事法律ニ從ヒ例外トシテ自ラ公訴ヲ受理スルモノナリトイフヲ以テ允當ナリトスト余思フニ第三説ハ其當ヲ得タルモノナルヘシ

(六〇四) 豫審判事ハ犯所ニ臨檢スル前已ニ其旨ヲ檢事ニ通知セルヲ以

書類ヲ檢

事ニ送致  
スルコト

已ニ檢事  
ノ起訴ア  
リタルト  
キハ如何

檢事ヨリ  
其豫審手  
續ヲ繼續  
スルヘキモ  
ノニアラ  
サル意見  
アリタル  
トキハ如  
何

テ檢事ハ何時ニテモ起訴ヲ爲シ其實行ノ手續ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ然レトモ實際急遽ノ場合ニ於テハ其手續ヲ爲スノ暇ナカルヘシ故ニ豫審判事ハ急速ヲ要スル處分ヲ終リタル後更ニ檢證調書等其他ノ書類ヲ檢事ニ送致シ檢事ヲシテ公訴ヲ實行スルノ方便ヲ得セシム(一四三條二項)然レトモ已ニ檢事ノ起訴アリタルトキハ豫審判事ハ書類ヲ檢事ニ送致スルニ及ハス第四百四十三條第二項ハ同條第一項ヲ受ケタルモノニシテ同條第一項ハ檢事ノ起訴ナキ場合ニ就テ規定シタルモノナリ

(六〇五) 豫審判事其書類ヲ檢事ニ送致シ而シテ檢事之ヲ受取リタルトキハ其公訴ノ實行ニ就テ意見ヲ述ヘサルヘカラス若シ檢事被告事件輕易ニシテ豫審ヲ要セストシ又ハ被告事件罪ト爲ラス若クハ公訴受理スヘカラサルモノトシテ其豫審手續ノ繼續スヘキモノニアラサルコトヲ陳述スルトキハ或ハ公訴ノ實行ナキコトアルヘシト雖モ(一四號)豫審判事ハ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結セサルヘカラス是レ其原由ハ異ナリト雖モ已ニ公訴ハ提起セラレタルモノナレハナリ而シテ公訴權ノ所有者ハ社會ニシテ

社會ハ其實行ヲ檢事ニ委任シタルモノナレハ檢事ハ公訴ヲ拋棄スルコトヲ得サレハナリ(一六號)

書類ノ附  
付及ヒ其  
時間

第二特別  
處分

(六〇六) 檢事ハ豫審判事ヨリ送致ヲ受ケタル書類ハ必ス之ヲ還付スヘキヤ又之ヲ還付スヘキニ於テハ其時間ハ如何曰ク該書類ハ素ト數通アルモノニアラサレハ必ス之ヲ還付セサルヘカラス而シテ之ヲ還付スルニハ二十四時ヲ以テ其時間ト爲スヘシ是レ第六十八條ヲ準用スルナリ第六十八條ハ豫審全體ニ通用スヘキ規定ニシテ即チ豫審ノ總則トモイフヘキモノナレハ之ヲ準用スルハ當然ナリ尙ホ該條ノ處ヲ參照スヘシ(三四七號)

(六〇七) 第二ノ特別處分ハ第四百四十四條以下第四百四十九條ニ規定ス即チ第四百四十四條第四百四十五條ハ地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事カ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於ケル特別處分第四百四十六條ハ區裁判所檢事カ其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於ケル特別處分第四百四十七條司法警察官カ重罪又ハ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル

○第四百  
十四條

○第四百  
十五條

第二特別  
處分ヲ爲  
スニ必要  
ナル條件

場合ニ於ケル特別處分ヲ規定シ第四百四十八條第四百四十九條ハ右特別處分ニ付キ地方裁判所檢事ノ注意ヲ示シタルモノタリ

第四百四十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事は豫審判事ヨリ先に重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬する輕罪ノ現行犯あることを知りたる場合に於て其事件急遽を要するときは豫審判事を待つことなく其旨を通知して犯所に臨檢し豫審判事に屬する處分を爲すことを得但罰金及び費用賠償の言渡を爲すことを得す

証人及び鑑定人の供述は宣誓を用ゆることなく之を聽く可し

第四百四十五條 前條の場合に於て地方裁判所檢事は證憑書類に意見書を添へ速に之を豫審判事に送致し區裁判所檢事は之を地方裁判所檢事に送致す可し

(六〇八) 此第二ノ特別處分ハ檢事カ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スニ在リ而シテ此特別處分ヲ爲スニハ三個ノ條件ヲ必要トス即チ第一豫審判事ヨリ先ニ現行犯ア

ルヲ知リタルコト、第二其現行犯ハ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナルコト、第三其事件急速ヲ要スルコト是レナリ各條件ノ説明ハ第一ノ特別處分ノ處ニ掲ケタレハ茲ニ之ヲ贅セス(五九〇號以下)但シ尙ホ一言スヘキハ治罪法ニ於テハ急速ヲ要スルトノ文詞ナキカ故ニ其闕漏ヲ論シタルコトアリシト雖モ本法ニハ其明記アレハ今ハ非難スヘキナシ(治罪法二〇三條)

(六〇九) 地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ニシテ豫審ヲ要スルモノト豫審ヲ要セサルモノトノ別アルコトハ已ニ論シタリ(六二條)而シテ檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ縱令ヒ豫審ヲ要セサルモノト雖モ第二ノ特別處分ヲ爲スコトヲ得ヘキヤ如何

余ハ第四百四十二條下ニ於テ豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リテ其事件豫審ヲ要セサルトキハ豫審ニ取掛ルコトヲ得サル旨ヲ述ヘタリ(五九三號)故ニ本問ノ場合ニ於テモ第

地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナル以上ハ總テ此特別處分ヲ爲スコトヲ得ヘキヤ

二ノ特別處分ヲ爲スヘカヲササルニ似タリ然レトモ彼此同一ニ論スルヘカラサルモノアリ即チ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナル以上ハ縱令ヒ豫審ヲ要セサルトキト雖モ尙ホ第二ノ特別處分ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ其理由ハ左ノ如シ

第一ノ特別處分ハ豫審判事カ檢事ノ請求ヲ待タズシテ豫審ニ取掛ルノミニシテ其通常ノ場合ト異ナルハ檢事ノ請求ヲ待タサルノ一點ニ在リ故ニ一旦豫審ニ取掛リタル以上ハ其豫審處分ニハ異ナル所ナシ然レトモ第二ノ特別處分ハ檢事カ豫審判事ヲ待ツコトナク豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スニ在リテ其處分ハ固トヨリ眞ノ豫審處分ニアラス此場合ニ於テハ公訴ハ未タ提起セラレヌ(六〇八號)證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用フルコトナクシテ之ヲ聴キ(六一二號)尙ホ此特別處分ノアルニ拘ハラズ豫審判事ハ更ニ其取調ヲ爲スヘキナリ(六二九號)故ニ第二ノ特別處分ハ正格ニ論スレハ搜查處分ノ一種ニシテ其眞ノ搜查處分ト異ナル所ハ搜查處分ニ於テハ家宅ヲ搜索シ物件ヲ差押フル等公力ヲ以テ人ノ權利ヲ害スル處分ヲ爲ス



○  
檢事檢證  
處分ニ着  
手シタル  
トキハ公  
訴ハ自ラ  
起リタル  
モノナル  
ヤ

コトヲ得サレトモ第二ノ特別處分ハ公力ヲ以テ此等ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルニ在ルノミ已ニ第二ノ特別處分ハ眞ノ豫審處分ニアラサレハ縱令ヒ豫審ヲ要セサル輕罪事件ト雖モ尙ホ此處分ヲ爲シテ妨ナシ且ツ區裁判所檢事カ其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テスラ此特別處分ヲ爲スコトヲ得(一四六條六一七號)況ンヤ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ニ於テチヤ

〔六一〇〕 此場合ニ於テ檢事犯所ニ臨檢シ檢證處分ニ着手シタルトキハ公訴ハ已ニ提起セラレタルモノナルヤ如何此問題ニ付テハ三說アリ

第一說 公訴ハ未ダ提起セラレス第四百四十五條ニ前條の場合に於テ地方裁判所檢事は證憑書類ニ意見書を添へ速に之を豫審判事に送致し云々トアリテ總テ書類ハ豫審判事ニ送致セサルヘカヲサルカ故ニ公訴ハ已ニ提起セラレタルカ如シ然レトモ是レ檢事ニ於テ其事件ヲ引續キ取調フヘキモノト思料セシ場合ニ限ルコトニシテ引續キ取調フヘキモノニアラスト思料スルモ仍ホ其書類ヲ送致スヘシトイフニアラザルナリ

第二說 豫審判事ニ於テ未ダ公訴ヲ受理セサレハ公訴ヲ提起シタルモノトイフヘカラス第四百四十五條ノ規定ハ引續キ取調ヲ要スルト否トヲ問ハス檢事ニ於テ引續キ取調ヲ爲スヘキモノト思料スレハ通常ノ規定ニ從ヒ其證憑書類ニ請求書ヲ添へテ豫審判事ニ送致スヘク若シ又引續キ取調ヲ爲スヘキモノニアラスト思料スレハ其證憑書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ豫審判事ニ送致スルニ止マルノミ蓋シ檢事ハ豫審判事ノ職權ヲ假用スル者ナレハ其事件ノ取調ヲ繼續スルトセサルトニ拘ハラズ總テ豫審判事ヲ經由スヘキチイフノミ之ヲ要スルニ第一說第二說ハ只其理由ヲ異ニスルノミニシテ其歸着スル所ハ一ナリ

第三說 公訴ハ已ニ提起セラレタルモノナリ其理由ニアリ第一前說ノ如ク公訴ヲ提起セラレサリシモノトスレハ檢事ニ於テ引續キ其事ノ取調ヲ要セストモハ其事件ヲ棄却シテ證憑書類ニ意見書ヲ添へ豫審判事ニ送致スルコトナカルヘキ理ナリ然ルニ法文ニ依レハ豫審手續ノ繼續スヘキト否トニ拘ハラズ證憑書類ニ意見書ヲ添へテ豫審判事ニ送致セサルヘカヲ

ス是レ公訴ノ已ニ提起セラレタルカ故ナリ、又法文ニ意見書ヲ添ヘト替シテ請求書ヲ添ヘト替セサルハ是レ公訴ヲ維持セサルコトアルヘキカ故ナリ、又若シ第二説ノ如ク檢事ハ豫審判事ノ職權ヲ假用スルモノニシテ常ニ其書類ヲ豫審判事ニ送致セサルヘカラサルモノトセハ第四百四十九條ノ場合ニ於テモ亦然ラサルヲ得ス然ルニ第四百四十九條ノ場合ニ於テハ如此キ明文ナシ、第二第四百四十七條ニ於テ「司法警察官も亦假に之を行ふことを得トアリ假ニ之ヲ行フコトヲ得トハ即チ豫審處分ヲ行フモ未タ公訴ノ提起セラレサルヲ示スナリ若シ本問ノ場合ニ於テ公訴未タ提起セラレサルモノトセハ第四百四十七條ニ於テ特ニ「假に」ノ文字ヲ加フル必要ナカルヘシト余思フニ第一説ハ其當ヲ得タルモノナリ若シ第三説ノ如ク公訴ヲ已ニ提起セラレタルモノトセハ法律ニ其明文ヲ掲ケサルヘカラス正則ナレハ明文外ニ推及スルヲ得ヘケレトモ變則ハ其明文外ニ推及スルヲ得ス况ンヤ其明文ナキニ於テナヤ又第三説ノ如クセハ奇怪ノ結果ヲ生スヘシ何トナレハ其説ノ如ク地方裁判所檢事カ檢證處分ヲ爲シタルヲ以テ公訴ヲ提起

セラレタルモノナリトセハ區裁判所檢事カ檢證處分ヲ爲シタルトキモ亦公訴ヲ提起セラレタルモノナリトイハサルヘカラス然ルニ法律ハ地方裁判所檢事ト區裁判所檢事トノ間ニ差別ヲ爲シ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ豫審判事ニ送致スヘシトアレトモ區裁判所檢事ハ地方裁判所檢事ニ送致スヘク而シテ地方裁判所檢事其送致ヲ受ケタルトキハ或ハ請求書ヲ添ヘテ豫審判事ニ送致スルコトアルヘク或ハ直チニ其裁判所ニ起訴スルコトアルヘク或ハ起訴ノ手續ヲ爲サ、ルコトモ亦アルヘケレハナリ（一四八條一四九條）如此クナルニ尙ホ公訴ヲ提起セラレタルモノナリトイフヲ得ヘキヤ、且ツ第四百四十五條ニ依レハ地方裁判所檢事ハ必シモ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致セサルニ於テナヤ（六一四號）又第三説ニハ請求書ト意見書トノ區別ヲ述ヘタリ請求書ト意見書トハ其區別アルヘシト雖モ其區別モ亦必シモ拘泥スヘキモノニアラス請求書ハ其義狭クシテ意見書ハ其義廣シ請求ハ必ス請求スルコトノミニ限レトモ意見書ハ請求ニ係ルコトアルヘク又請求ニ係ラサルコトアルヘシ要スル

豫審判事  
ニ屬スル  
處分トハ  
如何

檢事ハ罰  
金及ヒ費  
用賠償ノ  
言渡ヲ爲  
スコトナ  
得サルヤ  
及ヒ其場  
合ハ如何

ニ意見書中ニハ請求ヲモ包含スルコトアルヘシ故ニ拘泥スルコトヲ得ス  
且ツ法文ニ廣ク意見書トアルハ區裁判所檢事ヨリ地方裁判所檢事ニ送致  
スル場合ニモ適用スルコトアルカ故ナリ(六一五號)又第四百四十七條ニ所謂  
ル「假令」ノ意義ハ第三說ニイヘル如キモノニアラサルナリ(六二四號)  
(六一一) 豫審判事ニ屬スル處分トハ即チ被告人又ハ證人ノ訊問及ヒ對  
質、家宅搜索物件差押鑑定、令狀ノ發付等凡テ犯罪ノ原由、性質、方法、情狀、日時  
場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ知了スル處分ニシテ即チ證憑ヲ蒐集ス  
ルニ必要ナル處分ヲ總稱ス

(六一二) 檢事ハ此特別ノ場合ニ於テハ總テ豫審處分ヲ爲スコトヲ得レ  
トモ罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス蓋シ此言渡ハ裁判所ノ爲  
スヘキモノニシテ豫審判事ニ於テ之ヲ爲スモ尙ホ已ムヲ得サル變則ニ出  
ツ況ンヤ檢事ニ於テ爲スヘキコトナランヤ但シ證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ  
宣誓ヲ用フルコトナクシテ之ヲ爲セハ此等ノ者ニ對シテ罰金ヲ言渡ス場  
合モ亦固トヨリアルヘキニアラス只證人、鑑定人ノ呼出ニ應セサルトキハ

檢事ハ保  
釋ヲ許ス  
コトヲ得  
ルヤ

罰金ヲ言渡スヘキ場合ヲ生スヘケレトモ通例報知書ヲ以テ呼出シテ呼出  
狀ヲ以テスルコトナシ且ツ報知書ヲ以テスルトキハ固トヨリ論ヲク呼出  
狀ヲ以テスルモ二十四時間ノ猶豫ヲ與ヘサレハ即チ其方式ニ違フカ故ニ  
縱令ヒ出頭セサルモ罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得サルナリ又  
若シ正式ノ呼出狀ヲ以テ呼出スモ其日時ニ出頭セサルトキハ檢事ハ其旨  
ヲ併セテ豫審判事ニ通知シ豫審判事ヲシテ其言渡ヲ爲サシムヘキナリ  
(六一三) 檢事ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ豫審判事ニ引渡サ、ル  
前ニ於テ保釋スルコトヲ得ヘキヤ曰ク立法上ヨリ論スレハ檢事ヲシテ保  
釋セシムルモ妨ナカルヘシ然レトモ本法ニ於テ保釋ヲ許スニハ數個ノ要  
件ニ從ハサルヲ得サルカ故ニ實際上檢事ハ之ヲ許スコトヲ得サルナリ(一  
五〇條六三二號)又所謂ル豫審判事ニ屬スル處分トハ證憑蒐集ニ必要ナル  
處分ニシテ保釋ノ如キハ證憑蒐集ニ必要ナル處分ニアラサルナリ但シ單  
ニ被告人ヲ釋放スルコトハ檢事ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得是レ恰モ其逮捕  
ヲ爲サ、ルト一般ナリ

証人鑑定  
人ノ供述  
ハ宣誓ヲ  
用フルヤ

〔六一四〕 証人及ヒ鑑定人ノ供述ニハ宣誓ヲ用フルコトナシ証人及ヒ鑑定人ノ訊問ハ素ト豫審判事ノ職務ニシテ檢事カ之ヲ爲スハ一變則ナレハナリ故ニ其供述ハ單ニ事實參考ニ過キス而シテ通例鑑定人ハ鑑定書ヲ作ルヘキ者ナレトモ(一四〇條)此場合ニ於テハ只鑑定ニ付キ供述ヲ爲スノミニテ必シモ鑑定書ヲ要スルコトナシ

通事ハ如  
何

〔六一五〕 通事モ正實ニ通釋スヘキ宣誓ヲ爲ス者ナリ法文ニハ證人鑑定人ノミ其供述ハ宣誓ヲ用フルコトナク之ヲ聽クヘシトアリテ通事ニハ此明文ナシ故ニ被告人証人等聾者啞者ニシテ文字ヲ知ラス若クハ國語ニ通セサルニ依リ通事ヲ要スルトキハ其通事ハ宣誓ヲ爲スヘキニ似タリ然レトモ法意ハ決シテ然ルニアラス證人鑑定人スラ宣誓ヲ用フルコトナシ況ンヤ通事ニ於テヤ

地方裁判  
所檢事ハ  
其取調ヲ  
爲シタル  
上如何ナ

〔六一六〕 地方裁判所檢事ハ其取調ヲ爲シタル上尙ホ引續キ其取調ヲ必要トスルトキハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ豫審判事ニ送致スヘシ(一四五條)是レ其處分ヲシテ速ニ正則ニ復セシメンカ爲メナリ而シテ若シ其事

ル處置ヲ  
爲スヘキ  
カ

件輕易ニシテ豫審ヲ要セストスルトキハ豫審判事ニ送致セスシテ直チニ其裁判所ニ起訴スヘク又被告事件罪ト爲ラス若クハ公訴受理スヘカラサルモノトスルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スヘカラサルナリ此點ニ付テハ他ニ異説アリ第四百四十九條ノ處ニ於テ更ニ論述スヘシ(六二七號)

區裁判所  
檢事ハ如  
何

〔六一七〕 又法文ニ依レハ區裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致セサルヘカラサルニ似タリ然レトモ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナリト思料シタルトキハ地方裁判所檢事ニ送致スヘキニアラス直チニ其裁判所ニ起訴スヘキナリ又被告事件罪ト爲ラス若クハ公訴受理スヘカラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スヘカラサルナリ故ニ地方裁判所檢事ニ送致スヘキハ只重罪若クハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ナリト思料シタルトキニ限ル是レ其管轄ノ區別ニ於テ然ラサルヲ得サルナリ

第四百  
十六條

第四百十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄に屬する輕罪の現行犯あることを知りたる場合に於て其事件急速を要するときは第四百十四

條に規定したる處分を爲すことを得  
若し被告人に對し勾留狀を發したるときは三日内に起訴の手續を爲す可し

此特別處分ヲ爲スニ必要ナル條件

地方裁判所檢事カ區裁判所

(六一八) 此特別處分ヲ爲スニハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルヲ知リタルコト及ヒ其事件急速ヲ要スルコトノ二條件ヲ要ス豫審判事ヨリ先ニ之ヲ知ルコトノ一條件ハ必要ナラス何トナレハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ハ素トヨリ豫審ヲ爲スヘキモノニアラサレハナリ  
(六一九) 本條ノ規定ハ變例中ノ變例ニ係ルモノナリ何トナレハ如此キ犯罪ニハ豫審處分ヲ爲スヘキニアラサレトモ現行犯ノ場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ許シタルハナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ第四百四十四條ニ規定シタル處分カ眞ノ豫審處分ニアラサルコト明瞭ナルヘシ(六〇七號)

(六一〇) 豫審判事カ檢事ヨリ先ニ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキノ處分如何ハ已ニ之ヲ述ヘタリ(五九二號)地方

ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ如何

現行犯ノ場合ニ於テハ常に勾留狀ヲ發スルコトヲ得ヘ

裁判所檢事カ區裁判所檢事ヨリ先ニ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ如何法文ヲ一見スレハ區裁判所檢事ト等シク特別處分ヲ爲スコトヲ得ヘキニ似タリ何トナレハ區裁判所ノ檢事ニ於テスラ尙ホ之ヲ爲スコトヲ得レハ地方裁判所檢事ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得サル理ナケレハナリ然レトモ余ハ地方裁判所檢事ハ此特別處分ヲ爲スコトヲ得サルヘントス何トナレハ變則ハ推及スヘキモノニアラス而シテ法律ハ區裁判所檢事ニ限定シタルハナリ故ニ此場合ニ於テハ地方裁判所檢事ハ第六十條ノ規定ニ從ヒ常人ノ資格ヲ以テ被告人ヲ逮捕シ告發ヲ爲スヘク又ハ本編第一章第一節ノ規定ニ從ヒ或ハ必ス告發ヲ爲スヘク或ハ單ニ告發ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ(三二〇號)

(六一一) 或曰ク通例勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキトキニアラサレハ發スルコトヲ得スト雖モ現行犯ノ場合ニ於テハ證憑湮滅犯人逃亡ノ恐アルヲ以テ訊問ヲ爲サス又禁錮以下ノ刑ニ該ルヘキトキト雖モ之ヲ發スルコトヲ得ト余曰ク然ラス勾留狀ハ被告人逃亡シ

タル場合ノ外被告人ヲ訊問シタル後ニアラサレハ之ヲ發スルコトヲ得ス  
 又何レノ場合ニ於テモ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキトキニアラサレハ之ヲ發  
 スルコトヲ得ス(三八〇號)區裁判所檢察事ハ其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ  
 現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ禁錮ノ刑ニ該ルヘキトキハ被告人  
 ノ訊問ヲ爲シ又ハ爲サスレテ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ヘク罰金ノ刑ニ該  
 ルヘキトキハ常ニ勾留狀ヲ發スルコトヲ得サルナリ

(六二二) 被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ區裁判所檢察事ハ三日内  
 ニ起訴ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラス是レ三日以上ニ亘ルトキハ未決勾留長  
 キニ過キテ本刑トノ權衡ヲ失スレハナリ

第四百十七條 第四百四十四條第四百四十六條に依て檢察に許したる職務  
 は司法警察官も亦假に之を行ふことを得但勾留狀を發することを得  
 す

司法警察官は證據書類に意見書を添へ速に之を管轄裁判所の檢察に  
 送致し且被告人を逮捕したるときは共に之を送致す可し

○第四百  
 十七條

現行犯ノ  
 場合ニ於  
 テ實權ヲ  
 有シ實效  
 ナ奏スル  
 者ハ如何

司法警察  
 官ノ假豫  
 審處分

(六二二) 法律ニ於テハ現行犯ノ豫審處分ト雖モ司法警察官ヨリモ察  
 檢事ノ之ヲ行フコトヲ欲シ又檢事ヨリモ察口豫審判事ノ之ヲ行フコトヲ  
 欲セシナルヘシ然レトモ實際ニ於テハ豫審判事ヨリモ察口檢事ノ之ヲ行  
 フコト多ク檢事ヨリモ察口司法警察官ノ之ヲ行フコト多カルヘシ故ニ現  
 行犯ニ付テ實權ヲ有シ實效ヲ奏スル者ハ司法警察官ナリ其職ニ在ル者注  
 意セサルヘカラス

(六二四) 司法警察官ハ職務上自ラ進ミ又ハ檢事ノ命令ニ因リ假ニ特別  
 處分ヲ行フコトヲ得而シテ之ヲ行フ權限ハ檢事ト異ナルコトナシ只勾留  
 狀ヲ發スルヲ得サルノミ是レ勾留狀ハ人ノ身體ヲ拘束スルモノニシテ容  
 易ニ發スヘキモノニアラサレハナリ治罪法第二百三條ニハ總テ令狀ヲ發  
 スルコトヲ得ストアリ而シテ明治十四年九月第四十六號布告ヲ以テ當分  
 ノ内現行犯ノ場合ニ限リ令狀ヲ發シ若シカラスト定メラレタリ故ニ治罪  
 法ニ於テハ現行犯ノ場合ニ限リ司法警察官モ勾留狀ヲ發スルコトヲ得タ  
 リシト雖モ本法ニ於テハ之ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ此處ニ付豫審ニ通知スルニ及ハサルヤ

假ニトハ如何ナル意義ナルヤ

(六二五) 檢事ハ第四百四十四條ニ規定シタル特別處分ヲ爲スニハ先ツ其旨ヲ豫審判事ニ通知セサルヘカラス然レトモ司法警察官カ此處分ヲ爲スニハ豫審判事ニ通知スルヲ要セス何トナレハ司法警察官ノ處分ハ假定ノモノニシテ眞成ノ効力ヲ有セサレハナリ且ツ實際ニ於テモ司法警察官ハ裁判所ヨリ數十里ノ外ニ在ルコトアリテ急遽ノ際ニ當リ此手續ヲ盡スコト能サレハナリ

(六二六) 所謂ル假ニトハ如何ナル意義ナルヤ或曰ク司法警察官カ豫審處分ヲ爲スハ甚シキ變例ニ係ルヲ以テ爾後檢事ニ於テ更ニ之ヲ爲スニアラサレハ眞箇ノ効力ヲ有セサルヲイフト然レトモ檢事カ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタル場合ニ係ル第四百四十八條ニ於テ司法警察官ノ爲シタル緊急處分ニ付キ檢事ノ之ヲ更正スル規定ナシ故ニ此說ニ依リ難シ思フニ司法警察官カ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ徒ラニ相當官更ノ至ルヲ待ツヘキニアラサレハ即チ自ラ進ミテ檢事ニ代理シ豫審ノ假處分ヲ爲スヘキコトヲイフモノニシテ其處分ノ効力如何ハ一ニ檢事ノ意見

ニ在ルヘシ即チ司法警察官カ爲シタル處分ハ假ニ其効力ヲ有スルノミニシテ檢事カ其處分ヲ是認シ引續キテ公訴ノ提起實行ヲ爲スニ至リ茲ニ初メテ眞箇ノ効力ヲ生スヘキナリ但シ眞箇ノ効力ヲ生スルトハ其處分ハ檢事ノ爲シタルモノト同一ニシテ後日豫審判事カ其取調ヲ妨ケス(六二九號)

司法警察官カ此處分ヲ爲シタルトキ

(六二七) 司法警察官ハ此特別處分ヲ爲シタルトキハ茲ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致セサルヘカラス是レ司法警察官ハ公訴ノ提起ヲ取捨スルヲ得サレハナリ然レトモ其事件ノ明白ニシテ犯罪ヲササルモノハ特ニ此手續ヲ爲スヘキニアラス(二八二號)

第四百四十八條 地方裁判所檢事は區裁判所檢事又は司法警察官ヨリ事件ノ送致を受けたるときは一切の書類に請求書を添へ豫審判事に送致す可し

若し同時に被告人を受取りたるときは二十四時内に之を訊問し拘留狀を發し又は發せずして前項の手續を爲す可し

第四百四十九條 地方裁判所檢察は何れの場合に於ても輕罪の現行犯に係り豫審を求むるに及はずと思料したるときは勾留狀を發したるとき否とに拘はらず直ちに其裁判所に訴を爲すことを得  
被告事件罪と爲らず又は公訴受理す可からざるものと思料したるときは起訴の手續を爲す可らず

地方裁判所檢察事其事件ノ送致ヲ受ケ又同時ニ被告人ヲ受ケタルトキハ如何

(六二八) 地方裁判所檢察ハ第四百四十五條ノ規定ニ從ヒ區裁判所檢察ヨリ其事件ノ送致ヲ受ケ又第四百四十七條ノ規定ニ從ヒ司法警察官ヨリ其事件ノ送致ヲ受ケタルコトアルヘシ此場合ニ於テハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添へ豫審判事ニ送致セサルヘカラス  
又區裁判所檢察若クハ司法警察官ヨリ其事件ノ送致ヲ受ケタルト同時ニ被告人ヲ受ケタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問セサルヘカラス明治十五年十一月第五十三號布告ニハ已ムヲ得サル場合ニ於テハ當分ノ内五日以内ニ於テスルコトヲ得ト定メタルトモ該布告ハ治罪法ノ廢止ト共ニ廢止セラレタルモノナリ

(六二九) 然レトモ地方裁判所檢察ハ自ラ其特別處分ヲ爲シタルト又區裁判所檢察若クハ司法警察官ヨリ其事件ノ送致ヲ受ケタルトナ問ハス何レノ場合ニ於テモ輕易ナル輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルヲ要セサルトキハ豫審判事ニ送致スルコトナク直チニ其裁判所ニ起訴スルコトヲ得又何レノ場合ニ於テモ被告事件罪ト爲ラス若クハ公訴受理スヘカラスモノタルトキハ總テ起訴ノ手續ヲ爲スヘカラスナリ(一四九條)  
或曰ク法次ニ所謂ル何れの場合トハ第四百四十八條ニ所謂ル區裁判所檢察又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタル場合ナイン故ニ此場合ニ於テハ地方裁判所檢察ハ本條ノ規定ニ從ヒ直チニ其裁判所ニ起訴シ又ハ起訴ノ手續ヲ爲サ、ルコトヲ得ヘシト雖モ地方裁判所檢察自ラ現行犯アルコトヲ知リ特別處分ヲ爲シタルトキハ本條ノ規定ニ從フヘキニアラス第四百四十五條ノ規定ニ從ヒ豫審ヲ經ヘキモノニアラストシ又ハ被告事件罪ト爲ラス公訴受理スヘカラスモノトスルトキト雖モ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致セサルヘカラス是レ其自ラ爲シタル處分ハ



假定ノ處分ニアラスシテ眞成ノ効力ヲ有スルモノナルカ故ニ其處分ノ結果如何ハ其主任タル豫審判事ニ知ラシメサルヘカサレハナリト  
余曰ク此說非ナリ治罪法ニ於テハ或ハ之ヲ主張スルヲ得タルヘシト雖モ本法ニ於テハ決シテ之ヲ主張スルヲ得ス治罪法ト本法トハ異ナル所アリ且ツ此說ハ自家撞着ノモノナリ何トナレハ其說ノ如ク他方裁判所檢事ノ自ラ爲シタル處分ハ眞成ノ効力ヲ有スルモノニシテ其處分ノ結果如何ハ必ス之ヲ主任タル豫審判事ニ知ラシメサルヘカサレコト、セハ區裁判所檢事ノ自ラ爲シタル處分ノ結果如何モ亦必ス之ヲ其主任タル豫審判事ニ知ラシメサルヘカサス然ルニ區裁判所檢事ノ自ラ爲シタル處分ノ結果如何ハ必シモ之ヲ豫審判事ニ知ラシムルニアラサルコトハ論者ノ自ラ認ムル所ナリ今試ニ治罪法草案ニ據ルニ其第二百二十六條ニ於テ「第二百二十條第二百二十二條及ヒ第二百二十三條ニ豫定シタル場合ニ於テ云々トアリ所謂第二百二十條ハ即チ本法第四百四十四條ニ恰當シ第二百二十二條ハ即チ本法第四百四十七條ニ恰當シ第二百二十三條ハ即チ本法第四百十

現行犯ノ場合ニ於テハ被告ノ事件罪ト爲ラサルカ如キ場合ナカルヘキヤ  
豫審判事ハ更ニ其取調ヲ爲スコトヲ得ルヤ

八條ニ恰當ス法文ニ所謂ル何れの場合トハ其意義廣クシテ單ニ第四百四十八條ノ場合ノミナラス又第四百四十四條ノ場合ヲモ包含スルモノナリ  
〔六三〇〕 或曰ク檢事及ヒ司法警察官カ豫審處分ヲ爲スハ特ニ現行犯罪ノ場合ニ限リタレハ被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理スヘカフサルモノト思料スヘキ場合ナカルヘシト余曰ク必シモ然ルニアラス本節ニ所謂ル現行犯トハ眞現行犯ノミナラス准現行犯ヲモ包含ス准現行犯ノ場合ニ於テハ幾多ノ取調ヲ爲シタル後初メテ被告人ノ人違ナルヲ發見スル等ノコト往々是レアリ故ニ無罪免訴等ノ場合ナキニアラサルナリ  
〔六三一〕 治罪法第二百八條ニハ豫審判事ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲シタル手續ニ付キ更ニ其取調ヲ爲スコトヲ得但シ檢事又ハ司法警察官ノ作リタル調書ハ之ヲ添ヘ置クヘシトノ明文アリタレトモ本法ニ於テハ之ヲ刪除シタリ然レトモ如此キハ道理上當然ノコトナレハ明文ノ有無ニ拘ハラズ今日ニ於テモ亦必ス如此クナルヘキナリ

### 第九節 保釋

〔六三二〕 人ノ自由ノ妄ニ拘束スヘカラスルハ旨ヲ俟タスト雖モ已ニ勾留シタル者ハ亦濫ニ釋放スルヲ得ス拘束スルト釋放スルト并ニ法律ノ明文ニ依ラサルヘカラス而シテ保釋責付ハ法律ノ明文ニ由ル勾留解除ノ方法ハ即チ釋放ノ方法ナリ此方法ハ豫審ニ特別ノモノニシテ公判ニハ之ヲ適用スルヲ得ス治罪法第三百六十二條第二項ニハ公判ニ適用スル明文アリシト雖モ本法ニハ之ヲ刪除セリ或ハ實際ニ於テ多少ノ障礙ヲ生スルコトアルヘシト雖モ(就中今日ハ刑期計算ニ宜ヲ得サルモノアリ)其明文ナキニ既定ノ勾留ヲ解除スヘキニアラス又已ニ解除シタルモノヲ取消スヘキニアラス故ニ保釋責付ハ豫審ニ特別ナル勾留解除ノ方法ナリトス而シテ勾留人ノ請求ニ因リ豫審判事ノ假ニ勾留ヲ解除スルヲ保釋トイヒ其請求ニ因ラスシテ豫審判事ノ職權ヲ以テスルヲ責付トイフ保釋ハ佛國ノ法律ニ原因シ責付ハ本邦ノ舊慣ヲ因襲セシモノナリ

〔六三三〕 本節總テ十一條ニシテ第五百五十條以下第五百十八條ハ保釋ニ關スル規定第五百十九條第六十條ハ責付ニ關スル規定ナリ

○第五百五十條

第五百五十條 豫審判事は豫審中勾留狀を受けたる被告人の請求に因り  
 検事の意見を聴き何時にても呼出に應じ出頭す可き證書を差出し且  
 保證を立てしめ保釋を許すことを得

○第五百五十一條

第五百五十一條 保證の金額は豫審判事之を定め保釋を許す言渡書に記載す可し

○第五百五十二條

第五百五十二條 保證を爲すには被告人又は法律上代理人より金錢若くは有價證券を差出す可し  
 又裁判所の管轄地内に住し且十分なる資力ある者より金額に充つ可き保證書を差出すことを得

此三條ハ保釋ニ必要ナル條件ヲ規定ス

保釋ヲ許スニ必要ナル條件

〔六三四〕 豫審判事カ未決勾留ヲ受ケタル被告人ニ對シ保釋ヲ許スニハ五箇ノ條件ヲ必要トス即チ左ノ如シ(一五〇條)

第一 勾留狀ヲ受ケタル被告人ナルコト〇勾引狀ヲ以テ引致シタル被告

第三編、第三章 豫審 第九節 保釋 第五百五十條 第五百五十一條 第五百五十二條

人ハ四十八時内ニ訊問ス(七三條)故ニ四十八時内ハ留置スルコトアルヘシト雖モ未タ眞ノ未決勾留ニアラサレハ此被告人ハ保釋ヲ請求スルコトヲ得ス又豫審判事モ之ヲ許スヘキニアラス

第二 被告人ノ請求アルコト若シ被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ請求アルコト○被告人無能力ナル場合ニ於テ法律上代理人ヨリ請求アルコトヲ要スルハ第四第五ノ條件タル證書ヲ差出シ保釋ヲ立ツルコトハ無能力者ノ爲シ得ヘカラル所ナレハナリ無能力者及ヒ法律上代理人ノ如何ハ已ニ之ヲ述ヘタリ(一〇九號二九五號)

第三 檢事ノ意見ヲ聽クコト○豫審判事ハ檢事ノ意見ニ束縛セラル、コトナシ檢事ノ意見ヲ聽クハ檢事ハ被告人ノ對手タルカ故ノミ

第四 何時ニテモ呼出ニ應シ出頭スヘキ證書ヲ差出スコト  
第五 保釋ヲ立テシムルコト○保釋ヲ立テシムル方法ニ三種アリ左ノ如シ(一五二條)

保釋ヲ立

一 金錢ヲ差出スコト

テシムル  
方法

二 有價證券ヲ差出スコト○治罪法第二百十三條ニハ貯金預所又ハ銀行ノ預證書トアリテ公債證書株券等ハ保釋ト爲スコトヲ得サルカ如クナリシト雖モ本法ニ於テハ明ニ公債證書株券等ヲ以テ保釋ニ充ツルコトヲ得有價證券トハ公債證書株券等ノ如ク相當ノ市價ヲ有シテ流通スヘキモノナイフ金圓預證書ニシテ無記名式又ハ差圖式ヲ以テ流通セザルモノハ有價證券トハイフヘカラス然レトモ確定ニ金錢ト交換スルヲ得ヘキモノナレハ保釋ニ充テシメテ妨ナカルヘシ

三 裁判所ノ管轄地内ニ住シ且ツ十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツヘキ保證書ヲ差出スコト○故ニ第一裁判所ノ管轄地内ニ住スル者ナルコト第二十分ナル資力アル者ナルコトノ二條件ヲ要ス而シテ其資力ノ十分ナルヤ否ヤハ一ニ豫審判事ノ認定ニ在リ保證書ハ民事上ニ於テ作製スル證書ト同ク金額ニ應シテ證券印紙ヲ貼用セサルヘカラス何トナレハ其保證書ヲ差出スコトハ全ク民事ノ契約ナレハナリ  
又十分ナル資力アル者ナレハ親屬タルト否トテ問ハス保證書ヲ差出シ

テ保釋人タルコトヲ得或曰ク保釋人タルヲ得ル者ハ親屬ニ限ル實際ニ於テモ亦如此シト此説ハ法律ノ趣旨ニ悖戾スルモノナリ蓋シ法律ノ趣旨ハ金錢ヲ以テ保證セシムルニ在レハ其金錢ヲ出スニ足ル者ナレハ其人ノ親疎ハ問フヘキニアラス

保證ノ金額ハ豫メ一定スルヲ得ス被告人ニ逃亡ノ恐ナキトキハ其金額多クシテ可ナルヘク又逃亡ノ恐アルトキハ其金額多クサルヲ得ス其他被告人ノ身分財産ノ有無等ニ依リ多少ノ増減アルヘシ故ニ法律ハ其金額ハ豫審判事ノ認定ニ任シ保釋ヲ許ス旨渡書ニ之ヲ記載セシム(一五一條)

○第五百五十三條

保釋人被告人を呼出すときは出頭より二十四時前に其報告を爲す可し

本條ハ保釋中被告人ノ呼出ニ係ル規定ナリ法文ニ保釋人トアルハ保釋中ノ誤ナルヘシ

○第五百五十四條

保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出頭せざるときは保證金の全部又は一部を沒收す可し

○第五百五十五條

保證金を沒收するには檢察の意見を聽き豫審判事其言渡を爲す可し

保證金の沒收

此兩條ハ保釋中被告人呼出ニ應セサルトキノ制裁ヲ定メタリ(六三五) 法文ニ保證金の全部又は一部を沒收す可しトアリ其沒收スヘキ額ハ一ニ豫審判事ノ認定ニ任シタリ是レ或ハ逃亡シ或ハ潜匿シテ故ラニ其呼出ニ應セサルアリ又ハ單ニ懈怠ニ依リテ其呼出ニ應セサルアリテ其呼出ニ應セサル情狀ニ輕重アレハナリ

然レトモ豫審判事保釋中被告人ヲ呼出スニハ二十四時前ニ其報告ヲ爲サ、ルヘカラス(一五三條)此報告ヲ爲サ、レハ縱令ヒ正當ノ事由ナシシテ出頭セサルモ保證金ヲ沒收スルコトヲ得サルナリ

他人ヨリ保證ヲ爲シタルトキハ之ヲ執行スル如何

(六三六) 金錢有價證券等ヲ以テ保證ヲ爲シタルトキハ論スルノ要ナシト雖モ他人ヨリ保證書ヲ以テ保證ヲ爲シタルトキハ之ヲ執行スルコト如何治罪法第二百十五條第二項ニハ若シ他人ノ保證ニ係ル時ハ民事ノ規則ニ從ヒ之ヲ徵收ス可シトアリキ今本法ニハ此明文ナシト雖モ民事ノ規則

ニ從フヘキハ論ヲ俟タス

第五百五十六條 豫審判事保證金を沒收したるときは保釋の言渡を取消す可し

又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要なりとするときは檢事の意見を聽き其言渡を取消す可し

本條ハ保釋ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ヲ定メタリ

(六三七) 保釋ノ言渡ヲ取消スヘキ場合三アリ左ノ如シ

第一 豫審判事保證金を沒收シタルトキ○前條ノ規定ニ從ヒ被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルニ由リ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒收シタルトキハ豫審判事ハ當然保釋ノ言渡ヲ取消スヘシ

第二 保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキ○其言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ豫審判事ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消スヘシ但シ其要否ハ一ニ豫審判事ノ認定スル所ニ在リ通例其言渡ノ取消ヲ必要ナリトスルハ被告人ノ逃亡シ又ハ潜匿スル等ノ恐アル場合ニ在リ

○第五百五十六條

保釋ノ言渡ヲ取消スヘキ場合

第三 被告事件重罪ナリト思料シ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキ○此場合ニ於テ若シ保釋ヲ許シタルトキハ必ス其言渡ヲ取消サハルヘカラス(一六八條)

保釋ノ効力ハ何レノ時マテ繼續スルカ

(六三八) 保釋ノ効力ハ公判中ニ繼續スルノミナラス其判決ノ確定シテ刑ノ執行ヲ爲ス時マテハ繼續スヘシ故ニ保釋ヲ言渡シタルトキハ豫審終結ノ言渡ヲ以テ公判ニ付スト雖モ被告人ハ尙ホ保釋ニ依リ勾留セラル、コトナシ又保釋ノ規定ハ公判ニ適用スルコトナキカ故ニ公判ニ於テハ保釋ヲ許スコトナキノミナラス又保釋ヲ取消スコトヲ得ス保釋人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スヘキノミ其保釋ヲ取消スヲ得サルハ關席判決ノ規定アルニ依リ亦之ヲ知ルヘキナリ但シ重罪事件ニ係ルトキハ前述ノ如ク豫審終結ノ言渡ヲ爲スニ際シテ保釋ヲ取消スヘキハ論ヲ待タス

第五百五十七條 豫審判事保證金を沒收したる後免訴の言渡違懲罪又は罰金に該る可き輕罪に付き公判に付する言渡を爲したるときは檢事の意見を聽き前に沒收したる金額を還付す可し

○第五百五十七條

沒收金額  
ノ還付

本條ハ沒收シタル金額ノ還付ニ係ル規定ナリ

(六三九) 豫審判事第五百四條第五百五條ノ規定ニ從ヒ保證金ヲ沒收シタル後ト雖モ豫審ヲ終結スルニ當リ免訴ノ言渡ヲ爲シ又ハ違警罪若クハ罰金ニ該ルヘキ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ前ニ沒收シタル金額ヲ還付セサルヘカラス免訴ノ言渡ヲ受クヘキ者ナルトキハ初メヨリ起訴スヘカラス違警罪若クハ罰金ノ刑ニ該ルヘキ被告人ナルトキハ亦初メヨリ勾留スヘカラスモノナルニ之ニ對シテ起訴シ之ヲ勾留シタルハ過失ノ處分ナリ被告人ノ違約ヲ責メヨリ竊口自家ノ過失ヲ責メサルヘカラス是レ之ヲ還付スル所以ナリ又檢事ノ意見ヲ聽クハ保證金ヲ沒收スルトキニ於テ已ニ其意見ヲ聽キタルヲ以テナリ

公判ニ於  
テ無罪免  
訴等ノ言  
渡ヲ爲シ  
タルトキ  
ハ如何

(六四〇) 豫審判事カ前ニ沒收シタル金額ヲ還付スルハ豫審ニ於テ免訴ノ言渡又ハ違警罪若クハ罰金ノ刑ニ該ルヘキ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキニ限ル公判ニ於テハ縱令ト無罪ノ言渡ヲ爲シタルトキト雖モ還付スヘキニアラス現シヤ免訴ノ言渡又ハ違警罪若クハ罰金ノ刑

○第五百  
十八條

保證金ヲ  
還付スヘ  
キ場合

ニ該ルヘキ言渡ヲ爲シタルトキニ於テナヤ

第五百十八條 豫審判事免訴ノ言渡違警罪又は罰金ノ刑に該る可き輕罪に付キ公判に付する言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したるときは保證金を還付す可し

本條ハ保證金ノ還付ニ係ル規定ナリ

(六四一) 保證金ヲ還付スヘキ場合ハ左ノ如シ

第一 豫審判事其事件ノ取調ヲ爲シタル後免訴ノ言渡又ハ違警罪若クハ罰金ニ該ルヘキ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキ○此場合ニ於テ保證金ヲ還付スヘキ理由ハ前條ニ説述シタルカ如シ(六三七號)

第二 保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキ○保釋ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ハ已ニ第五百十六條ニ於テ之ヲ述ヘタリ(六三五號)而シテ此場合ニ於テハ呼出ニ應シ出頭スヘキ爲メ被告人若クハ其法律上代理人ヨリ差出シタル證書ヲ還付スヘキハ勿論保證金若クハ保證書ヲモ還付セサルヘカラス然レト此場合ニ於テ常ニ保證金ノ全部ヲ還付スルモノト速了スヘカラ

ス保證金ヲ沒收シタルカ爲メ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ其沒收セザル殘額ヲ還付スヘク若シ全部ヲ沒收シタルトキハ更ニ還付スルコトナシ但シ前條ノ規定ニ從ヒ已ニ沒收シタル金額ヲ還付スルハ格別ナリ

○第五百五十九條

第五百五十九條 豫審判事は保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聽き被告人を其親屬又は故舊に責付することを得

責付を爲すには親屬又は故舊より何時にても呼出に應じ被告人を出頭せしむ可き證書を差出さしむ可し

○第六十條

第六十條 責付中被告人を呼出すときは出頭より二十四時前に其報知を爲す可し

被告人正當の事由なくして出頭せざるときは檢事の意見を聽き責付の言渡を取消す可し

此兩條ハ責付ニ關スル規定ナリ

○第五百五十九條

第五百五十九條 被告人ヲ責付スルニハ二個ノ條件ヲ必要トス即チ左ノ如シ(一)

第一 檢事ノ意見ヲ聽クコト

第二 親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應ジ被告人ヲ出頭セシムヘキ證書ヲ差出サシムルコト

保釋責付  
中ノ被告  
人取締方  
心得

(六四三) 明治十六年十一月司法省丙第八號達ハ保釋責付中ノ被告人取締方心得ヲ示シタルモノニシテ今尙ホ實際ニ於テ準用スヘキモノナリ左ニ之ヲ掲載セン

保釋責付を得たる被告人は左の取締條件に服従せしむ可き儀に付き保釋責付を爲すの際其旨を被告人に豫知せしむ可し但其言渡の紙尾に記載印刷するも妨げなし

第一條 治罪法第二十一條即チ本法第十八條に從ひ假住所を定め届置く可きことは言を待たず其裁判所の管轄外に旅行することを得ず若し已むを得ざる事故あるときは其旨を檢事に申立て許可を受く可し

第二條 裁判所の管轄地内と雖も住地外に於て一泊以上滞在すると

きは滞在の場所を其家族又は同居人に通知し置く可し  
若し同居人あらざるときは其住所の地の戸長(即チ市町村長)に届置く可し

第三條 代言人辯護人又は代人として法廷に出頭し其他議會集會等公然の場所に參會することを得ず

第四條 治罪法第二百一十一條(即チ本法第七十二條)に適當する者及び前數條の規則に背きたる者は治罪法第二百六條第二項(即チ本法第五十六條第二項)に従ひ保釋を取消す可し其責付を受けたる者も亦同し

〔六四四〕 保釋ト責付トノ差別ハ左ノ如シ

第一 保釋ハ被告人ヨリ又其無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ請求アルコトヲ要スト雖モ責付ハ其請求ニ由ルコトナシ

第二 保釋ハ金錢若クハ有價證券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住スル十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツヘキ保證書ヲ差出スコトヲ要スト雖モ責付

保釋ト責付トノ差別

ハ之ヲ要セス

### 第十節 豫審終結

〔六四五〕 前數節ノ規定ハ凡テ豫審終結前ノ處分ニシテ而シテ保釋ヲ除クノ外ハ皆豫審終結ノ目的ヲ達センカ爲メナリ

〔六四六〕 本節ハ總テ十五條ニシテ豫審ノ終結ニ係ル規定ナリ

○第六十一條

豫審判事は被告事件其管轄に非すとし又は他に取調を要することなしと思料したるときは豫審終結の處分に付き檢事の意見を求むる爲め訴訟記録を送致す可し

檢事は訴訟記録に意見を付し三日内に之を還付す可し

○第六十二條

第六十二條 檢事は豫審十分ならずと思料したるときは其條件に付き更に取調を請求することを得若し豫審判事其請求を背せざるときは檢事は訴訟記録に意見を付し二十四時内に之を還付す可し

此兩條ハ豫審終結ノ處分ニ付き其以前ニ爲スヘキ手續ヲ定ム

〔六四七〕 豫審判事カ豫審ヲ終結スヘキ場合ヲ別テ二ト爲ス即チ第一被

豫審ノ終

第三編、

第三章

豫審

第十節

豫審終結

第六十一條

第六十二條

第六十三條

第六十四條

第六十五條

第六十六條

第六十七條

第六十八條

第六十九條

第七十條

第七十一條

第七十二條



結ヲ爲ス  
ヘキ場合

第三編、第三章 豫審 第十節 豫審終結 第六十一條 第五百五十六

告事件其管轄ニアラスト思料シタルトキ、第二他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキ是レナリ

第一 被告事件其管轄ニアラスト思料シタルトキ○此場合ニ於テハ尙ホ他ニ取調ヲ要スルコトアルモ豫審ヲ終結セサルヘカラス已ニ管轄ニアラサル以上ハ其取調ハ爲スヘカラサルヲ以テナリ但シ犯罪ノ種類ニ關シ其管轄ニアラスト思料シタルトキハ格別ナリ此場合ニ於テハ尙ホ十分ニ取調ヲ爲サ、ルヘカラス取調十分ナラサレハ豫審ノ終結ヲ爲スヘカラス故ニ所謂管轄ニアラスト思料スルトハ即チ土地ノ區劃ニ關シ其管轄ニアラスト思料スルナイフ(例外ノ場合ヲモ包含ス、二〇七號)裁判所ノ管轄ニ犯罪ノ種類ニ關スルモノト土地ノ區劃ニ關スルモノトノ別アルコトハ已ニ之ヲ述ヘタリ(一九三號以下)

第二 他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキ○被告事件土地ノ區劃ニ關シ其管轄ニアラスト思料シタルトキハ其取調ノ要否ニ拘ハラズ豫審ヲ終結セサルヘカラスト雖モ其他ノ場合ニ於テハ十分ニ其取調ヲ爲サ

檢事ノ意見ヲ求ムルコト

、ルヘカラス而シテ十分ニ其取調ヲ爲シ又他ニ取調ヲ要スルコトナキトキハ亦豫審ヲ終結セサルヘカラス

(六四八) 右二個ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ豫審ヲ終結セサル前ニ於テ先ツ檢事ノ意見ヲ聽カサルヘカラス是レ檢事ハ公訴ノ原告者ニシテ之ヲ實行スル者ナレハ其處分ニ付キ意見ヲ述フヘキハ當然ニシテ又豫審判事ノ專横ヲ防ク所以ナリ

又豫審判事カ檢事ノ意見ヲ求ムルニハ一切ノ訴訟記録ヲ送致スルニ止マリ自己ノ意見ヲ述フヘカラス凡ソ裁判官ハ決定判決ニ由ルニアラサレハ其意見ヲ示スヘキニアラス

檢事豫審終結ノ處分ニ付キ豫審判事ヨリ訴訟記録ノ送致ヲ受ケタルトキハ其意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付セサルヘカラス但シ事務繁多ニシテ三日内ニ還付スルコトヲ得サルトキハ豫審判事ニ照會シテ更ニ延期ヲ請求スルハ妨ナカルヘシ

(六四九) 檢事ハ豫審處分十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ

第三編、第三章 豫審 第十節 豫審終結 第六十一條 第五百五十七

審處分十  
分ナラス  
ト思料シ  
タルトキ  
ハ如何

本條ト第  
六十八條  
トノ差別

第三編、 第三章 豫審 第十節 豫審終結 第六十一條 第六十二條

五百五十八

更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得然レトモ豫審判事ハ必ス其請求ニ應セサル  
ヘカラサルニアラス故ニ其取調ヲ必要ナラストスルトキハ其請求ニ應ス  
ルコトナシ而シテ豫審判事其請求ニ應セサルトキハ其旨ヲ檢事ニ通知ス  
ヘシ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時間内ニ之ヲ還付セサルヘカラ  
ス若シ檢事ニ於テ其取調ノ不十分ナルカ爲メ意見ヲ付シ難キトキハ只其  
旨ヲ通牒スルノミニシテ必シモ意見ヲ付スルヲ要セス

〔六五〇〕 本條ト第六十八條トハ相類似セルモノナリ然レトモ之ヲ混同  
セサルコトヲ要ス左ニ其差別ヲ示スヘシ

第一 第六十八條ノ場合ハ豫審ノ取調中ニ係リ本條ノ場合ハ豫審ノ取調  
後ニ係ル隨テ第六十八條ノ場合ニ於テハ豫審判事其必要ノ處分ヲ終リタ  
ルトキ必シモ訴訟記録ヲ送致スルヲ要セスト雖モ本條ノ場合ニ於テハ其  
取調ノ終リタルトキハ必ス訴訟記録ヲ送致セサルヘカラス又檢事カ第六  
十八條ニ依リ豫審中訴訟記録ヲ檢閲シ何等ノ意見ヲ付セスシテ還付シタ  
ルトキニ於テ豫審判事ハ直チニ豫審ヲ終結セントスルモ尙ホ本條ニ依リ

特ニ其意見ヲ聽クカ爲メ必ス訴訟記録ヲ檢事ニ送致セサルヘカラス  
第二 第六十八條ノ場合ニ於テハ檢事ノ請求アルニアラサレハ之ヲ送致  
スルニ及ハス本條ノ場合ニ於テハ檢事ノ請求ヲ待タス當然之ヲ送致セサ  
ルヘカラス

第三 第六十八條ノ場合ニ於テハ二十四時内ニ之ヲ還付セサルヘカラス  
本條ノ場合ニ於テハ三日間ニ還付シ又ハ更ニ二十四時内ニ還付スルヲ得  
是レ一ハ豫審取調中ニ係リ一ハ豫審取調後ニ係ルヲ以テナリ

第四 第六十八條ノ場合ニ於テハ檢事ハ常ニ意見ヲ付セスシテ訴訟記録  
ヲ還付スヘシト雖モ本條ノ場合ニ於テハ檢事ハ常ニ相當ノ意見ヲ付シテ  
還付セサルヘカラス

第六十三條 豫審判事は檢事の意見如何なるを問はず後數條に記載  
したる決定を以て豫審を終結す可し

本條ハ豫審終結ニ係ル規定ナリ

〔六五一〕 豫審判事ハ檢事ノ意見ニ拘束セラルヘキ者ニアラス故ニ檢事

○第六十六  
十三條

豫審終結

第三編、 第三章 豫審 第十節 豫審終結 第六十三條

五百五十九

ノ意見ノ如何ナルヲ問ハス其自ラ信認スル所ヲ以テ豫審ヲ終結スル決定ヲ爲サ、ルヘカラス

豫審判事カ豫審ヲ終結スルニハ決定ヲ以テシ判決ヲ以テセス是レ豫審ハ本案ニ付キ犯罪ノ有無ヲ審案スルニアラスシテ管轄裁判所ニ被告事件ヲ移スヘキヤ否ヤヲ決定スルニ在レハナリ

豫審終結ノ決定ノ抽別

(六五二) 豫審終結ノ決定ヲ分テ四種ト爲ス、第一輕罪公判ニ付スル決定、第二重罪公判ニ付スル決定是レナリ

(六五三) 第壹管轄違ノ決定ハ、第六百六十四條ニ規定シ第貳免訴ノ決定ハ、第六百六十五條ニ規定シ第參區裁判所ニ移ス決定、第肆公判ニ付スル決定ハ、第六百六十六條以下第六百六十八條ニ規定ス

○第六百六十四條

豫審判事は被告事件其管轄に非ざることを認めたるときは其旨を言渡す可し若し勾留を要するものと認めたるときは前に

第壹管轄違ノ決定ヲ爲スヘキ場合

發したる令狀を存し又は新に令狀を發し其事件を檢事に交付す可し  
(六五四) 第壹 豫審判事カ管轄違ノ決定ヲ爲スヘキ場合ハ被告事件其管轄ニアラサルコトヲ認メタルトキニ在リ但シ前ニ論シタルカ如ク犯罪ノ種類ニ關シ其管轄ニアラサルコトヲ認メタルトキハ管轄違ノ決定ヲ爲スヘキニアラス第六百六十六條以下ノ規定ニ從ヒ公判ニ付スル決定ヲ爲スヘキナリ故ニ茲ニ所謂ル被告事件其管轄ニアラサルコトヲ認メタルトキトハ即チ被告事件土地ノ區劃ニ關シ其管轄ニアラサルコトヲ認メタルトキチイフ(國外ノ場合ヲモ包含ス、二〇七號)

被告事件勾留ヲ要スルモノタルトキハ已ニ發シタル令狀ハ之ヲ存續シ又未ダ發セザレハ如何

(六五五) 豫審判事管轄違ノ決定ヲ爲スヘキ場合ト雖モ被告事件勾留ヲ要スルモノタルトキハ已ニ發シタル令狀ハ之ヲ存續シ又未ダ發セザレハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得ヘシ是レ法律カ被告人ノ逃亡シ若クハ證據ノ擧滅スル恐アル場合ニ於テ公益ノ爲メ特ニ管轄ニアラサル豫審判事ニ分與シタル職權ナリトス而シテ此處分ハ遲クトモ管轄違ノ決定ヲ爲スト同時ニ於テセサルヘカラス何トナレハ豫審終結ノ決定ヲ爲シタル後ハ豫審判

爲テ事ハ其被告事件ニ關涉スルヲ得サレハナリ

檢事其事  
件ノ交付  
ヲ受ケタ  
ルトキハ  
如何

〔六五六〕 管轄違ノ決定ヲ爲シタルトキハ其事件ヲ公訴ノ原告者タル檢事ニ交付セサルヘカラス而シテ檢事其交付ヲ受ケタルトキハ直近上級裁判所ニ抗告ヲ爲スヲ得ヘク又ハ抗告ヲ爲サスシテ其管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ管轄裁判所ノ檢事ヲシテ更ニ起訴セシムルヲ得ヘキナリ

○第六十五條

豫審判事は左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたるときは放免の言渡を爲す可し

- 第一 犯罪の證憑十分ならざる時
- 第二 被告事件罪とならざる時
- 第三 公訴の時効に罹りたる時
- 第四 確定判決を経たる時
- 第五 大赦ありたる時
- 第六 法律に於て其罪を全免する時

〔六五七〕 第貳 豫審判事カ免訴ノ決定ヲ爲スヘキ場合ハ本條第一乃至

第二免訴

ノ決定ヲ爲スヘキ場合

第六ニ記載シタル原由アルトキニ在リ此場合ニ於テハ只免訴ノ言渡ヲ爲スノミナラス被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲サ、ルヘカラス然レトモ其免訴放免ノ言渡確定スルマテ即チ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテハ被告人ヲ放免スルコトナシ(一七四條)

放免ノ言渡ヲ爲サ、ルトキハ如何

〔六五八〕 豫審判事若シ誤テ免訴ノ言渡ト共ニ放免ノ言渡ヲ爲サ、ルトキハ如何曰ク此場合ニ於テハ被告人ハ其言渡ヲ執行スル者即チ檢事ニ對シ放免セラレノコトヲ求ムルヲ得ヘク檢事モ亦抗告期間經過ノ後ハ直チニ放免セシムルコトヲ得ヘシ何トナレハ放免ハ免訴ノ言渡ヨリ生スル自然ノ結果ニシテ已ニ免訴ノ言渡ヲ爲シ之ヲ執行スルニ於テハ放免セサルヲ得サレハナリ

〔六五九〕 免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ヲ細別スレハ左ノ如シ

- 第一 犯罪ノ證憑十分ナラサルトキ○犯罪ノ證憑十分ナラサルトハ管ニ其不十分ナルトキニ於テ尙ホ免訴ノ言渡ヲ爲ス况ンヤ證憑ナキトキニ

於テチヤ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ○此場合ハ第一ノ場合ト異ナリテ被告事件ハ全存シ被告人ハ其本人タルコト明了ナルモ其事件ノ罪ト爲ラサルモノニシテ即チ一般ノ不論罪特別ノ不論罪ノ場合等チイフ例ヘハ十二歳未滿ノ幼者又ハ瘖啞者ノ所爲ノ如キ又ハ委託物費消ノ罪トシテ起訴セラレタルモ其事件ノ委託物ニアラスシテ曾テ贈與チ受ケタル物件ナリシ場合ノ如キ是レナリ又法律ニ正條ナク若クハ犯罪ノ後願布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止セラレタルカ如キモ亦皆被告事件罪ト爲ラサルモノナリ故ニ此等ノ場合ニ於テモ總テ第二ニ從ヒ免訴ノ言渡チ爲スヘキナリ

幼者又ハ瘖啞者ハ其罪ヲ論セサルモ其情狀ニ由リ懲治場ニ留置スルコトアリ故ニ此等ノ者ニ對シ免訴ノ言渡チ爲シタル場合ニ於テハ其懲治場ニ留置スル言渡ハ何レノ所ニ於テ爲スヘキカ此問題ニ付テハ三説アリ

懲治場ニ  
留置スル  
言渡ハ何  
レノ所ニ  
於テスヘ  
キカ

第一説 豫審判事カ幼者又ハ瘖啞者ニ對シ免訴ノ言渡チ爲シタルトキハ檢事ニ於テ懲治場ニ留置スルコトヲ言渡スヘシ何トナレハ懲治場ニ留置スルコトハ一ノ行政處分ナレハナリ

第二説 被告人カ幼者若クハ瘖啞者ナルトキハ豫審判事ハ免訴ノ言渡チ爲スチ得ス必ス之ヲ公判ニ付セサルヘカラス何トナレハ懲治場ニ留置センニハ必ス其事實ヲ證明シ其情狀ヲ判定セサルヘカヲサレハナリ

第三説 豫審判事カ幼者又ハ瘖啞者ニ對シ免訴ノ言渡チ爲シタルトキハ檢事ヨリ刑事ノ管轄裁判所ニ請求シテ懲治場ニ留置スル言渡チ爲サシムヘシ何トナレハ豫審判事ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ必ス免訴ノ言渡チ爲サ、ルヘカヲスシテ其事件ヲ公判ニ付スル言渡チ爲スチ得サレハナリ

以上三説ハ共ニ其當チ得タルモノニアラス被告人ヲ懲治場ニ留置センニハ其所爲ヲ證明シ且ツ其情狀ヲ判定セサルヘカラス之ヲ證明シ之ヲ判定スルハ檢事ノ職權ニアラス故ニ第一説ニハ從フヘキニアラス又法

律ニハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ免訴ノ旨渡ヲ爲スヘシトアリテ被告  
人ヲ懲治場ニ留置スヘキ場合ヲ除ク明文ナシ故ニ第二説ニモ從フヘ  
キニアラス又刑事ノ裁判所ハ公訴若クハ公訴ニ附帶スル私訴ヲ審判ス  
ヘキ所ニシテ被告人ヲ懲治場ニ留置スルハ公訴ニアラス又私訴ニアラ  
サレハ刑事ノ裁判所ノ審判スヘキモノニアラス故ニ第三説ニモ亦從フ  
ヘカラサルナリ

然ラハ如何シテ可ナルカ曰ク民法實施後ハ人事編第五百五十二條ニ準シ  
檢事ヨリ區裁判所ニ請求シテ留置スヘキハ勿論今日ト雖モ構成法第十  
五條ニ準シ非訴訟事件トシテ區裁判所ニ請求スヘキナリ但シ已ニ公判  
ニ付シタルモノハ格別ナリ公判ニ付シタル場合ニ於テハ公判々事ハ刑  
法第二十七條換刑處分ノ例ニ依リ檢事ノ請求ニ因リ留置分處ヲ爲スヘ  
キナリ而シテ公判ニ於テ留置處分ヲ旨渡スハ從來ノ慣例ナリ(刑法述義  
第六二六號以下)

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ○時効ハ公訴權消滅ノ一原由ナリ(六

條)故ニ公訴ノ時効ニ罹リタルトキハ公訴權ハ即チ消滅スルモノナレハ  
免訴ノ旨渡ヲ爲スヘキハ旨ヲ俟タス

第四 確定判決ヲ經タルトキ○其理由ハ前ニ同シ

第五 大赦アリタルトキ○其理由亦前ニ同シ但シ茲ニ一言スヘキハ特  
赦アリタルトキニ換テ免訴ノ旨渡ヲ爲サ、ルコト是レナリ特赦ハ判決  
確定ノ後ニアラサレハ與フルモノニアラサレハ特赦ハ自ラ確定判決中  
ニ包含スルモノナリ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ○此場合ト第二被告事件罪ト爲  
ラサル場合トヲ混スヘカラス第二ノ場合ハ即チ不論罪等ノ場合ナイフ  
モノナレトモ第六ノ場合ハ不論罪ノ場合ナイフモノニアラス即チ其事  
件ハ罪トシ論スヘキモノニシテ只法律ニ於テ其刑ヲ全免スルナイフナ  
リ例ヘハ刑法第九十二條第二項第二百二十六條等ニ於テ自首ニ因  
ニ本刑ヲ免スルカ如キ又ハ第三百七十七條親屬相盜ノ場合ノ如キ是レナ  
リ

以上ノ原  
由アルト  
キハ公判  
ニ於テハ  
如何ナル  
言渡ヲ爲  
スヘキカ

豫審免訴  
ト公判免  
訴トノ異  
同

此場合ノ  
外尚ホ公  
訴ヲ消滅

(六六〇) 以上第一乃至第六ノ原由アル場合ニ於テハ豫審ニ在テハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノナレトモ公判ニ在テハ然ラス即チ第三乃至第六ノ場合ニ在テハ免訴ノ言渡ヲ爲スト雖モ第一第二ノ場合ニ在テハ免訴ノ言渡ヲ爲サスシテ無罪ノ言渡ヲ爲ス(二二四條)是レ公判ハ其本案ニ付キ有罪無罪ヲ判決スルモノナレトモ豫審ハ證據ノ有無ヲ審案シテ只其事件ヲ公判ニ付スヘキヤ否ヤヲ決定スルニ過キサレハナリ

(六六一) 免訴ニ豫審免訴ト公判免訴トノ別アルハ前述ノ如シ而シテ豫審免訴ト公判免訴トニハ種々ノ差別アリ今其重要ナルモノヲ舉ケレハ豫審免訴ハ其決定確定シタル後ト雖モ新ナル證據アルトキハ再ヒ起訴スルコトヲ得然レトモ公判免訴ハ其判決確定シタルトキハ新ナル證據アルモ再ヒ其事件ニ付キ起訴スルコトヲ得サルニ在リ尚ホ其詳細ハ第七十五條ニ於テ説述スヘシ

(六六二) 本條ニハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合六個ヲ掲ケタリ然レトモ此外ニ於テ尚ホ公訴消滅ノ原由ナキニアラス

セシムル  
原由アル  
トキハ如  
何

被告人ノ  
入達ナリ  
シトキハ  
如何

被告人ノ死去モ公訴消滅ノ一原由ナリ此原由アルトキハ如何曰ク豫審終結ノ言渡ハ爲スヘキニアラス豫審判事ハ只之ヲ訴訟記録ニ記載スヘキノミ豫審終結ノ言渡ヲ爲サントスルモ之ヲ受クヘキ被告人ナシボアソナイト氏曰ク豫審中被告人ノ死去スルトキハ免訴ノ言渡ヲ爲スヲ要セス此場合ニ於テ豫審ヲ終結スルハ豫審判事ノ所爲トイハンヨリ寧ロ法律上ノ所爲トイフヘケレハナリト

告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付キ告訴ノ拋棄アリタルトキモ亦公訴ハ當然消滅スルヲ以テ豫審判事ハ豫審終結ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲サスシテ單ニ其事件ヲ却下スヘキノミ

(六六三) 被告人カ本犯ニアラスシテ全ク人違ナリシトキハ如何曰ク本條第一犯罪ノ證據十分ナラサル中ノ一事ニ外ナラサレハ此場合ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス蓋シ犯罪ノ證據十分ナラサルハ只犯罪ノ成立ヲ證明スル證據ノ十分ナラサルコトノミナラス犯罪ノ成立ハ明了ナルモ本犯ノ誰タルコトノ明了ナラサルハ是レ亦證據ノ十分ナラサルモノトス

餘罪ノ輕  
キモノハ  
如何

(六六四) 一罪前ニ發シ已ニ確定判決ヲ經タル後其判決以前ニ犯シタリシ餘罪發覺シタルトキハ其輕ク若クハ等シキモノハ到底其罪ヲ論スヘカラス(刑法一〇二條)ト雖モ此場合ニ於テ其餘罪ニ付キ公訴起リタルトキハ是レ其起スヘカラサル公訴ヲ起シタルニアラサレハ豫審判事ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキニアラス其地方裁判所ノ管轄ニ屬スルト區別裁判所ノ管轄ニ屬スルトノ區別ニ從ヒ之ヲ其管轄裁判所ノ公判ニ付スル言渡ヲ爲サ、ルヘカラス(九號)

豫審判事  
ハ沒收ノ  
言渡ヲ爲  
スコトヲ  
得ヘキヤ

(六六五) 法律ニ豫審判事カ豫審ニ於テ沒收ノ言渡ヲ爲スヘキ明文ナシ若シ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テ沒收スヘキ物件アルトキハ如何曰ク附加刑ノ沒收ト行政取締上ノ沒收トヲ區別スヘシ犯罪ノ用ニ供シタル物件犯罪ニ因テ得タル物件ノ沒收ハ純粹ノ附加刑ナレハ免訴ノ言渡ヲ以テ主刑ヲ免スル以上ハ附加刑モ亦自ラ免スヘキハ言ヲ俟タズ免訴ノ言渡中ニハ當然主刑ト附加刑トヲ包含シテ之ヲ免除ス而シテ其已ニ差押ヘタル物件ハ其占有者又ハ被告人ニ還付スヘシ民事原告人アリト雖モ

被害者ハ  
何レノ裁  
判所ニ要  
償ノ訴ヲ  
爲スヘキ  
カ

民事原告人ニ還付スヘキニアラス民事原告人ハ更ニ民事裁判所ニ出訴シテ其返還ヲ請求スヘシ豫審判事ハ私訴ノ裁判ヲ爲スヘキ者ニアラサレハ民事原告人ニ還付スル言渡ヲ爲スヲ得ス然レトモ禁制ノ物件ハ之ニ異ナリ豫審判事ニ於テ沒收スルコトヲ得ヘシ或曰ク豫審判事ハ禁制ノ物件ト雖モ沒收スルヲ得ス公判ニ付シテ其處分ニ任セサルヘカラス嘗テ實際ニ於テモ如此キ内訓アリト余思フニ然ラサルヘシ豫審判事ニ於テ沒收シテ妨ナシ或ハ檢察警察官ニ於テ沒收シ或ハ公判々事ニ於テ沒收スルモ亦妨ナシ要スルニ此沒收ハ行政取締上ノ處分ニシテ刑法第四十四條ニ依リ法律上當然行フヘキモノナレハ當該官吏ハ皆之ヲ行フコトヲ得ヘキナリ

(六六六) 治罪法第二百二十四條ニハ豫審判事免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキハ被害者ハ民事ノ管轄裁判所ニアラサレハ要償ノ訴ヲ爲スヲ得サルコトヲ規定セリ本法ニ於テハ此明文ヲ刪除シタリ思フニ是レ法律ノ明文ヲ待タサルヲ以テナリ故ニ免訴ノ言渡アリタルトキハ民事原告人ハ更ニ民事ノ管轄裁判所ニ起訴セサレハ賠償返還ヲ要求スルヲ得ス



○第六百六十六條

被告事件違警罪なりと思料したるときは區裁判所に移す言渡を爲し且被告人勾留を受けたるときは釋放の言渡を爲す可し

○第六百六十七條

被告事件裁判所構成法第十六條第二號に記載したる輕罪なりと思料したるときは區裁判所に移す言渡を爲し其他の輕罪なりと思料したるときは其裁判所の輕罪公判に付する言渡を爲す可し被告人勾留を受けたる場合に於て罰金の刑に該るものと思料したるときは釋放の言渡を爲す可し

禁錮の刑に該る可きものと思料したるときは保釋を許し又は責付を爲すことを得若し被告人未だ勾留を受けざるときは令狀を發することを得

○第六百六十八條

被告事件重罪なりと思料したるときは其裁判所の重罪公判に付する言渡を爲す可し若し保釋を許し又は責付を爲したるときは其言渡を取消し被告人未だ勾留を受けざるときは令狀を發す可し

第參區裁判所ニ移スノ決定ヲ爲スヘキ場合  
第肆公判ニ付スルノ決定ヲ爲スヘキ場合

(六六七) 第參 區裁判所ニ移ス決定ヲ爲スヘキ場合ハ第一被告事件違警罪タルヘキトキ第二構成法第十六條第二號(一九五號)ニ記載シタル輕罪タルヘキトキ是レナリ(一六六條一六七條)

(六六八) 第肆 公判ニ付スル決定ヲ爲スヘキ場合ハ第一被告事件其他ノ輕罪タルヘキトキ第二重罪タルヘキトキ是レナリ(一六七條一六八條)而シテ第一ノ場合ニ於テハ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲シ第二ノ場合ニ於テハ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス

第一輕罪公判ニ付スル場合ニ於テハ被告事件禁錮ノ刑ニ該ルヘキモノタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲スコトヲ得ヘク若シ被告人未だ勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得(一六七條三項)又第二重罪公判ニ付スル場合ニ於テハ保釋ヲ許シ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消スヘク被告人未だ勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發セサルヘカラス(一六八條)第一ノ場合ニ於テハ此處分ヲ爲スト爲サ、ルトハ豫審判事ノ意見ニ一任スト雖モ第二ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ必ス之ヲ爲サ、ルヘカラス如此

ク一ヲ聽任法トシ一ヲ命介法ト爲シタル所以ハ已ニ之ヲ説述シタルハ茲ニ之ヲ贅セス(三八二號)

重輕罪ニ  
罪ノ場合  
ニ於テ豫  
審終結ノ  
決定ニテ  
公判ニ移  
スニ其決  
定ノ方法  
如何

(六六九) 重輕罪二罪ノ豫審終結ノ決定ニ於テ之ヲ公判ニ移スニハ重罪公判ニ移スノミニテ可ナルヤ將テ重罪ハ重罪公判ニ輕罪ハ輕罪公判ニ移スヘキコトヲ決定スヘキヤ如何曰ク大ハ小ヲ兼ルル原則ニ從ヒ重罪公判ニ移スノミニテ可ナリ必シモ重罪ハ重罪公判ニ輕罪ハ輕罪公判ニ移スコトヲ要セス或ハ必ス二罪ヲ別チテ重罪公判ニ移スト輕罪公判ニ移ストヲ明記スルヲ要スルモノトシ然ラハ豫審終結ヲ取消ス斷例アリ思フニ是レ拘泥シタル説ナルヘシ

○第六十  
九條

第六十九條 豫審終結の決定には事實及び法律に依り其理由を付す可し

管轄邊の言渡を爲すには其原由を明示し若し被告人を勾留す可きときは其原由を明示す可し

免訴の言渡を爲すには被告事件罪とならざることを公訴受理す可から

○第七  
十條

さること及び其原由又犯罪の證據十分ならざるときは其旨を明示す可し  
區裁判所に移す言渡又は公判に付する言渡を爲すには犯罪の性質模樣證據の十分なること及び其罪を罰す可き法律の正條を示す可し  
第七十條 前條の決定には第七十六條の規定に從ひ被告人の氏名等を明示す可し

豫審終結  
ノ決定書  
ニ記載ス  
ヘキ要件

此兩條ハ豫審終結ノ決定書ニ記載スヘキ條件ヲ規定ス

(六七〇) 豫審終結ノ決定書ニ記載スヘキ要件ハ第一被告人ノ氏名第二事實第三法律第四決定第五年月日場所及ヒ豫審判事裁判所書記ノ署名捺印是レナリ第一第五ノ要件ハ第七十條ニ規定シ第二第三ノ要件ハ第六十九條ニ規定ス尙ホ左ニ之ヲ説明セン

第一 被告人ノ氏名○只被告人ノ氏名ヲ記載スルノミナラス其職業住所身分年齢ヲモ記載スルヲ要ス但シ職業等ハ分明ナラザレハ之ヲ記載セス又氏名ト雖モ其分明ナラザルトキハ其容貌體格等ヲ記載シテ妨ナシ

第二 事實○事實トハ豫審判事カ認メタル事實ニシテ決定ノ基礎タルモ  
 ノナリ即チ管轄違ノ言渡ヲ爲ストキニ於ケル管轄違ノ理由免訴ノ言渡ヲ  
 爲ストキニ於ケル免訴ノ理由公判ニ付スル言渡ヲ爲ストキニ於ケル犯罪  
 ノ性質模様等是レナリ  
 管轄違ノ理由トハ被告事件ハ他ノ裁判所管轄地内ニ於テ在リシカ如キチ  
 イフ  
 免訴ノ理由トハ被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理スヘカラサルコト、犯  
 罪ノ證憑十分ナラサルコト等チイフ  
 公訴受理スヘカラサルコト、ハ公訴ノ時効ニ罹リタルコト、確定判決ヲ經  
 タルコト、大赦アリタルコト等其他公訴消滅ノ理由アリタルコトヲ包含ス  
 被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理スヘカラサルコトニハ其理由ヲ明示  
 セサルヘカラスト雖モ犯罪ノ證憑十分ナラサルコトニハ別ニ理由ナシ故  
 ニ只其旨ヲ明示スルノミ  
 犯罪ノ性質トハ國事犯罪、常事犯罪又ハ普通犯罪、特別犯罪等チイフニアラ

可シ

第七百七十一條 豫審終結の決定の正本は速に檢事及び被告人に送達す

ス竊盜、強盜、故殺、謀殺等ノ類チイフ犯罪ノ模様トハ犯罪ノ方法、手段及ヒ法  
 律上ノ加重減輕ノ情狀チイフ但シ酌量減輕ノ模様ノ如キハ豫審判事ノ決  
 定スヘキモノニアラス  
 第三 法律○法律トハ事實ニ相當スル法律ノ正條ニシテ亦決定ノ基本タ  
 ルモノナリ即チ刑法及ヒ本法ノ各正條チイフ  
 第四 決定○決定ハ豫審終結ノ主眼ニシテ即チ管轄違、免訴又ハ公判ニ付  
 スルチイフ  
 第五 年月日、場所及ヒ豫審判事、裁判所書記ノ署名捺印  
 以上ハ豫審終結ノ決定言渡書ニ記載スヘキ要件ニ過キス尙ホ此外記載ス  
 ヘキ事項勘カラス即チ被告事件、管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テ被告人  
 ナ勾留スヘキトキハ其理由及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キタルコトノ如キ是レナ  
 リ

本條ハ豫審終結ノ決定書送達ノコトヲ規定ス

○第七十二條

第七十二條 檢事は重罪公判に付する決定又は免訴若しくは管轄違の決定に對し抗告を爲すことを得

被告人は重罪公判に付する決定に對し抗告を爲すことを得

○第七十三條

第七十三條 重罪公判に付する場合に於て被告人に送達す可き決定には其決定に對し抗告を爲すを得べきこと及び其期間を記載す可し

其記載なきときは更に通常の規定に従ひ決定の送達あるまで抗告期間の経過を停止す

此兩條ハ抗告ニ係ル規定ナリ

抗告ノ爲ス場合

(六七二) 本法ニ於テハ抗告ハ濫ニ之ヲ爲スコトヲ得ス法律ニ於テ特ニ

之ヲ爲スコトヲ許シタル場合ニ限ルニ九三條故ニ抗告ヲ爲スニハ必ス法

律ノ明文ニ依ラサルヘカラス第七十二條ハ即チ抗告ヲ爲スコトヲ許シ

タル場合ノ一ナリ

檢事ト被告人ト抗

(六七二) 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若しくは管轄違ノ決定ニ

告ヲ爲ス場合ニ屬スルハ如何

對シ抗告ヲ爲スコトヲ得レトモ被告人ハ只重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキノミ免訴若しくは管轄違ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス是レ免訴ノ決定ハ被告人ノ利益ト爲ルヘキモノナレハ實際ニ於テ被告人ヨリ抗告ヲ爲スヘキコトナカルヘシ又被告人ハ名譽ノ爲メニ抗告ヲ爲サント欲スルコトナキニアラサルヘキモ社會ノ公益上ヨリ觀ルトキハ之ヲ許サシテ可ナリ又管轄違ノ決定ハ其場合ニ由リ多少被告人ニ不利益タルコトナキニアラスト雖モ裁判管轄モ亦公益ノ爲メニ定メタルモノナレハ被告人ノ私益ノ爲メニハ此決定ニ對シテモ抗告ヲ許サスシテ可ナリ

檢事及ヒ被告人カ抗告ヲ爲スコトヲ得サル場合

(六七三) 檢事ニ於テモ被告人ニ於テモ違警罪裁判所ニ移シ又ハ地方裁判所ノ輕罪公判ニ付スル決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス此等ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スニ於テハ徒ラニ未決勾留ヲ長カラシメ反テ本刑トノ權衡ヲ失フニ至レハナリ

(六七四) 被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得故